



Title	北海道における民有林所有構成の再編成過程に関する実証的研究
Author(s)	梶本, 孝博; KAJIMOTO, Takahiro
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 35(2), 315-390
Issue Date	1978-12
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/20996">https://hdl.handle.net/2115/20996</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	35(2)_P315-390.pdf



# 北海道における民有林所有構成の 再編成過程に関する実証的研究\*

梶本孝博\*\*

Provable studies on the reorganization process of the composition of private forest ownership in Hokkaido\*

By

Takahiro KAJIMOTO\*\*

## 目 次

は し が き .....	316
第1章 序 論 .....	317
第1節 課題と方法 .....	317
1) 課題と方法 .....	317
2) 林野をめぐる新たな土地問題 .....	319
第2節 戦後における林野所有構成の基本的動向(終戦~昭和30年代前半期) .....	320
1) 国有林・道有林・市町村有林 .....	321
2) 農家林・非農家林・会社有林 .....	322
第2章 農家林家の減少動向と農廢地造林 .....	324
第1節 農家林家減少動向の諸局面 .....	324
第2節 農廢地造林の構造と性格 .....	333
1) 農廢地造林の基本構造 .....	333
2) 農廢地造林の全道動向と地域性 .....	336
3) 農廢地をめぐる土地条件 .....	338
4) 農廢地造林の担い手 .....	340
第3章 地域富裕階層および中小地場資本等による林野集積の実態と性格 .....	343
第1節 美幌町の造林動向と離農動向 .....	344
第2節 美幌町における私的民有林所有構成の再編成動向 .....	348
第4章 製紙資本・巨大木材資本等による林野集積の実態と性格 .....	353
第1節 戦後の木材関連産業資本による林野集積の展開 .....	353
第2節 昭和35年以降における林野集積の展開実態 .....	356
1) A製紙・B木材・C氏・D木材の林野集積実態 .....	356
2) A・B・D社およびC氏の林野集積活動の特徴と性格 .....	365
3) 小 括 .....	369

\* 1978年1月31日受理

\*\* 北海道庁林務部

\*\* The Forestry Department of Hokkaido Prefecture Government.

第5章 農外資本の土地集積の展開実態 .....	371
第1節 農外資本の「土地買占め」における日本経済の構造的背景 .....	372
第2節 農外資本による土地集積の実態とその類型化 .....	374
第3節 地域林業への諸影響について .....	381
第6章 むすび—昭和35年以降における民有林所有構成の再編成過程の諸特徴— .....	383
Summary .....	387
参考および引用文献 .....	388

## は し が き

林業をめぐる経済現象の科学的解明という研究分野は、周知のように、戦後において開拓され開花したものである。すなわち、第2次世界大戦の敗戦に伴う一連の制度改革および日本経済の復興過程で、林業問題分野に深刻に提起された林野解放問題、国土の荒廃・保全問題、資源危機問題、材価高騰問題、林業労働問題等に対して、旧林学とりわけドイツ官房学的林政学をもってしてはその科学的解明はほとんど不可能なのであった。かくて、かかる林業をめぐる社会経済現象に対する科学研究が強く要請されるところとなり、戦後多くの研究者により多方面から一斉に開始された。とくにその出発点となったのは、農地改革の過程で不解放に終わった巨大山林地主の林野が、寄生地主制の残存、再編成の重要な物的根拠をなしているのではないかといういわゆる「林野をめぐる封建論争」であった。この「論争」は農地改革の評価とその評価を踏まえた今後の農・林業の変革を問う「論争」であったが故に、当時の労働・農民運動の一定の高揚もあって、きわめて実践的な意味をもって闘わされた。

しかし私が大学院の入学を志していた当時（昭和44年）は、戦後以降、精力的に多方面にわたって進められてきた林業経済研究が「停滞や細分化、総体としての研究および研究者自身の空洞化が進行し」（高野了乙「戦後20年の林業問題研究I」（林業経済 No. 210））、研究者の姿勢をも含めて過去の研究の継承・発展および体系化の必要性が叫ばれていた時期であった。それは、とくに林業基本問題答申の過程で一部に強く示された林業の資本主義化を絶対視し謳歌する研究視点か、あるいは昭和20年代に強調された日本資本主義分析の一環として林業問題を把握しようとする研究視点かが問題にされたのであり、さらにいえば、体制無関連的な林業問題研究か、それとも「封建論争」等のなかで多少行きすぎはあったものの「何のために、誰のために」を意識した研究なのかが問われていたのであった。

このような林業経済研究界の気運の中で、私は大学院入学後の研究テーマを設定する意味合いもあって「林野をめぐる封建論争」の諸論点の整理を中心に、戦後の林業経済研究史の整理を卒業論文の課題とした。それはまた、私の大学院入学後の研究者としての姿勢と基本的な研究視点を確定しようとする試みでもあった。その過程において、私は国家的所有から私的所有に至る多様で複雑な内実をもつ林野所有問題——この旧くて新しい問題に強い関心を持つようになった。とりわけ、昭和35年以降における日本資本主義の政治経済過程に伴って著しく

変動した北海道の一般民有林野所有の動向が興味を中心となり、大学院入学以来、とくにその所有構成の再編成を主導した「資本」の林野集積過程に分析の基本的な視点を置きつつ、農山村地域での林地移動（売買）に関する実態調査をくり返すこととなった。

本論文は、大学院入学以来、現在の道庁林務部勤務に至る7年間において、日本林学会等で発表した林地移動（売買）等に関する諸論稿を整理したものであり、それを補筆、訂正し、また論文の構成上必要と思われる部分について新たに書き加えたものである。

本論文のとりまとめに費した7年間において、私はきわめて優れた諸先生や諸先輩、友人諸氏にめぐまれ、精神的には豊かな環境の中で研究を進めることができた。とくに、北海道大学農学部林学科の小関隆祺教授、谷口信一教授に心からお礼申し上げたい。また、霜鳥茂助教授、大金永治助教授、和孝雄講師、有永明人助手、石井寛助手には私の研究内容に対する直接・間接の御指導とともに、研究のための良き環境を作っていたいただいた。北海道立総合経済研究所の高橋欣也氏、福永義照氏、生井郁郎氏からも、貴重な資料の提供や御助言をいただいた。林学科大学院の諸学兄との友情と日常的な討論は、ともすれば混迷に陥りがちな私の問題意識と怠惰に流れがちな私の気力を常に新鮮なものにしてくれた。また職場の上司・先輩である北海道林務部の藤本栄松氏、大島誠一氏、前田長一氏、中川滉氏、竹野鉄夫氏、林義雄氏、西村豊彦氏等の諸氏からの暖かいはげましや御援助がなければおそらく私にはこの論文のとりまとめができなかったと思う。ここに記して深く感謝する次第である。なお、本論文は「北海道大学審査学位論文」である。

## 第1章 序 論

### 第1節 課題と方法

#### 1) 課題と方法

本研究は、昭和35年以降の日本資本主義の本格的な高度成長過程においてもたらされた急速な農業生産構造、鉱工業生産構造の変化、したがってまた地域経済構造の変化によって、北海道における私的民有林野所有の所有構成が、従来になかった質的性格と量的拡がりをもって著しい改編を受けつつある諸局面について実証的に分析しようとするものである。すなわち、昭和35年以降の北海道の私的民有林野所有の再編成が、いかなる経済的性格を有する所有主体間、階層間において、各々どのような社会的・経済的契機に基づきながら展開しているのかを明らかにすること、およびそのことによって、昭和35年以降の林野所有の再編成の性格—林地移動（売買）の現代資本主義的性格を明らかにしようとするものである。

その際、再編成過程の諸局面のうち、農山村地域における中小地場資本、富裕階層、紙・パルプ資本・巨大木材資本等、さらにはあらゆる業種にわたる農外資本等、総じて「資本」による昭和35年以降における林野集積過程と、その林野集積の現代資本主義的性格を主要な

分析対象とする。というのは、「資本」による積極的な林野集積（土地取得）こそ、その質的性格と量的拡がりにおいて昭和35年以降の私的林野所有の再編成を主導し方向付けているからに他ならないからである。

ところで、これまでの私的林野所有の集中・分散過程に関する研究は、林野制度史を除けば、例えば巨大山林地主の林野所有および経営の性格規定に関する歴史分析の一環として、巨大山林地主の林野（土地）集積過程等が扱われる場合<sup>1)</sup>、あるいは、山村における農民層分解過程を解明する重要な分析対象として農民的林野所有の分散過程等が扱われる場合<sup>2)</sup>、さらには木材価格の形成メカニズムを解明する重要な分析対象としてその一要素をなす林地価格の形成問題＝林地売買問題が扱われる場合<sup>3)</sup>等があった。これら諸研究は、いずれも林業における資本主義の発展過程の解明を基本的視座に置くものであり、したがって私的林野所有の集中・分散の直接的契機は、いうまでもなく、林産物の商品化の進展＝林産物市場の拡大に求められていた。つまり、そこに示される林野所有再編成の一般的なシエーマは、林産物の商品化の展開＝林産物市場の拡大→林業をめぐる階層分解の進展（とりわけ、伐出資本の地域内部からの派生もしくは外部地域からの参入等）→立木、林地の流動化→林野所有の改編である。かかるシエーマに基づく私的林野所有の再編成過程は、もちろん、昭和35年以降においても、戦後に急速な人工林集積を果たしたいわゆる後進林業地帯と呼ばれる農山村において普遍的にみられる。しかし、昭和35年以降において私的林野所有が再編成されるに至った契機は、林産物の商品化の展開＝林産物市場の拡大に一律的に求められるのではなく、「土地」一般の傾向的騰貴＝「土地」の商品化の成熟という経済的契機に加えて、とくに農村基幹労働力の急激な都市流出、挙家離農の激化、すなわち農民と彼らの所有する土地との切断をもたらした日本資本主義の経済過程＝高度経済成長過程に求められるべきであると考えられる。

すなわち、われわれは昭和35年以降の私的林野所有の再編成過程を、上述のシエーマにみられるようないわば林業における資本主義の発展過程に則して理解しようとするのではなく、昭和35年以降の日本資本主義の展開過程が、私的林野所有の再編成をどのように方向付け、性格付けているのかというような、いわば資本主義の展開と林野（土地）所有という観点から理解しようとするものである。と同時に、われわれは、かかる観点から上述の「資本」による林野集積過程を林野をめぐる土地問題として把握することもめざしている。すなわち、今日の日本の土地所有・利用をめぐる矛盾が基本的には、経済的な自己実現化に乏しい農民的小土地所有・利用の広汎な存在と、それを侵食しつつ拡大する資本自らの土地所有・利用の併存・対抗から構成されている<sup>4)</sup>と理解するものであり、かかる土地所有・利用をめぐる基本的な矛盾の一層の拡大過程＝昭和35年以降急速に活発化した資本による土地集積（取得）、土地利用の拡大過程こそ、今日の土地問題を激化せしめた主要な要因であると考えられるからに他ならない。

## 2) 林野をめぐる新たな土地問題

昭和30年代後半以降、きわめて著しくなった現代日本資本主義＝総資本の土地取得（農地・山林・原野・臨海域を含め）への進出の問題は、基本的には資本による土地所有・利用の拡大と農民的小土地所有との間の対抗・矛盾関係を底辺・中軸としながらも、まさしく全国的・全国的な様相と性格を帯びつつ展開している。

不動産資本を中心としたあらゆる業種の資本による山村・林野取得への進出＝現代日本資本主義の山村・林野の新たな掌握としての一環は、林業生産・林野所有をめぐる日本資本主義との従来の諸矛盾と結合しながら、林業問題領域（ここでは林野所有問題）にも新たに複雑な諸問題を提起するに至っている。

昭和47年8月、北海道胆振支庁虻田町の森林組合は、宅地造成・土地投機を目的とする数10社の不動産業者による山林買占めによって今後の組合経営の見通しがたたず解散を余儀なくされた。この例が極端だとしても、今日の段階における資本自らの林野所有の拡大・利用の独占化の進展は、広汎な農山村において、その地域の林業の発展に重圧・障害となりつつある事実を重視しなければならない。その際、林野取得に進出する資本に、例えば、いわゆる観光・不動産資本と木材関連産業資本との間には、取得林野の現況、取得対象者、その後の利用、取得の性格等に一定の相違のあること、したがって、その地域林業に及ぼす影響に相違のあること、いいかえれば、資本の山村・林野のとらまえ方に相違があり、当然その地域の農民をはじめとする住民、市町村等の団体の対応の仕方にも相違のあること等を考慮しなければならない。いずれにせよ、とくに土地投機等を目的とした資本の林野取得への進出が、林業の発展にとって重圧になりつつある事実の様々な視角からの正確な検討が重要になってきている。と同時に、今日の日本資本主義の再生産構造分析の一環として、この資本の新たな林野・山村把握の意味、構造、さらにはこの資本の土地進出そのものを実態的理論的に解明することが必要となっていると思われる。

今日の諸資本の大規模かつ広汎な林野取得への進出は、それ自体としても従来の私的林野所有構成に変化を与えつつある。彼らの取得対象地の主要なものは、昭和35年以降、日本資本主義が重化学工業を中心とした本格的な高度成長＝高蓄積をとげてゆくなかで、いわばとり残されスクラップ化された農民・中小零細企業の所有林野、さらには過疎農山村における農協（とくに開拓農協）・市町村等の所有林野である。

一方、すでに構造的に定着したと思われる土地価格の傾向的騰貴の基礎上で、その地域における林業発展の度合等、いくつかの点を契機にしながらも、とりわけ市街地の勤労者を中心とした非農家の投機的林野取得がきわめて普遍的になりつつある。彼らの造林投資を前提とした、また林野取得自体を投資と考へて行われる林野取得は、35年以降、急速に離農もしくは経営縮少を余儀なくされている山林保有規模5ha以下層の農家の山林原野、あるいは農家一般の離農跡地・経営縮少地、または共同所有地、薪炭採草地の広汎な存在によって可能にされて

いる。またそれらの取得に地域の中小地場企業の進出がみられ、かつ一部富農、非農家による山林原野の集中化傾向も一方で明らかに進展している。

このように、今日、民有林の所有構成は、いわば上から（その他に公営造林の進展等）と下から（その他に植林転用の急増）によって明らかに再編されつつあると考える。その再編の契機は、現代日本資本主義的側面をきわめて色濃く持っている。

現段階の日本の土地所有構成において、私的大山林地主の林野所有が、農地改革の対象からはずされて存続している事実と相まって、今日の林野所有構成再編の実態とその契機および今後の方向について、それ以前の歴史過程を含め全面的に検討してみることは、林野所有制度を改編する論理、いいかえれば林業の真の意味での合理化とそれが営まれている農山村の発展の論理を明らかにすることとかかわって重要だと考える。

ところで土地の利用と所有の現行の形態が資本・労働・土地所有間における生産分配諸関係に対してどのように係り、作用してゆくかという問題が、資本主義社会における土地問題の一般的内容をなしている<sup>5)</sup>。このことをさらに動態的にとらえて言いかえれば、土地の利用と所有に関する所有・権利関係の変動と、その後の利用と所有に関する諸権利の行使によって資本・労働・土地所有の誰がどのような社会的経済的利益もしくは不利益を得るのかという問題が土地問題である。したがって、現段階における資本による林野集積（取得）がどのような経済的採算の下で、どのような手段で誰の林野（土地）を集積（取得）し、どのような経営下にあるのか、またそのことによって誰が社会的・経済的利益もしくは不利益を蒙っているのかという問題自体、土地問題であるといえよう。かかる土地問題の分析は、必然的に日本資本主義分析の一環として林野所有問題を分析することになる。

#### 注

- 1) 例えば、阿部正昭：「大山林地主の成立—商人資本による山林所有の成立過程」昭和37年。鈴木尚夫：「林業経済論序説」第2編、第2章「大林野所有の形成と育林生産の構造」1971年。等での分析視点。
- 2) 例えば、鈴木尚夫：「山村における農民層分解と林業問題」『林業経済』1969年。塩谷 勉・黒田迪夫編：「林業の展開と山村経済」第I部、第4章「現段階の山村経済と農民層の分解」1972年、等で示される分析視点。
- 3) 代表的なものとしては、林野庁調査課：「林地価格に関する研究（I）」昭和37年、林業金融調査会：「林地売買移動の実態」昭和41年、等がある。
- 4) 「現代日本の都市問題3」汐文社 1971年 p.325.
- 5) 裕 正夫：「地価をこう見る」富民協会 昭和48年 p.111 参照。

### 第2節 戦後における林野所有構成の基本動向 (終戦～昭和30年代前半期)

戦後の北海道における林野所有構成の基本的動向を概観した場合、大きく2つの時期に分かつことができる。第1期は、終戦からおおむね昭和30年代の前半期に至る時期であり、大正

末期にその基本的な形成を終えた北海道の林野所有の諸形態が、敗戦に至って食糧確保や人口収容に伴う「緊急開拓」、農地改革による林地の農地・牧野への転用、耕境拡大等によって、国家権力を背景とした林野所有の再編が行われた時期である。

第2期は、昭和30年代後半以降、日本経済が本格的な高度成長を遂げる過程での経済的・政策的諸契機によって民有林を主体にして新たな林野所有構成の再編成が行われた時期である。この節では、第2期の再編成過程の分析を主体とする本論に先だて、敗戦から昭和30年代前半期に至る北海道の林野所有構成の基本動向について整理しておく。

さて、敗戦後、昭和22年に北海道国有林は千島山林を喪失する一方、御料林の返還をうけて林政統一され、総面積331万haは農林省に移管された。同時に同年「地方自治法」の制定ともない、戦前の模範林・公有林は統一され「北海道有林」64万haとして発足した。国家的所有林野414万ha（大学演習林・その他国有林を含む）市町村有林14万ha、一般私有林119万ha、これらの面積が戦後北海道の林野所有構成の出発点となるのである。

以下、林野所有の主な形態として国有林・道有林・市町村有林・また私有形態では農家林・非農家林及び会社有林の6つの形態に分けて、その戦後動向に関して概略を述べる。

#### 1) 国有林・道有林・市町村有林

戦後北海道は、植民地喪失の中で国民経済における相対的比重を高め、敗戦直後の食糧危機打開と人口収容のために明治初期にも似た内国植民地的な役割を与えられた。昭和20年の「緊急開拓事業実施要領」によれば、全国155万町歩の開拓地の取得予定面積のうち北海道は70万町歩が割当てられた。そして、農地改革法に根拠を置いて実施された未墾地自作農創設事業によって、国有・民有を問わず大面積の未墾地が開拓地として買収され、農地・採草放牧地、薪炭林等の名目のもとに開拓に供する林地の農民への提供が進んだのである。国有林はこの開拓地としての未墾地買収を中心に、昭和30年までを最盛期にしながら、昭和23年～35年までに約14万8千haを農地、牧野、薪炭備林等として農林省等に所管替えし、それらが開拓入植者、一般農民、農・開協、市町村等に払い下げられた。その他、国有林は昭和26年制定「国有林野整備臨時措置法」に基づき、北海道市町村の基本的財産造成の趣旨から昭和31年までに約6万haを市町村有林として売却した。また、昭和28年から昭和31年の時限立法であった「新市町村建設促進法」によっても、約7千haを同様に市町村有林として北海道各市町村に売却した。結局、国有林は、昭和30年代前半期迄に、約22万haを市町村を含めた民間に払下げもしくは売却したことになるわけである<sup>1)</sup>。一方、道有林も未墾地買収等によって昭和22年～35年の間に約2万8千haを開放用地・農地等として買収され、もしくは解放<sup>2)</sup>した。

国家的所有林野のこれらの払下げは、この第1期後半までに一応の終結をみたのであるが、その規模においては、それによって北海道の林野所有の国家的再編を行うほどの大規模なものでなかったにせよ、戦後の林野所有構成にいくつかの点での変化を与えずにはおかなか

た。それは、私的林野所有、とりわけ農家の林野所有に関して面積の飛躍的増大として第1に現象するが、この点は次項で述べるとして、もう一点の重要な変化は、直轄直営林としての市町村有林の確立である。

北海道の市町村有林は、本州都府県のそれと違って入会慣行の歴史をもたず、むしろ農民の林野利用を排除した形で、そのほとんどが成立当初より直轄直営林として、主として国有地の分割払下げによって創設されたものであった。戦後の市町村の林野所有は、昭和30年代の前半期までに戦後に取得した面積のほとんど、今日における全市町村有林面積の50%の林野取得を行うのであるが、その取得の事情は、国有林からの分割という点と、農民・自治体住民等の林野利用を排除した市町村の基本的財産造成を目的とするという点で戦前における成立過程と異なるものである。その林野取得の経緯は、すでにのべた「国有林野整備臨時措置法」・「新市町村建設促進法」によるものの他に、農地法に基づく土地返還による買戻し、国有林・民有林との交換及び買受け、その他によるものであり、その面積は計13万5千haである。このように戦後における市町村有林の確立は、それがほとんど直轄直営林であることと相まって、市町村の処分可能な財産のうち、林野が、その圧倒的部分を占める(60%以上)市町村が全体の65%(143市町村)にも及んでいるように<sup>3)</sup>、北海道の市町村にとってきわめて重大な意味をもっていた。ところで、この間に市町村の取得した林野のうちの「その他」の部分について、一言付け加えておかなければならない。

農地改革法を根拠として推進され、自作農創設事業によって買収された開拓用地の売渡は、昭和23年11月から初められた。このうち市町村・農協・開協等の団体に売渡された面積は、昭和33年の時点で80,309町歩にのぼるものである。売渡を受けた団体数は昭和27年12月で486団体であって、昭和33年の時点の売渡団体数は明らかではないが、この8万余町歩の土地はそのほとんどが林野であると思われる。また、その8万余町歩の開拓用地が、どれだけの市町村にどれだけの面積が売渡されたかは、さだかではないが、いずれにせよ、この面積の一定部分が今日の市町村有林の構成部分であることには相違ない。同時に留意しておく必要のあることは、この8万余町歩の開拓用地(薪炭備林および採草放牧地)の売渡によって、今日の農協・開協による林野所有のかなりの部分が創設されたという点である<sup>4)</sup>。

## 2) 農家林・非農家林・会社有林

昭和21年10月に制定された「自作農創設特別措置法」に基づく未墾地買収は、以上にみた国・道有林よりの買収面積を含め、昭和22年～35年の間に約77万2千haのぼう大な面積に達した。このうち、昭和35年時点でその6割の約46万haが開拓農家を中心に売渡されたが<sup>5)</sup>、そのことによって、北海道の農家山林保有戸数及び面積は飛躍的に増大し、また、当然ながら相対的林地への開拓の進展によって耕境拡大＝森林面積が減少した。その後森林面積は第1期の後半に至るまでその回復をみない。この間の農家・非農家の林野所有の動向は、統計の不備のため、にわかには断定しがたいが、大まかに表現すれば所有規模100haを境に、その未

満層の増大と以上層の減少が指適できる。100 ha 未満層の所有者数及び面積の増加は、いうまでもなく開拓付帯地としての薪炭林・採草放牧地等、農用林の売渡・払下げによるものであるが、他方 100 ha 以上層の減少は、その巨大所有林野が農地改革による農地に伴う農民への解放や売払、または開拓用地として国に買収されたり、さらに一般に巨大所有ほど不在地主が多くその森林経営が粗放、困難であるため、敗戦による不況、混乱も手伝って、個人への分割、あるいはパルプ資本等の企業に売払ったりしたものがあるためと考えられる。この 100 ha 以上層の減少に関してさらに第 1 期のひとつの特徴とする点は、いわゆる旧華族林野所有の崩壊である。敗戦当時、大規模なものだけでも 9 人、30,871 ha あった旧華族所有林野は、前田林業所等の 1・2 の例を除き、そのほとんどは、個人・企業への売払によってこの第 1 期の前半にことごとく崩壊した<sup>6)</sup>。

さて次に、この時期の会社有林の動向をみよう。この期の会社有林も他の巨大個人所有林と同様、敗戦から数年の間に農地改革、未墾地買収、さらに個人・他会社への転売によって、王子製紙 K.K・北海道炭鉄汽船 K.K・住友林業 K.K・三菱鉱業 K.K・三井木材 K.K・新宮商行 K.K・伊藤組 K.K・十条製紙 K.K 等 8 社だけでも 3 万 ha にのぼる林野を喪失している<sup>7)</sup>。しかし敗戦による原料基地＝植民地の喪失、農地改革等による林野買収、王子製紙の 3 社分割という 2 重、3 重の打撃を受けたパルプ巨大資本は、そうした中であっても、戦後復興による木材需要の増大、昭和 25 年の朝鮮戦争の特需景気を背景にしながら、大団地の個人有林の買収、他会社からの転売を通じ、とりわけこの時期の後半、昭和 30 年代の前半期にその一応の終息をみるに至るまで活発な林野集積活動を展開した。(第 3 章第 1 節参照)

その間の事情を示すものとして、王子・十条・国策・北日本の 4 製紙・パルプ会社の、昭和 20 年～昭和 33 年に至る 13 年間の林野集積をみると、その面積は 5 万 ha 余にのぼるぼう大なものである。

さて、以上それぞれの林野所有諸形態における敗戦から昭和 30 年代前半期に至る戦後第 1 期の林野所有構成変動をおおまかにみてきた。それらを全体として評価すれば、この期は戦前のように大規模なものではなかったにせよ、農地改革・自作農創設事業による国・道有林・民有林の未墾地買収、その地元農民、入植農民への売渡・払下げを中心にしながら、占領軍および国家権力を背景とした北海道の林野所有構成の再編成が行われた時期であった。それは、とりわけ第一に、約 46 万 ha (昭和 35 年実績) に及ぶ開拓用地の入植者、農民への売渡・払下げによる小規模山林所有者とその面積の増加、第二に直轄直営林としての市町村の林野所有の確立、農・開協林野所有の創設、第 3 に、巨大私的林野所有、とりわけ旧華族による林野所有の崩壊と企業及び不在地主の林野所有の減少として結果したのであった。しかし、その中において、パルプ巨大資本による大団地個人所有林野・他会社等からのぼう大な林野集積の進行という点は見逃してはならない。

ところで、昭和 30 年代後半以降の時期は (第 2 期)、以上にみた国家権力を背景とした林

野の分散化が一応終息し<sup>8)</sup>、私的林野所有の集中・分散は日本資本主義の本格的な高度成長過程における経済的・政策的諸契機によって規定され、方向づけられるに至るのである。すなわち、昭和30年代後半以降に開始される日本経済の本格的な高度成長、開放経済下における急激な農業生産構造、鉱工業生産構造、したがってまた地域経済構造の変化が、かかる変化に最も深刻な社会的・経済的影響をうけた所有主体の林野を著しく流動化せしめ、民有林を主体として林野所有構成の激しい新たな再編成をもたらすのである。

とりわけ、農地改革・未墾地買収等によって所有者と面積を急激に拡大した農家林家は昭和35年以降の基本法農政の強力な推進によって、下層農家林家層を中心に離農もしくは経営縮小を余儀なくされ、その圧倒的多数が都市労働者化したのである。そして、彼らの零細ではあるがぼう大な面積の所有林野は離農跡地・経営縮小地とともに、農山村地域における土地市場(林地市場)の主要な供給源となることによって、地域における土地所有構成一般の再編成の中軸に位置するに至る。

#### 注

- 1) 国有林の未墾地買収等の数字は、札幌管林局「北海道の国有林」昭和40年より引用した。
- 2) 北海道林務部道有林調べ。
- 3) 「市町村有林の実態」北海道林務部地方課，昭和36年。
- 4) 「農地改革史・下巻」p.524 参照。
- 5) 「北海道の土地利用開発」科学技術庁資源局，昭和39年，p.341-343。
- 6) 太田勇次郎編「日本林業の構造と秩序」昭和33年，p.363-366。
- 7) 同上，p.367-372。
- 8) 昭和35年以降，政策的に林野の分散化が行われたものとしては，昭和36年度より道庁林務部において開始された「農漁家林拡充整備事業」がある。これは，北海道の寒冷地農業および沿岸漁業の恒久的経済確立対策として農漁家の保有労働力・経済力と適合した林地を確保させ，合理的な経営指導によって農漁家と林業の有機的な結合を図ろうとするものである。用地の取得対象地は，主として開拓不要地返還の国有未開地であり，昭和36年～51年の間の取得面積は15,938 ha，売払面積15,060 ha，売払を受けた農漁家数1,763戸，農・漁協等団体数120団体にのぼっている。この「事業」の取得業務は51年度，取得地の整備・売払は54年度をもって終了する予定である。

## 第2章 農家林家の減少動向と農廢地造林

### 第1節 農家林家減少動向の諸局面

昭和35年～45年の間に本道の農家林家は約2万7千戸減少し，7万6千戸余りとなった。戸数減少率26.1%は，総農家戸数の減少率30.0%には及ばないが，都府県での減少率9.8%と比較してきわだった大きさを示している。

これを山林保有規模別にみると，20～30 ha未満層に若干の増加戸数があるが，その増加率はわずか9% (189戸増) であり，この階層を除きほぼ全層的に減少したと見なしうる。減少の著しい階層は，0.1～1 ha未満層(減少率37%)，1～5 ha未満層(同33%)及び100 ha以上層

第1表 山林保有規模別農家戸数の増減 (北海道)

区 分		山 林 規 模					
		総農家数 (戸)	保有山林 ナ (戸)	0.1ha以上保 有の農家林家 (戸)	0.1 ha 未 満 (戸)	0.1~1 ha (戸)	1~5 ha (戸)
実 数	昭和45年 <sup>Ⓐ</sup>	165,978	89,251	76,424	303	14,856	33,244
	昭和35年 <sup>Ⓔ</sup>	233,634	128,775	103,436	1,423	23,566	49,336
構成比	昭和45年	—	—	100.0	—	19.4	43.5
	昭和35年	—	—	100.0	—	22.8	47.7
Ⓐ-Ⓔ (戸)		△ 67,656	△ 39,524	△ 27,012	△ 1,120	△ 8,710	△ 16,092
Ⓐ/Ⓔ×100 (%)		71	69	74	21	63	67

  

区 分		山 林 規 模					
		5~10 ha (戸)	10~20 ha (戸)	20~30 ha (戸)	30~50 ha (戸)	50~100 ha (戸)	100 ha 以上 (戸)
実 数	昭和45年 <sup>Ⓐ</sup>	15,203	8,603	2,406	1,280	580	252
	昭和35年 <sup>Ⓔ</sup>	17,043	9,023	2,217	1,301	624	326
構成比	昭和45年	19.9	11.3	3.1	1.7	0.8	0.3
	昭和35年	16.5	8.7	2.1	1.3	0.6	0.3
Ⓐ-Ⓔ (戸)		△ 1,840	△ 420	189	△ 21	△ 44	△ 74
Ⓐ/Ⓔ×100 (%)		89	95	109	98	93	77

注) 1960年および1970年世界農林業センサスより作成

△はマイナスを示す

第2表 経営耕地規模別山林保有農家数および面積の増減 (北海道)

区 分		耕 地 規 模					
		~1 ha	1~2 ha	2~3 ha	3~5 ha	5~7.5 ha	7.5~10 ha
昭和45年 <sup>Ⓐ</sup>	戸数 (戸)	9,219	4,670	5,697	14,719	14,464	8,583
	面積 (ha)	43,823	25,699	30,445	83,503	93,682	57,124
昭和35年 <sup>Ⓔ</sup>	戸数 (戸)	11,048	8,252	12,964	29,160	22,160	11,115
	面積 (ha)	62,132	44,309	63,073	149,946	123,431	64,698
Ⓐ-Ⓔ	戸数 (戸)	△ 1,829	△ 3,582	△ 7,267	△ 14,441	△ 7,696	△ 2,532
	面積 (ha)	△ 18,307	△ 18,610	△ 32,628	△ 66,443	△ 29,749	△ 7,574

  

区 分		耕 地 規 模				
		10~15 ha	15~20 ha	20 ha 以上	例外規定	計
昭和45年 <sup>Ⓐ</sup>	戸数 (戸)	10,267	5,162	3,843	103	76,727
	面積 (ha)	77,672	37,040	39,732	1,217	489,937
昭和35年 <sup>Ⓔ</sup>	戸数 (戸)	8,247	1,599	293	21	104,859
	面積 (ha)	54,519	13,202	4,876	123	580,309
Ⓐ-Ⓔ	戸数 (戸)	2,020	3,563	3,550	82	△ 28,132
	面積 (ha)	23,153	23,838	34,856	1,094	△ 90,372

注) 第1表と同様

第3表 耕地規模別, 山林規模別農家の推移 (北海道)

区 分	山林規模 (ha)	耕 地 規 模				
		~1 ha	1~2 ha	2~3 ha	3~5 ha	5~7.5 ha
(昭和45年)-(昭和35年)	0.1~ 1	△ 659戸	△ 1,055戸	△ 1,994戸	△ 4,033戸	△ 2,244戸
	1~ 5	△ 780	△ 1,888	△ 3,619	△ 7,195	△ 4,484
	5~ 10	△ 77	△ 332	△ 967	△ 1,946	△ 681
	10~ 20	△ 133	△ 166	△ 472	△ 915	△ 195
	20~ 30	△ 31	△ 36	△ 121	△ 159	△ 42
	30~ 50	△ 72	△ 64	△ 46	△ 116	△ 8
	50~100	△ 39	△ 17	△ 38	△ 62	△ 20
	100 以上	△ 22	△ 24	△ 10	△ 31	△ 22
	計	△ 1,813	△ 3,582	△ 7,267	△ 14,457	△ 7,696
$\frac{(\text{昭和45年})}{(\text{昭和35年})} \times 100$	0.1~ 1	85%	52%	38%	39%	51%
	1~ 5	82	53	43	48	58
	5~ 10	94	70	52	62	82
	10~ 20	79	70	50	64	91
	20~ 30	83	73	47	71	92
	30~ 50	59	49	60	60	97
	50~100	63	66	45	48	82
	100 以上	64	41	62	53	61
	計	86	57	44	51	66
区 分	山林規模 (ha)	耕 地 規 模				計
		7.5~10 ha	10~15 ha	15~29 ha	20 ha 以上	
(昭和45年)-(昭和35年)	0.1 ~1	△ 902戸	194戸	513戸	334戸	△ 8,710戸
	1~ 5	△ 1,633	394	1,526	1,559	△ 16,092
	5~ 10	△ 7	652	748	752	△ 1,840
	10~ 20	△ 35	463	494	531	△ 420
	20~ 30	54	190	163	162	189
	30~ 50	7	69	86	121	△ 21
	50~100	△ 7	49	34	56	△ 44
	100 以上	△ 9	9	△ 1	35	△ 74
	計	△ 2,532	2,020	3,563	3,550	△ 27,012
$\frac{(\text{昭和45年})}{(\text{昭和35年})} \times 100$	0.1~ 1	62%	114%	431%	1,770%	63%
	1~ 5	69	110	298	1,367	67
	5~ 10	100	145	321	1,174	89
	10~ 20	97	152	327	1,617	95
	20~ 30	121	177	355	1,053	108
	30~ 50	104	150	444	812	98
	50~100	91	180	327	906	93
	100 以上	43	128	93	975	77
	計	78	125	324	1,311	74

注) 例外規定農家は含まない。1960年および1970年世界農林業センサスより作成

△ はマイナスを示す

（同 23%）であるが、その実数からすれば、山林保有規模 5 ha 未満層における分解の激しさを指摘しえよう。（第 1 表）

また、農家林家の減少を耕地規模別にみると、45 年段階での農民層分解基軸（全道平均）であった 10 ha 層を境にして、とくに 1~7.5 ha 未満層での戸数・面積の減少が著しく、逆に、耕地規模 10 ha 以上層に戸数・面積ともかなりの増加が認められる。（第 2 表）

すなわち、昭和 35 年~45 年の 10 年間に於ける本道の農家林家は、山林保有規模別の推移ではほぼ全層的に減少するものの、経営耕地規模別の推移では経営耕地 7.5 ha 未満層の激しい脱落の一方で、経営耕地 10 ha 以上の中規模以上の農家林家群に耕地及び山林の集中化傾向がうかがわれるのである。（第 3 表参照）

ところで、以上のような農家林家の増減動向はきわめて複雑な内実をもっている。いま、それを減少した農家林家の保有山林に焦点をあてて大別すると次のようになろう。

第一は、農家の保有山林が他階層によって取得され減少する場合である。その場合の他階層とは、とくに地場の市街地に居住する富裕な非農家層、中小地場産業資本および中上層農家等々である。

第二は、農家保有山林が田・畑・草地等農用地に転用されることによって減少する場合。

第三は、昭和 35 年以降の急激な挙家離農の進行に伴って、農家林家が山林を保有したまま離農＝非農家化したことによる減少である。

これらのいくつかの農家林家減少タイプは主に農業経営類型や自然的・経済的農業経営条件等に規定されていることによって当然にもある程度の地域差を伴って現象している。

以下これらのタイプ別にこの間の農家林家の減少内容をややシェーマ化しつつ掘り下げてみたい。

さて第一の農家林家の減少タイプ、すなわち農家林家の保有山林が、他階層、とくに町場の富裕な非農家層、中・上層農および中小木材資本等の地場産業資本の取得によって減少する場合であるが、このタイプの減少が最も典型的に展開される地域は、網走・十勝・上川支庁等に形成されている人工林集積地域である。これらの地域では、昭和 35 年~45 年の間に、山林保有規模とくに 10~100 ha 未満層、なかでも 20~50 ha 未満層を中心にかんがりの林家戸数の増加をみる（第 4, 5 表参照）。このうち農家林家は耕地規模 7.5 ha 未満、山林保有規模 5 ha 未満層の激しい下層分解の一方で、耕地規模 15 ha 以上層において山林保有規模のほぼ全層的な増加をみるのである（第 6, 7 表参照）。一方、非農家林家は山林保有規模 5 ha 未満層を中心に全層的に増加するが、その増加率は全道平均を約 1.5 倍（網走・十勝）上回る。また、いわゆるセンサス分類でいう「林家以外の林業事業者」のうちの「会社」数において上川（増加率 263%）、網走（増加率 292%）、十勝（増加率 520%）等が著しく増加するのである。（第 8 表参照）

このような統計上にみられる傾向は、これらの地域における昭和 35 年以降の農家層を中心的な担い手とした急速な人工林の集積過程においてもたらされたものである。

第4表 山林保有規模別農家

区 分			計 (戸)	増減率 (%)	0.1~1 ha (戸)	増減率 (%)	1~5 ha (戸)	増減率 (%)	5~10 ha (戸)	増減率 (%)
稲作地帯	石狩 空知 上川	狩	△ 905	△ 32	△ 286	△ 35	△ 435	△ 33	△ 134	△ 31
		知	△ 2,476	△ 39	△ 1,273	△ 56	△ 994	△ 35	△ 177	△ 21
		川	△ 2,093	△ 19	△ 1,054	△ 37	△ 1,523	△ 25	203	+13
畑作地帯	十勝 網走	勝	△ 4,458	△ 29	△ 1,539	△ 44	△ 2,451	△ 35	△ 417	△ 16
		走	△ 4,116	△ 30	△ 1,237	△ 48	△ 2,558	△ 39	△ 453	△ 17
酪農地帯	釧路 根室 宗谷	路	△ 1,733	△ 36	△ 131	△ 31	△ 840	△ 43	△ 348	△ 35
		室	△ 1,460	△ 37	△ 167	△ 45	△ 935	△ 42	△ 265	△ 34
		谷	△ 924	△ 41	△ 143	△ 35	△ 646	△ 54	△ 99	△ 27
道南地帯	渡島 桧山	島	△ 994	△ 17	△ 281	△ 12	△ 544	△ 22	△ 83	△ 14
		山	△ 515	△ 12	△ 204	△ 17	△ 436	△ 21	32	+5
市 部			△ 3,735	△ 26	△ 1,353	△ 30	△ 2,234	△ 31	△ 61	△ 3
全 道			△ 27,012	△ 26	△ 8,710	△ 37	△ 16,093	△ 33	△ 1,840	△ 11

注) 増減戸数=昭和45年-昭和35年

$$\text{増減率} = \frac{\text{昭和45年}-\text{昭和35年}}{\text{昭和35年}} \times 100$$

1960年および1970年世界農林業センサスより作成

△はマイナスを示す

第5表 山林保有規模別非農家

区 分			計 (戸)	増減率 (%)	0.1~1 ha (%)	増減率 (%)	1~5 ha (戸)	増減率 (%)	5~10 ha (戸)	増減率 (%)
稲作地帯	石狩 空知 上川	狩	140	177	57	304	72	231	24	171
		知	104	123	19	139	25	113	41	141
		川	385	160	8	113	181	168	97	152
畑作地帯	十勝 網走	勝	942	292	95	316	339	363	223	274
		走	1,330	291	133	333	531	389	377	282
酪農地帯	釧路 根室 宗谷	路	395	339	72	388	116	311	98	917
		室	251	339	50	814	77	450	63	303
		谷	59	148	△ 1	95	40	290	0	100
道南地帯	渡島 桧山	島	402	158	258	219	131	152	24	122
		山	282	263	77	293	110	293	62	513
市 部			3,601	214	2,182	503	803	173	347	154
全 道			8,883	208	3,231	354	2,820	203	1,484	182

注) 第4表と同様

戸数の増減 (北海道)

10~20 ha (戸)	増減率 (%)	20~30 ha (戸)	増減率 (%)	30~50 ha (戸)	増減率 (%)	50~100 ha (戸)	増減率 (%)	100 ha 以上 (戸)	増減率 (%)
△ 26	△ 15	△ 15	△ 29	0	0	△ 3	△ 30	△ 6	—
△ 28	△ 8	△ 8	△ 12	10	+38	△ 6	△ 29	0	0
205	+36	59	+58	17	+38	△ 3	△ 14	3	+38
△ 78	△ 5	16	+ 4	13	+ 6	8	+ 7	△ 10	△ 18
0	0	88	+39	37	+32	11	+20	△ 4	△ 20
△ 322	△ 36	△ 15	△ 6	△ 48	△ 24	△ 20	△ 23	△ 9	△ 19
△ 90	△ 25	△ 9	△ 10	1	+2	5	+23	0	0
△ 28	△ 13	3	+7	△ 5	△ 24	△ 4	△ 29	△ 2	△ 50
△ 60	△ 19	△ 4	△ 5	1	+ 2	△ 17	△ 40	△ 6	△ 37
58	+18	26	+30	14	+34	△ 2	△ 7	△ 3	△ 38
△ 66	△ 7	10	+ 5	△ 11	△ 10	△ 4	△ 8	△ 16	△ 39
△ 420	△ 5	189	+ 9	△ 21	△ 2	△ 44	△ 7	△ 74	△ 23

戸数の増減 (北海道)

10~20 ha (戸)	増減率 (%)	20~30 ha (戸)	増減率 (%)	30~50 ha (戸)	増減率 (%)	50~100 ha (戸)	増減率 (%)	100 ha 以上 (戸)	増減率 (%)
△ 8	80	2	140	△ 4	50	△ 4	56	1	200
17	128	0	100	△ 1	92	6	200	△ 3	67
60	177	11	150	16	214	4	127	8	260
134	258	61	354	41	271	28	233	21	158
189	254	57	210	20	177	15	168	8	132
69	483	22	238	13	168	2	115	3	143
40	243	13	317	5	267	5	350	△ 2	67
17	213	0	100	△ 3	63	1	117	5	156
9	118	△ 13	57	0	100	△ 5	58	△ 2	78
20	161	8	189	4	167	0	100	1	113
210	160	90	174	6	104	0	100	△ 37	74
829	174	311	183	134	142	70	125	4	101

第6表 網走支庁における山林・

山林規模 (ha)	耕					地			
	計 (戸)	増減率 (%)	~1 ha (戸)	増減率 (%)	1~2 ha (戸)	増減率 (%)	2~3 ha (戸)	増減率 (%)	3~5 ha (戸)
0.1~ 1	△ 1,549	51	39	139	△ 102	41	△ 224	25	△ 968
1~ 5	△ 3,307	62	8	103	△ 159	59	△ 529	33	△ 1,979
5~ 10	△ 476	86	11	111	△ 28	80	△ 137	51	△ 684
10~ 20	1	100	△ 2	97	0	100	△ 75	42	△ 200
20~ 30	121	143	11	222	3	150	0	100	△ 9
30~ 50	43	129	△ 3	77	△ 1	83	△ 4	60	△ 18
50~100	8	112	0	100	△ 1	80	△ 4	20	△ 7
100 以上	△ 9	68	△ 3	40	△ 2	50	△ 2	33	3
計	△ 5,168	70	61	112	△ 290	62	△ 975	36	△ 3,862

注) 第4表と同様

第7表 上川支庁における山林・

山林規模 (ha)	耕					地			
	計 (戸)	増減率 (%)	~1 ha (戸)	増減率 (%)	1~2 ha (戸)	増減率 (%)	2~3 ha (戸)	増減率 (%)	3~5 ha (戸)
0.1~ 1	△ 1,328	63	△ 61	60	△ 256	38	△ 538	35	△ 504
1~ 5	△ 2,069	73	△ 30	90	△ 486	40	△ 829	44	△ 1,034
5~ 10	198	110	19	119	△ 54	69	△ 151	56	△ 30
10~ 20	230	133	7	117	△ 16	70	△ 18	78	20
20~ 30	73	163	5	163	△ 5	44	△ 7	56	31
30~ 50	14	124	1	125	△ 3	40	4	300	△ 4
50~100	△ 4	85	△ 5	38	△ 1	50	△ 1	50	△ 1
100 以上	1	110	△ 2	33	5	600	1	200	△ 1
計	△ 2,885	79	△ 66	89	△ 816	44	△ 1,593	44	△ 1,523

注) 第4表と同様

すなわち、カラマツの適地でもあるこれら地域の35年以降における急速な人工造林の進展を可能とした諸条件は、パルプ産業の広葉樹利用の開発とチップ化による天然性二次林(薪炭林)の商品化の進展、冷害備林、団地造林等の高率補助政策の展開、林業構造改善事業等をテコとした地域森林組合の政策的強化および木材需要の一貫した増大に支えられた木材価格の上昇と、土地価格の傾向的上昇などであった。かかる諸条件が農家層を主体として地域の森林所有者層一般の造林投資を活性化せしめるのであるが、同時にそれは、山林を所有しない地域内の広範な階層にも、林業投資への有利性に対する認識の高まりをもたらしたのである。したがって、地域内の人工林の集積に伴って山林の売買事例が増加し、また山林購入の余裕のある地域諸階層の林地需要が増大した。この林地需要の増大には、35年以降、同時に進行した中小零細農家層の急激な離農、経営縮小による低廉な山林原野、離農跡地、経営縮小地の放出が相

耕地規模別農家林家の増減

増減率 (%)	規		模		増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)
	5~7.5 ha (戸)	増減率 (%)	7.5~10 ha (戸)	増減率 (%)						
22	△ 518	42	△ 3	99	161	249	45	663	18	
40	△ 1,461	46	△ 118	89	569	228	249	653	104	2,180
42	△ 310	64	84	118	368	249	139	596	78	2,700
52	△ 120	78	44	116	177	201	108	515	67	
85	△ 6	94	30	164	46	202	25	517	18	
47	△ 13	70	19	195	20	210	26		17	1,800
42	△ 6	70	4	180	9	164	5	500	8	800
250	△ 8	11	△ 1	75	1	200	1		2	
34	△ 2,442	55	59	103	1,351	229	598	625	312	3,220

耕地規模別農家林家の増減

増減率 (%)	規		模		増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)
	5~7.5 ha (戸)	増減率 (%)	7.5~10 ha (戸)	増減率 (%)						
61	△ 110	83	30	118	93	290	14	800	4	
65	△ 64	95	162	140	191	232	53	508	22	650
96	200	154	84	159	89	233	27	308	15	1,600
108	125	182	48	162	37	186	17	242	11	
215	13	145	10	171	18	300	5	350	3	
76	10	167	2	129	0	100	1	150	3	450
88	2	200	3		1	150	△ 1	50	△ 1	
	△ 3	25							1	
71	173	107	339	142	429	223	116	352	58	825

乘的に作用したことは明らかである。これらの地域では、林家の保有山林面積が、主として離農跡地等の植林転用の急増によって増加することを特徴としている。そして、それらの放出された山林および植林転用農地の取得を中心的に担ったのが、町場の富裕な非農家層、中・上層農家群および中小地場産業資本等に他ならない。

さて次にこの間の農家林家の減少の第二のタイプ＝山林の草地、畑等農用地への転用による減少であるが、このタイプの地域は根釧・宗谷等の酪農専業地帯を典型としている。これらの酪農専業地帯では、昭和35年～45年に全道で最も激しく農家戸数が減少する（したがって山林保有農家の減少率も全道一である。）が、他方、残存農家による乳牛多頭化と結びついた耕地規模拡大が、大幅な耕地の増大＝外延的拡大を伴って進行したのである。35年以降のこの地帯における著しい酪農専業化に伴う耕地の外延的拡大が、離農農家の保有山林、もしくは残存

農家の自己所有山林、原野等の草地化によってもたらされたことは明らかであり、したがってまた、これら地帯の山林保有農家が、山林保有規模をとわず乳牛と草地の「ゴールなき拡大」過程ではほぼ全層的に減少したのである(第4表参照)。前述した第一のタイプの地域とは逆に、この地域では林家保有山林面積の大幅な減少を特徴とする(根釧・宗谷の3支庁で35年~45年の林家保有山林の減少面積は5万5千ha余りにのぼる)。この農家林家の減少タイプは、根釧等だけではなく、十勝・網走・日高支庁等の一部酪農畑作地帯、あるいは十勝支庁等での開畑展開地域(山林→畑)等の耕境拡大地域においてもみられるものである。さらにこのタイプの類似的なものとしては、石狩・胆振支庁および全道の都市周辺等

における山林→住宅用地、鉱工業用地化のタイプ、また渡島支庁の大沼周辺、駒ヶ岳麓周辺等において昭和40年以降から断片的に進行する観光不動産資本による山林取得、山林一分壊別荘地化等のタイプ、あるいはまた、昭和35年以降から活発化する胆振・十勝支庁等での巨大商社資本等による畜産インテグレーションのための山林取得、山林→牧場化のタイプ等々も挙げておく必要がある。これらの取得され、転用される山林の多くが農家の所有山林である。

さて最後の農家林家の減少タイプは、35年以降の急激な挙家離農に伴って、農家林家が山林を所有したまま脱農→非農家化する場合である。これには更に、従来、山林を所有していなかった農家が離農に際し自己の跡地の一部を植林転用し、新たな山林所有者になるや否や非農家化する場合が含まれている。いずれにせよ彼らは、転業後の一部成功者を除き、多くの場合町村内外で日雇労働者等として滞留するか、もしくは、不在地主と化して都市に流出し、下層労働者層として存在している。かかるタイプの非農家林家の広範な存在が、山林保有規模0.1~1.0ha未満層および1~5ha未満層における「その他雇われ労働者」の急増という、この間の(昭和35年~45年)統計上における非農家林家所有動向の内実の一側面をなしている。この農家林家の減少タイプは、就業機会の多い都市近郊農山村か、あるいは逆に離農跡地の引き取り手もないような限界的農山村等において最も多く見られるであろうが、このタイプが35年以降の離農の激増に伴って現出したものである以上、地域的にはもとより全道的である。彼ら

第8表 「林家以外の林業事業体」のうち  
「会社」数の推移 単位：社

支 庁 名	会 社 数		
	昭和45年 <sup>Ⓐ</sup>	昭和35年 <sup>Ⓑ</sup>	Ⓐ- <sup>Ⓒ</sup>
石 狩	5	3	2
空 知	10	6	4
上 川	29	8	21
後 志	11	14	△ 3
檜 山	5	2	3
渡 島	16	4	12
胆 振	16	6	10
日 高	19	4	15
十 勝	31	5	26
根 釧	7	3	4
網 走	47	12	35
宗 谷	8	2	6
留 萌	1	2	△ 1
計	205	71	134

注) 1960年および1970年世界農林業センサスより作成  
△はマイナスを示す

の所有山林の大部分は、転業後の所有主体の就労状況および生活水準に規定されて、遅かれ早かれ分解の運命を辿るであろう。

## 第2節 農廃地造林の構造と性格

本道の農家林家は、前節で明らかにしたようにいくつかの減少タイプに分かたれるものの、昭和35年～45年の間に戸数にして約2万8千戸、面積にして約9万haが減少した（第2表）。この著しい減少は、昭和30年代後半以降における農業生産構造の変化、とりわけ作付作物の急速な転換、中小零細農家を中心とした挙家脱農の急増、基幹労働力の急激な都市流出等によってもたらされた必然的な結果である。昭和35年以降における民有林所有構成の再編成の中で、その量的拡がりや質の多様さにおいて、農家の保有する林野がまさにその中軸に位置している。

ところで、われわれが、この間の農家林家およびその保有山林の著しい減少について主要な分析の対象とするのは、他階層によって取得されることによって減少する部分である。前節の分析に即していえば、第1の減少タイプ及び、第2のタイプのうちの類似的タイプとして挙げた部分である。すなわち農家の所有している山林が他階層によって山林として取得・経営されるものと、主として「資本」によって取得され別荘地等として農林業外的利用に供される部分である。これらについては次章以下、それぞれの取得「資本」別に実態分析がなされるが、ここではそれらに取得される農家所有山林のうちの農廃地造林地について、その構造と性格を明らかにしたい。というのは、農廃地造林という土地利用形態は土地の農林業的利用形態における正常な地代序列の逆転的な利用形態であるばかりでなく、それが昭和35年以降に一挙に表面化する本道の雪崩的な脱農現象を直接的な契機として全道的に展開されるとともに、農山村地域の土地市場、とりわけ林地市場においてきわめて重要な売買対象として登場することによって、地域の私的林地所有構成の再編成をもたらす重要な要因となるからである。すなわち農廃地造林地＝農地の植林転用地は、昭和35年以降において、正常な地代序列の逆転をも余儀なくされている本道農業と農民の直面した事態の深刻さを象徴していると同時に、それが林地市場における重要な売買地種になることによって、農山村地域の林地所有再編成の土地問題的 성격<sup>1)</sup>を特徴付けるものとしても存在している。以下、上川支庁美瑛町での実態分析を中心として今日の農廃地造林の構造と性格について明らかにする。

### 1) 農廃地造林の基本構造

田畑および採草放牧地等、従来農業的利用に供されていた土地が、農業経営上の何らかの理由で造林され林業的利用に供される現象を、われわれは農廃地造林または農地の植林転用と呼んでいる。

しかし、農廃地造林は、今日の農地からの多岐にわたる土地利用転換—例えば宅地化、工場用地化、道路用地化等のひとつの転用形態にすぎない。周知のように、このような最近の農地の様々な転用形態には、農業をとりまく地域的な諸条件に規定されて、ある程度の地域分化

がともなっている。すなわち、大都市近郊では、農地は宅地や工場敷地、道路、公園用地等に多く転用され、他方農山村ではほぼ植林転用＝農廃地造林に一元的に転用されるというようである。しかし、農山村においては、農地は農地以外の土地利用に転換されはするが、一方で田⇄畑、畑⇄草地といった農地間での利用転換および林地・原野の新規開墾による農地転換も、同時に複雑に進行している。農廃地造林という利用形態は、まぎれもなく農地の非農地化ではあるが、それらの第1次産業的土地利用転換と同じ範疇にあって、農地の工場敷地化等という利用変化とは明確に異質である。なぜなら、それが主に土地の生産力に基づく利用形態であることと共に、多くの場合、ひき続き農民が所有・利用し、再び農地として利用されうる容易な可逆性を有しているからである。歴史的にも、林地が農地となり、同じ農地が再び林地となるというような事態は非常に多かったし現在もそれは進行中である。しかし、ここでの問題は、今日、農地が多様な非農地化の転用方向を有し、かつ農地間の利用転換も激しく進行しているにもかかわらず、農地の利用転換として植林転用＝農廃地造林が選ばれねばならない必然性を明らかにすることである。しかもそれは、後で詳しくのべるように、ここ10年間位で4万haにもものぼる大面積なのである。

一般的にいえば、土地の農林業的利用において林地の地代序列は最下位にあるはずなのである。最下位にあるはずの林地が、最高位にあるはずの田や畑にとってかわるという現象は、経済学的には明らかに矛盾した土地利用のあり方であろう。だとすれば、何故農地に木がうえられるのか？

以下、結論を先どりするようだが、このことについて大まかに図式化してのべておこう。

従来、この農廃地造林に関する分析は、林業側から主に本道農家林の形成、発展に関する調査研究の一部として取り扱われてきた。そのことによって、それが本道における農家造林のいわば本来的な形態であり、量的にも、今日に至る農家林の重要な部分を形成してきたことが明らかにされた。しかも、その際の農廃地造林パターンは、より典型的には、中上層に位置する生産力担当農民層が経営の集約化をすすめつつ、あるいは他に優等地を確保しつつ自己の経営耕地内の相対的低生産地に造林し、そのことによって安定的な寒地農業経営の確立をめざすというものであった。このような農廃地造林のあり方を検出し、それを可能にする農業経営条件を明らかにし一般化することによって、農家林業の本来的な姿なり、寒地農業の安定的確立の一方向を指し示そうとした点に、農家林研究の強調されるべき意義があったのである。

ところで、このように農家が自己の農業経営の集約化や規模拡大の結果として、余分な低生産農地を林地化し、農業経営の一層の安定化のために役立てようとする場合、それは少しも矛盾した不合理な土地利用のあり方ではない。むしろ、林業が農業経営内において農業と有機的に統一され関連づけられることによって、やがては当該農家の経営展開にとって重要な礎となることは明らかであろう。

しかし、ここ10年間で4万haにもものぼる農廃地造林のかつてない展開は、こういう形態

を決して主流とはしていない。それは何よりも、今日の農廃地造林が、主業であるべき農業の全般的な後退、それを担う農民層の全層的な衰退を背景に著増しているからに他ならない。後でふれることだが、今日の農廃地造林は、一部に非農家も含みながら、その主要な部分が経営的集約ならぬ縮小農家や離農農家によって担われているのである。ところがよく考えれば、最初の設問―地代序列として最下位にあるはずの林地が最高位にあるはずの田畑にとってかわることが不正常的な土地利用であるという設問は、これらの農業経営からの撤退を前提とした経営縮小農家や離農農家が、今日の農廃地造林の主流を担っているということによって一層の矛盾をきたすことになるのである。なぜなら、農業から撤退するはずの彼らが、その跡地や縮小地を田畑として処分するならまだしも、地代序列としては最下位にあるはずの林地にわざわざ転用し所有するという不合理と、彼らがたとえ植栽段階での投資に耐ええたとしても、それ以降の投資＝下刈、除間伐の投資には耐ええないであろうという新たな不合理が生じることになるからである。だがこれらの不合理の解答は、実は、その担い手が離農農家や経営縮小農家であるということ自体の中に隠されている。断っておくが、実態的にもそうであるように、ここでの離農農家や経営縮小農家の大部分は、平均以上の負債を抱えた窮迫的な農民層なのである。したがって、彼らは何とかしてその負債を整理しなければならず、また他の職業につくにあたっての当面の生活維持資金の確保にも迫られているはずである。そのためには、何よりも自己の経営耕地をより高く処分しなければならない。その場合、買手もつかないような土地条件の悪い下畑の土地価格より、植林転用地の方がより高ければどうなるか。あるいは、転用することによって、したがって耕者所有の原則という農地法の規制を自ら排除することによって、その植林転用地に町場の非農家を含め多くの買手がつくといった場合はどうなるか。多くの場合、彼らは植栽段階の投資を覚悟してもより高く「売るため」に農地を林地に変えるであろう。――そして事態はまさしくこのようにして進行し、農廃地造林は田畑を駆逐するのである。

だが、こうした事態は、あくまでも土地利用として正常なものではない。今日の農業の全般的な後退と、土地価格一般のインフレによる騰貴促進という条件の中で、地代法則の貫徹が妨げられている結果としての不正常的な土地利用のあり方なのである。食糧自給率の向上が叫ばれている昨今において、植林転用＝耕境後退が容赦なく進行している事態に今日の農業の深刻な悩みがあるともいえる。

さて以上のべてきたことは、今日の農廃地造林の性格を大まかに図式化したものであるが、林地移動との関りも念頭におきつつ図式化されている。すなわち、地代法則がねじまげられた結果としての今日の農廃地造林が、それを担う離農農家や経営縮小農家にとって土地を高くする方便として認識されており、それ故に農廃地造林地が最近の活発な林地移動の花形として登場するにいたるという図式である。いうまでもなく、今日の農廃地造林のすべてが、窮迫的な農民層によって担われ「売るため」のものとして転用されているわけではない。そこには

従来からの合理的な利用形態としてのものや、様々な諸形態が存在している。また、それを促す諸背景についても、転用急増地域の農業条件や転用地の土地条件も含めてさらに多くの説明が必要であろう。とりわけ、造林受託から経営受託へと進みつつある地域森林組合の充実、あるいはカラマツ人工林地帯の形成、集積メリットの増加という、林業側からの促進条件についての言及も不可欠である。

2) 農廢地造林の全道動向と地域性

本道の農廢地造林面積は、最近10年間で統計的に確認されているだけで、約4万haにのぼっている<sup>2)</sup>。第9表は、昭和39年以降10年間の支庁別年次別の農廢地造林動向であるが、その展開は年次別の特徴的な変動とかなり明確な地域性を伴っている。38年以前の年次別の面積推移は、第9表で用いた造林事業実績では把握できないが、農地年報(道農地調整課調べ)による農地法4条,5条実績によれば、38年1,818ha, 37年1,140ha, 36年692ha, 35年376ha, 33年327haとなっている。つまり、本道の農廢地造林は、昭和30年代とくに35年以降急激に一般化、表面化し、40年前後をそのピークとして以降減少する。ただ、表でみるように、46年の突然の面積増大は、45年から始まる稲作の生産調整政策によって、主に山間部での水田が加速的に植林化されたことによるものである。

ところで、農廢地造林面積が35年頃から急増するのは、この時期以降、一挙に表面化する本道の雪崩的な脱農現象を直接的な契機としている。すなわち、本道の農家数は30年から

第9表 支庁別・年次別農廢地造林動向

単位: ha

支 庁	昭和39年	昭和42年	昭和45年	昭和46年	昭和48年	昭和39年~ 48年の計	指 数 (%)
渡 島	74	86	25	34	( 5) 24	508	1.4
桧 山	86	84	28	95	( 28) 35	681	1.9
後 志	370	268	41	184	(129) 159	2,155	5.9
石 狩	103	55	22	75	( 61) 74	596	1.6
胆 振	203	181	55	176	( 37) 87	1,329	3.6
日 高	98	93	8	61	( 16) 27	861	2.3
空 知	342	455	138	683	(154) 207	3,580	9.7
留 萌	43	47	5	532	(100) 114	1,153	3.1
上 川	1,151	813	664	1,299	(206) 480	9,103	24.8
十 勝	283	632	197	294	( —) 110	3,888	10.6
網 走	1,981	1,407	779	800	( 11) 486	11,429	31.1
釧 路	180	35	31	26	6	661	1.8
根 室	226	80	7	5	1	617	1.7
宗 谷	45	31	12	7	10	207	0.6
計	5,185	4,267	2,012	4,271	(747) 1,820	36,768	100.0

注) 道林務部「造林事業実績」各年版より作成。牧野・原野は含まず  
48年の( )は水田への造林面積で内数

35年まではわずか3千戸程度の減少であったが、35~40年では3万5千戸、40~45年では3万3千戸と、35年以降きわめて急激に減少した。しかも、地域的には網走・上川・十勝等の畑作地帯での戸数減少が顕著であり、それはこの間の農廃地造林の最も集中した地域と同一の地域傾向を示すのである。この地域的な一致は、35年以降の畑作地帯を中心にした膨大な離農農家の排出とそれに伴う離農跡地、耕作放棄地の累積こそ、農廃地造林展開の前提であることを暗示している。かかる事態は、かつて第1次世界大戦後より昭和恐慌期に至る深刻な農業危機の時代に、自作農の小作農への没落、小作農の小作農場からの逃亡が相次ぐ中で、豆やバレイシ等の輸出畑作物の暴落によるそれら作付跡地を中心に、農廃地造林が燎原の火の如く広がった事態を想起せしめる<sup>3)</sup>。農廃地造林の展開は、歴史的にも時代の農業危機と深く結びつ

第10表 農廃地造林の地域性 (転用率5%以上の市町村)

地域	市町村	39~43年 合計面積 (ha)	植林 転用率 (%)	人工林率 (%)	地域	市町村	39~43年 合計面積 (ha)	植林 転用率 (%)	人工林率 (%)
羊蹄山麓	真狩	208	5.1	21.1	北網地方	東藻琴	540	12.2	31.5
	留寿都	147	5.4	20.3		女満別	507	6.4	42.8
	喜茂別	305	13.6	29.2		網走	592	4.3	24.1
	京極	320	11.3	42.9		美幌	863	8.6	35.9
	豊浦	262	10.3	23.3		津別	541	8.6	26.9
	大滝	71	6.3	20.7		端野	566	9.5	33.7
石狩	浜益	71	7.9	38.4		北見	1,197	9.6	28.9
日高北部	穂別	131	6.1	21.7		置戸	305	7.3	33.7
	日高	82	6.5	18.3		留辺蘂	447	11.0	14.7
	占冠	68	6.0	23.1		生田原	154	7.4	11.6
空知東部	芦別	413	7.9	57.8	白滝	93	5.8	13.0	
	赤平	166	9.1	34.3	上湧別	232	6.7	16.9	
	深川	302	(3.0)	29.7	湧別	359	6.6	25.9	
大雪・十勝岳山麓	上川	129	8.5	35.1	滝の上	284	6.3	16.1	
	美瑛	688	5.1	51.6	丸瀬布	70	6.6	42.5	
	上富良野	448	6.1	52.5	釧路高台	鶴居	147	6.6	13.0
	富良野	358	(3.4)	26.0		阿寒	94	(3.2)	22.7
	東神楽	243	6.1	69.2		十勝内陸	帯広	285	(1.3)
新得	218	(3.4)	32.6	幕別	286		(1.7)	26.5	
名寄盆地	名寄	284	(4.9)	33.3	芽室		197	(0.9)	34.4
	下川	358	12.0	37.7	中札内		188	(2.9)	66.3
	和寒	537	9.9	34.4	大樹		217	(2.1)	21.7
	剣淵	213	(3.8)	35.6					

注1) 植林転用率 =  $\frac{39\sim43\text{年農廃地造林面積}}{39\text{年総耕地面積}} \times 100$

2) 耕地面積は農林水産統計による

3) 人工林率は農家林の人工林率である。1965年農業センサス「北海道統計書」より作成

4) 宇佐美繁：「農地植林転用の現段階の性格」農経論叢第24集，北大農，1968，p.162，第3表を参考にして作成した

き、それを象徴しているといえよう。

さて、今日の農廃地造林は、35年以降、網走・上川・十勝等の畑作地帯を中心に展開するのであるが、これを市町村別に検討するとさらに著しい地域性を有していることがわかる。すなわち、農廃地造林が最も激しく進行した39～43年における植林転用率（耕地面積と農廃地造林面積の比率）5%以上の市町村を整理した第10表によれば、羊蹄山麓・空知東部・大雪・十勝岳山麓・名寄周辺・北見市を中心とした北網地域及び帯広市周辺等での地域集中度が明らかである<sup>9)</sup>。これらのほとんどの地域は、内陸に位置した畑作地帯であり、しかも地域内に戦後開拓地区や傾斜耕地地区及び山間部の部落を多く有する点で一定の共通性をもっている。いうまでもなく、戦後開拓地に代表されるいわば耕作限界の地区こそ、この間の脱農現象が最も端的に表面化した地区なのである。しかし、これらの集中地域が40年時点で農家林における人工林率が相対的に高く、一定の人工林集積の進行している点で共通していることも注目しなければならない。このことは、今日の農廃地造林が戦後開拓地区、傾斜耕地地区及び山間部の部落等でのより著しい脱農現象を直接的な契機としながらも、それら地域での人工林集積にみられる地域林業の活発な展開状況からも一定の契機を与えられていることを示唆している。

一般に、これら農廃地造林の集中地域でみられる35年以降の人工林集積の進展は、広葉樹のパルプ需要の増大による前生樹の商品化、人工林材の商品化の活発化、造林補助金の積極的な活用及び構造改善事業の導入等による地域森林組合の活動強化等によって支えられたものである。また、これらの人工林集積を可能とした諸条件は、必然的に地域内の林地需要の拡大を促し、林地価格を押し上げたのである。その場合、地域内の戦後開拓地区、傾斜地区等での離農の急増に伴う大量の耕作放棄地は、その大量性と耕地限界の地区であるがゆえに、耕地としては利用価値と土地価格において低位なのであるが、林地としては逆にその立地条件と地ごしらえのいらぬ有利性のゆえにきわめて有望な投資物件として認識されるのである。

このように農廃地造林は、その集中地域における人工林集積を可能にした諸条件に促され、その立地条件と土地形状において耕地としてよりも、むしろ林地としての利用価値の高さゆえにその耕地価格を上回る林地価格が形成されることを通じて初めて本格的な展開を可能にされたといえよう。

### 3) 農廃地をめぐる土地条件

農廃地造林は、戦後開拓地や傾斜地帯等での相対的に劣等で耕作限界的な耕地、あるいは経営耕地内での相対的な低生産地等を駆逐する。そもそも市町村の農業委員会は、農家から植林転用の申請された耕地に対して、その耕地がなんらかの条件による耕地不適地か、あるいはその耕地が造林地化されることによって隣接耕地に日陰を作るなどの支障を及ぼさない限りにおいて転用申請を受諾するのである。しかし、これらの耕地は、様々な土地条件を有する相対的な意味での土地生産力の低い劣等な耕地ではあるが、いうまでもなくその全てが離農跡地・

経営縮小地なのではない。また、その耕地所有者が農廃地造林を行うに至った契機も、すでにのべた脱農に伴う場合が全てではなくかなり多様である。

ここでは農廃地造林によって駆逐される耕地の諸条件と、その耕地が農廃地として耕作放棄されるに至った諸条件を検討し、今日の農廃地造林のより具体的な展開契機、あり方について考えてみたい。

以下、資料に基づいて検討を進めるが、使用する資料は上川支庁美瑛町農業委員会保管の農地法4条、5条植林調書である。なお、美瑛町は、昭和38～45年の間に約1,004 haの農廃地造林の進行した畑作、田畑作中心の農村地域であり、45年時点での私有林人工林率43%、農家林の人工林率61%という道内でも有数の人工林集積地帯である。ここでは美瑛町の実態を検討材料としてはいるが、以下の内容は前項でみた農廃地造林の集中地域における一般的な傾向としてのべている。美瑛町がそれらの地域の一般傾向を代表していると考えからである。

さて、その点を断った上で美瑛町の農地法4条、5条植林調書に基づいて、まず転用申請のあった耕地の立地、土壌条件を整理すると次のようになる。第一に、平均10～15度の急傾斜地で表土流亡が激しいこと、第二に、火山灰地・ガレキ地・重粘土地・湿地・低温低水地（水田）等で土壌条件が悪く、生産性の低いこと、第三に、周囲が山林で取りかこまれた耕地で、日陰等のため生産性の低いこと、第四に、飛地・隔絶地あるいは農道の未整備のため耕作に不便なカ所にある耕地等である。しかし、これらの耕地が耕作放棄され、植林転用されるに至った理由は、必ずしもその劣悪な立地・土壌条件だけにあるのではない。それは、今日の農業経営とくに畑作経営のあり方と経営をとりまく諸環境にその直接的な理由を求めなければならぬ。例えば、表土流亡の激しい急傾斜地という条件が、それら放棄される耕地の代表的な立地条件であるが、今日の畑作経営がその立地条件に対応して飼料作物を導入する等合理的な輪作経営の方向をとりえず、いたずらに豆類等の単作をくりかえし地力収奪的経営を続けざるをえない状況にこそそれらの耕地が放棄される真の理由がある。豆類等地力収奪作物の単作にさらされた耕地は、否応なく地力の著しい減耗をきたし、やがてはその経営主体とともに農業から脱落を余儀なくされるのである。また山間部にある水田が農廃地造林によって駆逐される場合も、畑作農家が水田の経済的有利性に注目して経営の安定を求めて開田したものが、その地形と立地条件及び規模と技術的制約のなかで挫折し、稲作転換政策にいとまやすく迎合したものに他ならない。農廃地造林は、その地代負担力が農業のそれよりも優っているがゆえに耕地を駆逐するのではなく、農業の林業地代を下回る地代しか生みえない耕地経営のあり方のゆえに、それらの耕地を駆逐するのである<sup>5)</sup>。

しかし、すでに保留しておいたように、今日の農廃地造林はその全てが農業経営の崩壊を契機として進行しているのではなく、さらに多様な契機をもっている。そのことを確認するために「植林調書」に散在的に記載されている転用申請農家の「植栽動機」を整理要約すれば

次のようである。第一の動機は、離農に伴う跡地処理のため、第二は、稼働人員の減少および老齢化等に伴う経営縮小のため、第三は、地力の減耗のため、第四は、表土流亡を妨ぐため、第五は、急傾斜で機械耕作ができないため、第六は、良質の代替地を求めたので低生産地を活用するため、第七は、(転用地を売却して)水田経営の近代化に必要な機械購入費を捻出するため等々である。これらの諸動機のうち、第一、第二の場合はすでにのべてきたように、実態的に主流を占めている離農および離農予備的な経営縮小に伴って、放棄された急傾斜地・火山灰地等の立地土壌条件にある劣等耕地に農廃地造林の進行する場合である。これとは逆に、第六、第七の動機は、事例的には少いが、経営の近代化、集約化等農業経営の積極的な展開の中で相対的な低生産地が排出され、そのうえに農廃地造林の進行する場合である。また、農業営経状況からの動機は明らかではないが第三、第四の動機は、著しい地力減少のために放棄された耕地に対して地力維持、耕地保全対策として造林が進行する場合、および第五の動機は、畑作経営において旧来の馬耕体系が機械耕作体系に移行するなかで、機械効率の落ちる急傾斜等の耕地が耕境外におしだされ、それらの耕地に農廃地造林が進行する場合である。

以上のように、農廃地造林の具体的な展開契機は、相対的に劣等な耕地が、個別農家の経営状況、技術水準に規定されて耕境外に排出される諸契機に対応して多様であるといえる。しかし、これらの多様性は、単に農業側の事情だけによるものではない。前項でものべたように、地域の人工林集積、木材商品化の活発化等に伴う林地需要の拡大、林地価格の高騰という条件がなければ生じえない。例えば、転用申請地の立地条件の中に「周囲が山林であり、日陰等のため生産性が悪化した」という条件があるが、これはその耕地の周辺を、あらかじめ意識的に人工林化しておき、農業委員会の転用許可をとりやすくするという場合もあり、その動機は地域の林地需要の拡大に積極的に対応しようとするものである。また「植栽の動機」においてみられる地力維持、耕地保全対策としての農廃地造林、及び機械化によって排斥された耕地への農廃地造林等も、現段階における幼齡人工林の集積、木材商品化の活発化等、将来にわたっての地域林業の積極的な展開が見通されていない限り、その造林投資意欲は減殺されていたといえよう。このように農業経営状況、技術水準に規定された今日の農廃地造林の多様な展開契機は、あくまでも離農、経営縮小の急増にみられる農業経営の全般的悪化、および劣等な耕作条件下にある農廃地の累積を基本としながらも、人工林集積の進行、林地需要の拡大等、地域林業の展開状況に明らかに規定された側面をもつといえるのである。

#### 4) 農廃地造林の担い手

農廃地造林の主要な担い手は、すでにのべてきたように、離農あるいは離農予備的な経営縮小農家である。しかし、前項でみたような農廃地造林の多様な展開契機に対応して、その担い手は中・上層農家にも及んでいる。また前節では、主として農地法4条転用(耕地所有者自身の行う転用、以下4条転用)を中心に取扱っており、農地法5条転用(耕地所有権の移動を伴う転用、以下5条転用)については特に触れないできた。5条転用の場合は、所有権の移動が伴

うので農家でない者もその転用地の取得が可能であり、しばしば市街地の商人、会社員ですらその担い手たりうるのである。さらに、4条、5条転用の場合を問わず、転用面積規模2haを境としてそれ以上が農林大臣の許可権限であり、それ未満が知事許可権限であるという転用規模の相違によって、担い手の性格もまた異なるのである。ここでは再び「植林調書」に依拠して、4条、5条及び転用規模によって異なる担い手を、彼らの経営耕地規模を中心に検討し、担い手からみた農廢地造林の性格を明らかにする。

さて、まず知事許可権限の2ha未満の4条、5条転用における経営耕地規模別の担い手についてみてみよう。第11表の上段部分である。それによれば、4条転用の場合、耕地規模10ha未満層の農民層による転用が圧倒的であり、10ha以上層はわずか38件、全体の16%を占めるにすぎない。この経営耕地規模は、各農家の田と畑面積を合計したものであるが、美瑛町の場合、昭和48年頃で畑作専業として自立経営できる規模は15ha以上、水田専業の場合は10ha以上といわれている。乱暴な議論ではあるが、田畑作兼営の場合に一応自立できる規模を10ha前後(40年代の前半では、7.5ha前後かも知れない)とすると、2ha未満の4条転用の場合、その階層以下の中小零細農家群によってそのほとんどの転用が担われていることになる。また、この経営規模は転用前の規模であることから、それら農家が今後、規模拡大しない限りその経営は転用によって縮小されたことになる。その意味で、耕地規模が7.5ha前後の農民層分解基軸周辺にある多数の農家群によって、この間最も多くの4条転用が担われていることは、「規模拡大か離農か」という絶えず厳しい選択を迫られている彼らが、ここに至って、漸次的な経営縮小の方向を選択した結果であると思われる。このような経営縮小による転用という4条転用の基本的な性格は、転用規模の大きい大臣許可の場合にその性格をより鮮明にする。すなわち、41~48年の大臣許可4条転用は全件数が51件と少ないが(第11表下段)、一件当たりの転用規模は約5.1haという大規模なものであり、その転用規模の大きさからして、それが明らかに離農のための跡地一括転用であることを示している。しかも、その際の大面積造林は、林業経営改善資金を導入することなく、自己資金と補助金によって実行されている。経営縮小お

第11表 経営耕地規模別4条、5条植林転用件数(美瑛町)

単位: 件数

区 分		耕 地 面 積 (ha)									計
		0	1未満	1~3	3~5	5~7.5	7.5~10	10~15	15~20	20以上	
知事許可 <sup>1)</sup>	4条		7	24	47	63	52	28	9	1	231
	5条 <sup>3)</sup>	7 <sup>4)</sup>			4	8	2	3			24
大臣許可 <sup>2)</sup>	4条			4	11	15	10	6	4	1	51
	5条	不明 <sup>4)</sup>			2	3	1	2			12

注1) 昭和38年、41年、43年、46年、48年の各年合計の数字である

2) 昭和41~48年間の合計数字である

3) 5条の場合は転用地の譲受者の経営耕地規模である。美瑛町農業委員会資料より

4) 耕地をもたない非農家の転用である

よび離農を企儀なくされる程の厳しい生活環境にあって、彼らのこのような転用のあり方は、次にみる資産造成としてのものでなく、まさに「売るために植えている」といっても過言ではないであろう。

ところで、次に知事許可に係る5条転用の場合であるが、全件数17件のうち、その内容は15件が転用地だけの取得転用であり、耕地規模拡大の際の付随的な転用はわずか2件にすぎない。また、その他に7件の非農家(商業者・会社員等)による取得転用がある。これらのことは、5条転用の場合主要な性格が離農跡地等の取得によって規模拡大し、その際に生じた低生産地を転用するというものでなく、むしろ、投機的・資産造成的な取得転用であることを示唆している。その点は、4条転用の場合と同様に大臣許可に係る2ha以上の5条転用の場合をみるとより鮮明である。すなわち、41年以降8年間の大転用は、全件数が12件と少ないが(第11表)、一件当たりの取得転用規模は約5.2haという一農家の経営規模にせまる大規模なものである。また、その取得転用階層は必ずしも耕地規模からみた上層農ではないが、平場の比較的経営の安定した水田農家が多く見受けられる。しかも、彼らの転用地の取得は、規模拡大に伴う場合でなく、全て転用地だけの取得である。その際彼らのほとんどが冷害備林等造成という理由のもとに、林業経営改善資金(土地取得資金・造林資金)を借り入れ植栽を実行している。つまり、資産造成的性格を、この場合の植林転用は濃厚にもっているといえよう。

以上のように、担い手からみた今日の農廃地造林は4・5条及び転用規模においてそれぞれの性格の差がみられるが、要約すれば、漸次的な経営縮小農家及び離農農家による「売るために植える」窮乏的な農廃地造林(4条転用)と、平場の水田農家や市街地の非農家による投機的あるいは資産造成的農廃地造林(5条転用)という対極的な姿で進行しているといえよう。

#### 注

- 1) 農廃地造林が、農業経営の集約化の結果として排出された相対的低生産地への造林によるものであり、農業経営(農地所有主体)の安定化に結合している限りにおいては土地問題たりえない。そうではなく、農業経営の窮乏化(農地所有主体の窮乏化)によって余儀なくされた農地への造林であり、しかもそれが地場資本等富裕な非農家階層によって取得され、多くの場合農地への再転用に展望がなくなると同時に地域農地面積の絶対的縮小をもたらされるという事態に、農廃地造林問題が、今日の農業をめぐる経営的諸条件の下で土地問題(とりわけ農地をめぐる)として扱えられる理由がある。

昭和35年以降の農山村地域における林野所有構成の再編成は、挙家脱農の急増に伴う離農農家等の離農跡地、所有林野を中心に展開されており、とりわけかかる性格を有する農廃地造林地を重要な売買地種とすることによって、その性格の土地問題的側面を一層鮮明なものとしている。

- 2) 農廃地造林面積は、「農地年報」と「造林事業実績」によって把握できるが、前者の昭和38年～46年の実績では19,652ha、後者は昭和39年～48年で36,768haと両者に大きな隔りがある。この理由は、
  1. 昭和40年代の前半期までは農地転用許可を得ないで、農家がかつてに植林転用するケースがしばしばあったこと。したがって、「年報」の場合は転用許可を得たものだけの数値であるのに反し、「事業実績」の場合はそれを得ていなくとも耕地造林として森林計画区域内にくり入れるケースのあったこと。
  2. 「年報」の場合、肥培管理のされていない採草放牧地は農家自身が転用する場合(農地法4条転用)無

- 許可であり、したがってその数値が計上されないのに反し、「事業実績」の場合は天然草地への造林として計上すること。
3. 農地が自然かい廃した場合、そこへの造林は現地目証明だけで許可され、「年報」には計上されないのに反し、「事業実績」では、この場合も耕地造林として計上されると思われる。したがって、農廢地造林面積を把握する場合、「事業実績」による方がより実態に近いと思われる。
  - 3) 戦前期の農廢地造林の展開過程については、拙稿「研究ノート戦前における農廢地造林の展開実態Ⅰ～Ⅱ」北方林業 1976 年第 330 号～331 号を参照されたい。
  - 4) 宇佐美繁「農地植林転用の現段階的性格」農経論叢, 第 24 集, 北大農学部, 1968 年参照。なお本稿は表記の論稿と共に福永義照「北海道における農家林の最近の動向」北海道農林研究, 第 33 号, 北海道立総合経済研究所, 1968. 霜鳥 茂「農家林業の展開構造—主として農廢地造林をめぐる—」日林会北支講, 第 20 号, 1971. に論点の多くを示唆されている。
  - 5) 宇佐美繁・大田原高昭・石井 寛「植林転用の意味するもの」北方農業 1967 年 8 月号。

### 第 3 章 地域富裕階層および中小地場資本等 による林野集積の実態と性格

昭和 35 年以降, 急激に進行した農廢地造林—農地の植林転用は畑作地帯, とりわけ農家の蓄積条件に乏しい内陸部の戦後開拓地帯, 傾斜耕地地帯におけるより著しい脱農現象と, それに伴う大量の農廢地の排出を前提として, それら地域における人工林集積の度合等の林業展開状況に契機を与えられ明確な地域性を伴いながら展開した。とくに, 地域の林業生産動向が農廢地造林の進行に強く影響を与えている。すなわち, 地域における人工林集積の進行, およびそれに伴う木材商品化の活発化等は, 地域内の林地取得層と林地需要を拡大し, 林地価格を必然的に押し上げ, その際, 地域内における戦後開拓地, 傾斜耕地等, その立地, 土壌条件が劣悪なゆえに耕作放棄された土地は, 耕地としてよりも地ごしらえの不用で, 地利級の高い林地としてその利用価値を高めるに至るのである。そして, ついには地域内の林地需要の一層の拡大に伴って, その土地の耕地価格を上回る林地価格が形成され, 農廢地造林が進行する。かくして, 農廢地造林地は, 他の離農農家の所有山林や離農跡地・経営縮小地と共に, 地域の林地市場(土地市場)に地利級の高い重要な売買対象地として登場するのである。それらは, 町場の商人などの地域の富裕な諸階層によって取得され, 地域の私的林野所有の再編が加速的に進行する。その意味で, 今日の農山村地域における私的林野所有の再編成は, 本道農業および農民的土地所有の後退的局面と不可分に結びつき, またそのことによるのみ可能であったとさえいえる。

ところで, 前章において明らかにしたように, このような農廢地造林の展開が最も典型的に進行するのは, 網走・上川・十勝支庁等における昭和 30 年代に急速なカラマツ人工林の集積を果たした地帯である。これらの地帯では, 農家林家の全層的な減少はみられず, 中上層農家の耕地, 山林の集中化と共に, 非農家林家層の急増, および山林取得地場資本の増加が進行したのである。すなわち, 農廢地造林地等を対象として, 地域の林野所有の再編成が活発に展開した地帯に他ならない。

以下、道内有数の造林集積地帯である網走支庁美幌町の事例研究を通じて、とくに美幌町での富裕階層、中小地場資本の林野集積の実態を中心として、人工林集積地帯における私的林野所有の再編成の構造をより一層鮮明にしたい。

### 第1節 美幌町の造林動向と離農動向

美幌町は、北海道の畑作地帯である網走支庁管内にあっての中核的な位置を占め、地形的にはゆるやかな段丘波状地帯を中心とした経営農用地面積 14,839 ha、林野率 75% の平地農村地帯である。

北海道の民有林業にあって、新たな林業地帯を形成しつつあると注目されている大雪山・十勝岳周辺の内陸農山村地帯が一般的にそうであるように、美幌町もまた、昭和 35 年を前後して農家林を主体にしたカラマツ人工造林が急激に進行した。45 年 6 月の時点で人工造林面積 8,304 ha、一般民有林における人工林率 68% であり、その大半の 7,072 ha が 35 年以降に植

第12表 美幌町における造林面積の推移

年次	美幌町				北海道指数 (%)	網走指数 (%)
	実数 (ha)	指数 (%)	カラマツ植栽率 (%)	再造林率 (%)		
昭和 28 年	318	100.0	96.3	—	100.0	100.0
29	358	112.5	97.8	—	114.7	115.4
30	289	90.7	88.9	—	100.2	116.3
31	272	85.4	84.2	—	107.5	146.4
32	298	93.5	85.9	—	86.7	118.6
33	339	106.5	85.3	—	86.9	131.2
34	301	94.7	87.7	—	87.8	134.7
35	295	92.5	84.8	—	86.9	154.7
36	349	108.7	88.0	11.7	86.2	166.8
37	473	147.4	88.6	25.8	80.8	160.0
38	399	124.3	89.2	13.0	81.0	170.2
39	739	230.2	94.2	5.7	85.1	233.4
40	598	186.2	89.6	17.1	79.2	229.5
41	735	229.0	92.0	14.2	75.5	229.4
42	839	261.4	95.0	12.3	78.6	244.6
43	893	278.2	92.3	7.9	82.8	264.6
44	1,037	323.1	91.3	9.4	92.2	323.7
45	714	222.4	94.5	7.6	87.8	304.6

注 1) 北海道林務部「造林事業実績」各年版より作成。

2) 補助造林のみ対象

3)  $\text{カラマツ植栽率} = \frac{\text{カラマツ造林面積}}{\text{造林面積}} \times 100$

4)  $\text{再造林率} = \frac{\text{再造林面積}}{\text{造林面積}} \times 100$

5) 福永義照「民有林業の発展条件に関する基礎的研究」(北海道農林研究; 第 43 号所収) p. 53 より引用。

栽されたものである。(第12表参照) この美幌町における最近10数年間のいわば過度ともいえる造林集積の進展は、その背景を端的に要約すれば第一に、35年以降の離農の激出に伴う農廃地造林、植林転用地の増大と低廉な農地、林地のだぶつき、第二に、広葉樹のパルプ需要の増大による雑木丸太の高騰<sup>1)</sup>、およびカラマツ(間伐材および戦中・戦後初期植栽の主伐材)を中心にした木材商品化の活発化、第三に、造林補助率の高率な41年冷害備林造林、42年団地造林の積極的な導入、第四に、苗木供給体制の強化、労務班整備による受託造林の本格的取り組みをはじめとする美幌町森林組合の体制強化等の諸要因によるものである<sup>2)</sup>。またこれらの諸要因の他に、とくに非農家等、従来山林を所有していなかった諸階層による造林投資を促進し

第13表 地目別土地面積の推移(美幌町)

区 分	総面積 (ha)	比 率 (%)	農用地面積		林地面積		宅地面積		その他積	
			(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
昭和35年	43,524	100.0	9,956	22.8	25,108	57.7	208	0.5	8,252	19.0
昭和40年	43,524	100.0	9,011	20.7	27,688	63.6	273	0.6	6,552	15.1
昭和45年	43,524	100.0	9,204	21.1	30,453	70.0	346	0.8	3,521	8.1

注)「美幌町農振計画基礎資料」S.48.3より作成

第14表 美幌町における植林転用実績(農地法4・5条)

区 分	4 条			5 条			④+⑤ 面積総計 (ha)
	件 数 (件)	筆 数 (筆)	面 積④ (ha)	件 数 (件)	筆 数 (筆)	面 積⑤ (ha)	
昭和35年	13	15	13.2	—	—	—	13.2
36	46	58	43.0	3	3	3.2	46.2
37	63	84	73.3	3	3	3.8	77.1
38	90	113	115.1	12	17	16.3	131.4
39	112	143	130.3	38	48	49.1	179.4
40	108	132	130.7	31	36	50.3	181.0
41	118	157	134.4	51	66	53.4	187.8
42	91	122	107.4	16	22	28.2	135.6
43	76	107	91.2	21	24	10.3	101.5
44	101	136	52.0	18	20	4.5	56.5
45	42	55	49.3	1	2	0.6	49.9
46	31	103	36.8	6	7	8.9	45.7
47	26	31	27.5	7	8	1.3	28.8
48	9	12	10.5	1	2	0.7	11.2
49	13	27	21.1	3	6	4.2	25.3
50	18	22	20.1	—	—	—	20.1
計	957	1,317	1,055.9	211	264	234.8	1,290.7

注) 美幌町農業委員会資料より作成

た重要な要因として、35年以降の漸次的なインフレーションの進行に基づく土地価格一般の傾向的な騰貴を挙げなければならない。すなわち、センサスによれば美幌町における昭和35年の林地裸地売買価格は、ha当たり4,000円から66,000円であったが、45年には30,000円から80,000円と騰貴した。かかる土地(林地)価格の高騰が、当町の離農の激出に伴う低廉な離農跡地(山林を含む)のだぶつきや高額な造林補助と結合しつつ、地域内の富裕な諸階層にとって幼齡人工林の購入、さらには裸地購入→補助による人工造林地化という投資パターンを銀行投資よりもさらに有利なものとして認識せしめたのである。

ところで、美幌町の最近10年間(昭和35年~45年)の離農戸数は618戸(35年時点での総農家戸数の38%強)にもものぼり、そのほとんどが経営耕地規模10ha以下の中小零細農家層

第15表 美幌町地区別農家総括表

地 区	農家戸数 (戸)	うち専業比率 (%)	耕地構成			販売高 200万円以上		S.35~47 離農戸数 (戸)	離農率 (%)	(S.37~47)農地 法4条植林転用		林地売買 件数 S. 41~48.3 (件)
			田 (%)	畑 (%)	牧 (%)	農家数 (戸)	比率 (%)			件数 (件)	面積 (ha)	
野 崎	17	82.4	31	66	3	3	17.6	24	58.5	5	5.32	11
稲 美	73	68.5	65	31	3	7	9.6	22	23.2	32	25.57	7
駒 生	25	88.0	2	80	19	4	16.0	21	45.7	60	57.33	80
都 橋	43	93.0	16	63	20	8	18.6	14	24.6	4	3.22	1
福 住	57	92.9	4	84	12	16	28.1	43	43.0	44	34.12	40
豊 富	33	93.9	2	88	11	13	39.4	14	29.8	53	59.62	40
古 梅	30	83.3	—	54	46	12	40.0	26	46.4	28	36.42	65
日 並	39	87.2	—	84	16	15	38.5	29	42.6	55	67.89	55
田 中	66	90.9	0.1	77	22	41	62.1	43	39.4	32	31.38	41
報 徳	71	94.4	1	92	7	23	32.4	48	40.3	34	26.52	72
瑞 治	42	88.1	12	85	3	9	21.4	14	25.0	1	0.50	3
美 禽	58	93.1	67	31	2	19	32.8	26	31.0	31	25.04	20
高 野	21	90.5	0.6	69	27	3	14.3	26	55.3	68	64.07	69
豊 岡	59	91.5	14	52	34	20	33.9	63	51.6	111	119.27	162
昭 野	29	89.7	39	55	6	13	44.8	7	19.4	30	19.26	22
美 富	78	82.1	8	83	9	17	21.8	32	29.1	46	41.49	19
美 和	44	90.9	6	92	3	11	25.0	15	25.4	40	40.77	50
栄 森	23	91.3	11	82	7	—	—	13	36.1	25	25.04	13
豊 幌	62	96.8	4	80	16	26	41.9	20	24.4	62	58.09	49
登 栄	18	83.3	—	59	41	5	27.8	17	48.6	56	75.23	48
市 街	56	23.2	18	72	7	2	3.6	26	31.7	70	77.84	
市 外										26	42.66	
計	944	84.6				267	28.3	543	36.5	913	936.60	867

- 注) 1. 農家戸数、耕地構成、販売高戸数は昭和47年農家台帳より作成  
 2. S.35~47の離農戸数は40年分が欠如している  
 3. S.35~47の4条転用面積は38年分が欠如している  
 4) 離農率 =  $\frac{\text{S.35~47年離農戸数}}{\text{S.35年農家数}} \times 100$

である。地域的には、当町の相対的農業限界地区ともいべき東部、および中南部の丘陵傾斜地域で頻発している。また、この間の(昭和35年~45年)当町の土地利用状況は、離農農家の激出と相まって農用地面積の漸減、山林面積の急増という変化を基本にして推移している。(第13表参照)山林面積の増加はそのすべてではないにせよ、その大半がこの10年間に農地法4・5条転用として統計的に確認されているだけで1,199 haにのぼる農地の植林転用地の増大によることは明らかである。(第14表参照)さらに、この植林転用の急増地区が離農農家の激出地区と重なり合っていることもまた留意されるべき事実なのである。(第15表参照)そしてまた、この35年以降の植林転用地の急増と離農跡地の広範な存在

が同時期に進行するカラマツ人工造林の急激な展開の重要な要因となりつつ<sup>3)</sup>、同時にその急激な造林展開と相まって、中小地場資本、中・上層農、商人、サラリーマン等の新たな投機的林地取得、資産備蓄的造林投資を主要性格とした林地所有権の移動を激化せしめるのである。

さて、第16表は、法務局の「土地登記通知書」より整理した昭和41年~48年3月までの美幌町での山林、原野普通売買の件数、面積を示したものである。第16表より、その間の山林、原野の売買面積は延べ4,640 haにのぼり、それは美幌町私有林面積の実に35%弱にあたるものである。また、この美幌町の激しい林地移動を地域的に概観すれば、その頻度の最も高い地域は、畑作中核地帯の当町内において丘陵傾斜地域を中心とする相対的に限界地的性格の強い地域であり、これはこの間の離農農家を最も激しく輩出し、また35年以降年平均100 ha強という農地の植林転用が最も広範に進行した地域なのである。

このように、美幌町における林地移動の激化地域が、離農農家の激出地域であり、かつ植林転用地急増地域であるということは、当町での林地移動が、すでに述べたように木材商品化の進展等の地域林業情勢の変化を背景にもちながらも、農業経営の全般的悪化、農民層分解の深化、さらには農民的土地所有の後退的局面と結びつくことによって可能にされ、加速化されているという関係を示すものに他ならない。

第16表 美幌町における山林、原野  
売買の件数・面積

年次	件数 (件)	面積 (ha)
昭和41年	143	731.59
42	121	717.20
43	103	1,053.21
44	114	436.34
45	115	508.47
46	117	332.84
47	100	488.92
48	38	370.98
計	851	4,639.35

注)「土地登記通知書」より作成  
ただし、売買当事者が、国・自治体  
の場合は除外  
昭和48年は3月分まで

#### 注

- 1) とくに昭和41年~42年にかけての“雑木ブーム”について次のように指摘されている。「従来、100石あたり7~8万円であった雑木丸太が10万円を突破、小口取引であると13~14万円の高値をしめした。この雑木ブームの理由はいろいろいわれたが、本州製紙・北見ガルブ・天塩川製紙の増設操業と、各工場の針葉樹価格が高いために、従来のN70%、L30%の利用化率をN、L半々にもっていくように樹種転換を

計画した等のほかに、ベトナム受注でクラフト紙、ダンボール類の輸出が伸びたのが原因とされている。」(古田昭司「網走でのことども」『10万ヘクタール達成へのあゆみ、網走支庁管内民有林人工造林地』昭和46年, p. 32)

- 2) 福永義照「民有林業の発展条件に関する基礎的研究」『北海道農林研究』第43号, 昭和48年, p. 52-55
- 3) 道林務部作成「造林事業実績」によれば, 美幌町における昭和39年~42年間の補助造林面積3,690 haのうち, 約27%にあたる996 haが農荒地および離農跡地等森林計画外地域に植栽されたものである。

## 第2節 美幌町における私的林野所有構成の再編成動向

急激な造林集積の進行と離農農家の激出に伴う林地移動の激化は, 当然にも当該町村の私的林野所有構成に重大な変化をもたらす。

第17表は, 昭和35年~45年(センサス)の美幌町における林家の山林保有に関する総括表である。表から明らかなように, 山林保有規模10ha未満の農家林家が急激に減少する一方で, 10ha以上の農家林家が増加し非農家林家では10~30ha未満層を中心にほぼ全層的に増加している。これら増加した非農家林家の職業内容は, センサスの分類でいう事務員・教員等のいわゆる「恒常的勤務」者と「自営業」者である。「自営業」者の場合はそのほとんどが商業経営者だと思われる。この点について, 例えば昭和39年および41年の両年にわたる当町の林業経済動向に関する林野庁の調査によれば<sup>1)</sup>, 「木材地としての売買件数」が増加するなかで, 「買い希望の最も多い職業」が「商業」であり, 「売り希望の最も多い職業」が「農林業」であると報告されている。

また, 年次はずれるが昭和43年と昭和50年の美幌町森林所有者名簿の対比によって作成した第18表によっても商業経営者・サービス業・公務従事者等による10ha以下を中心にした新たな山林取得(第18表の注を参照)の進行が明らかである。これら非農家の山林取得の基本的な契機は前節においてすでに触れたところである。

第17表 保有山林規模別林家動向(美幌町)

単位: 戸

階層 (ha)	昭和35年			昭和45年			増減		
	総数	うち農家	うち非農家	総数	うち農家	うち非農家	総数	うち農家	うち非農家
0.1~ 1	135	134	1	72	58	14	△ 63	△ 76	13
1~ 5	499	466	33	320	256	64	△ 179	△ 210	31
5~ 10	292	271	21	265	208	57	△ 27	△ 63	36
10~ 30	182	160	22	268	214	54	86	54	34
30~ 50	11	7	4	32	26	6	21	19	2
50~100	4	2	2	10	6	4	6	4	2
100以上	2	—	2	2	1	1	—	1	△ 1
計	1,125	1,040	85	969	769	200	△ 156	△ 271	115
総面積 (ha)	7,311	6,155	1,156	8,931	6,889	2,042	1,620	774	886

注) 1960年および1970年世界農林業センサスより作成

第18表 職業別非農家林家の山林「取得」動向（美幌町）

単位：件

職 業	計	「取得」山林面積規模 (ha)							
		1~2	2~5	5~10	10~15	15~20	20~30	30~50	50~100
林業(育林)経営者	3	1	1	1	—	—	—	—	—
林業(加工)経営者	1	—	—	1	—	—	—	—	—
商業経営者	17	1	6	7	1	1	1	—	—
サービス業	13	1	4	—	3	2	1	1	1
公務従事者	9	—	5	3	1	—	—	—	—
その他(従事者・経営者)	32	5	14	9	4	—	—	—	—
計	75	8	30	21	9	3	2	1	1

注) 昭和43年と昭和50年の美幌町森林所有者名簿(道林務部作成)の対比によって、昭和43年の名簿にはなく、昭和50年の名簿に登録されている非農家林家を抽出して作成した。従って、これらの非農家林家の山林が買得によるものか、相続・贈与もしくは登録もれによるものか明らかではない。しかし、当町の林地移動は、大半が普通売買によるものであること、また名簿の異動は毎年、現場の普及員にチェックされている事等からその大半は、昭和43年以降の買得によるものと思われる。

一方、農家林家は、山林保有規模10ha未満層が著しく減少するが、耕地保有規模との相関における動向は、資料不備のため明らかにはならないものの、基本的には網走支庁全体の動向と同様であると思われる。すなわち、とくに、耕地規模10ha未満層、山林保有規模5ha未満層の中小零細農家林家層の激しい減少の一方で、耕地規模10ha以上層においては山林保有規模を問わず全層的な増加がみられるというものである(第2章第6表参照)。このことは、いうまでもなく、耕地規模10ha以上層の中上層農家層に、耕地・山林の集中化が進行していることを示すとともに、農家林家の構成移動が、農業経営動向に基本的に規定されているという一般的動向を示すものに他ならない。とはいえ、美幌町のような人工林集積地帯における農家林家の所有構成移動の特徴は次節で明らかにするように、山林集積(経営)による上層化が農業経営の比較的安定した中・上層農においてみられることである。美幌においては、この間の(35年~45年)農家林家の保有山林面積は、農家林家戸数の26%の減少にかかわらず、734ha(12%)増加しているのであって、すでにのべたように、その保有山林面積の増加の大半は、主として離農、経営縮小に伴う植林転用地の増大によってもたらされたものである。この植林転用地の増大および離農の激化に伴う離農跡地、離農農家保有山林の広範な存在こそ、彼ら中・上層農がこの間に急速な山林集積を行えた最大の条件なのであった。

ところで、非農家および中・上層農家の山林取得とともに、地域の木材業を中心とした地場産業資本による山林取得もかなり活発に進行している。センサスによれば、35年時点で、美幌町における「林家以外の林業事業体」のうち「会社」はゼロであったが、45年時点では4に増えている。また昭和42年2月~49年11月までの美幌町「土地登記通知書」より、「会社」の関与した林地売買を整理した第19表によっても、「会社」が活発に当町の林地売買に介入していることは明らかである。それは「会社」による農家を主体にした個人所有山林の取得が中

心であり、「会社間」の売買は少ない。また山林取得「会社」は大別して、北網圏域内における中小木材地場資本、建設・運輸関係の中小地場資本、および大阪・東京等に拠点を持つ中小不動産資本等に分ける事ができる。これらの中小資本による山林取得動機および形態を簡単にみておくと、中小木材地場資本による山林取得の場合は、昭和40年頃までは、彼らが系列化されている親パルプ会社からのチップ集荷等のノルマを果たすために立木（天然林）めあてで山林取得を進めたものであった。しかし、地域の人工林集積が急速に進行する過程で、立木伐採後の取得山林を転売することなく人工林化をかなりの規模で進めている中小木材地場資本も見受けられる。また、建設・運輸関係の中小地場資本による山林取得は、主として、利潤の企業内留保の一形態として幼齢人工林の取得、もしくは高額な団地造林補助に依拠した天然林伐採跡地の購入→人工林化を主体としている。もとより、彼らの山林取得の性格は、きわめて、資産備蓄的性格の濃厚なものである。

さらに大阪や東京等に拠点をもつ中小不動産資本等の山林取得は、第19表において、昭和48年における道外取得者の急増が示すように、高度成長期の末期、昭和48年を前後して「列島改造論」等の出現と、当時のドル危機に対応した政府の超緩和金利、金融政策が結びついて現出したいわゆる「土地ブーム」によってもたらされたものである。彼らの山林取得は、本州の勤労者へ利殖物件として提供することを目的とした、したがって取得山林原野の単なる売買差益のみを動機とするものである。

第19表 美幌町における「会社」の関与する林地移動（昭和42年～49年）

登記年月日 (昭和)	件数 (件)	面積 (ha)	売却者面積 (ha)				取得者面積 (ha)				売却者 (件)			取得者 (件)		
			個人		会社		個人		会社		地元	道内	道外	地元	道内	道外
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積						
42年2月	6	75.68	3	45.68	3	30	3	30	3	45.68	5	1	—	4	2	—
43年	6	245.42	5	174.79	1	70.63	—	—	6	245.42	4	2	—	3	2	1
44年	7	71.41	6	53.06	1	18.35	1	18.35	6	53.06	5	2	—	1	6	—
45年	4	18.39	2	0.98	2	17.41	1	16.33	3	2.06	2	2	—	1	3	—
46年	1	24.79	1	24.79	—	—	—	—	1	24.79	1	—	—	1	—	—
47年	2	100.34	1	4.96	1	95.38	—	—	2	100.34	—	1	1	1	—	1
48年	26	536.24	25	522.65	1	13.59	—	—	26	536.24	13	11	2	3	3	20
49年9月	7	81.07	2	17.12	5	63.95	3	47.40	4	33.67	3	—	4	1	—	6
計	59	1,153.34	45	844.03	14	309.31	8	112.08	51	1,041.26	33	19	7	15	16	28

注) 美幌町土地登記通知書より作成

このように、これら中小資本による山林取得の動機や形態は一様なものではないが、一般的にいてその取得の背景には、35年以降の日本経済の本格的な高度成長過程に伴う漸次的なインフレーション、および市街地を中心とした土地価格の騰貴傾向という事情が横たわっている。このことが、本州の不動産資本による投機的な山林取得はもちろん、中小地場資本に対して

も人工林集積の展開、木材商品化の活発化等という地域林業情勢の変化の過程で、土地取得一般に対する相対的投資メリットの増大として作用していることは疑いえないところであろう。

さて、以上美幌町における昭和35年以降の私的林野所有構成の再編成動向の概略について、主として山林取得層に焦点をすえてみてきた。すでにのべたように、このような私有林野の再編成が活発な林地売買によって最も典型的に展開されるのは、当該町村のような人工林集積地帯である。何故なら、第一に、造林集積が可能にされた条件のひとつに、地域内の相対的限界地帯等における離農の激出による広範な農廃地、および経営縮少地が存在したこと、それが一方では、植林地転用価格が下畑価格を上回るという土地価格動向に触発されて、農家自身の手で一部は「売るため」に植林転用されると共に、他方では非農家等の林野取得層の容易で格好な投資対象となったこと、第二に、人工造林の集積に伴う木材商品化の活発化、及び土地価格の傾向的騰貴等が、林業投資の有利性の認識を高め地域内の山林取得層を拡大したこと、第三に、より一般的には人工造林の集積がいまだ幼齢林段階であることから、今後の追加投資と長期的所有にたえない所有層によるそれら人工林の放出が予想されうるからである。したがって、人工造林集積地帯における私有林所有構成の再編過程は、農廃地造林地等の新たな林野部分＝森林面積の増加と、非農家層を中心にした新たな林野所有者層の拡大を伴いつつ、より典型的に放出する側としての零細農家林家、離農農家一般と、集積する側としての中小地場産業、富裕な非農家層、中・上層農家が明確に対置されて進行するのである。

第20表 農家グループによる林野集積の実態(美幌町)

氏名	集積面積計 (ha)	集積年代 (ha)				集積地種 (ha)			
		昭和30年 ～34年	35～40	41～45	46～48	人工林	天然林	天伐跡	転用畑
A	75.48	—	31.90	42.68	0.90	10.00	26.40	33.68	15.14
B	100.13	24.00	6.00	44.99	18.14	30.81	27.32	—	42.00
C	63.70	7.00	14.00	42.70	—	—	—	58.70	5.00
D	36.50	3.50	10.50	22.50	—	5.50	8.50	—	22.50
E	118.64	—	39.00	72.54	7.10	20.00	30.00	28.64	40.00
計	394.45	34.50	101.40	225.41	26.14	66.31	92.22	121.02	124.64

  

氏名	集積対象者別面積 (ha)			売却 (ha)		所有耕地面積 (ha)	農産物年間販売額 (万円)
	農家	離農農家	非農家	地種	面積		
A	27.88	18.80	28.80	—	—	19.4	600
B	20.38	72.75	7.00	人工林	19.10	7.0	200～250
C	21.20	32.50	10.00	人工林	17.50	13.0	250～300
D	—	36.50	—	人工林	7.50	8.7	150～200
E	—	118.64	—	—	—	7.6	150～200
計	69.46	279.19	45.80	—	44.10	—	—

注) 個別聞き取り調査より作成

ところで、かかる再編過程で地域林業の活発な展開および人工造林の集積を背景に、ほとんど人工林化の完了した中規模以上の林野所有者層、およびこの間に新たな林野集積を果たした地域内の一部富裕層を中心に、今後の地域林業の担い手たるべき層が現出していることは注目すべきである。

第20表は、地域内の新たな林野集積層のうち、より積極的な林業経営展開を遂げつつある中・上層農家グループによる林野集積実態である。

彼らは、農業経営が厳しい困難に直面する昭和35年以降、耕地規模拡大あるいは酪農導入による畑作酪農混同経営に積極的に向うことなく、農業余剰のほぼすべてを一貫して林地の集積に投入するのである。その金額は土地購入分だけでA・B・E氏等は、1人1,000万円を下らないものである。彼らの基本的な林野集積のパターンは、その集積地種、集積対象者を一べつすれば明らかのように、離農農家を主要な集積対象者とし、転用許可を前提とした離農跡地を主要な集積地種として地価負担をできるだけ低く押えかつ大規模に集積するというきわめて合理的なものである。また比較的高価な幼齡人工林の購入をひかえ、それよりも低廉な他の地種を主として購入し、それをなるべく自家労力によって造林・下刈する形態をとっている。彼らのこのような集積パターンは、その集積の性格が、端的に言えば「植林地価格を下回る下畑および離農跡地等の購入→自家労力による造林・下刈→人工林として売却」という転売を目的とした投機的な性格を有していることを理解せしめる(第20表のB・C・D氏の人工林売却の例)。と同時に、彼らが耕地規模拡大、酪農導入に向わずかかるパターンによる一貫した林地集積を追求したことは、その集積規模において木材商品化が活発化している造林集積地帯という地域的な特性をふまえた、当該町村における彼ら中・上層農の、35年以降の悪化する農業経営環境への特殊な対応形態＝森林経営者への転身としても理解できる。取得裸地を人工林化して転売したB・C・D氏の場合もその転売で得た資金はより規模の大きい、あるいはより地利級の高い裸地を取得するために再投入されている。さらに、彼らのすべてが刈払機・チェーンソーを有し、そのうちB・E氏の2名は、すでに調査時点(47年)の5年前から年間50万円前後の間伐収入をあげると共に、他方では人工造林集積の一応の完了という新たな地域林業情勢の中で、技術・経営面における地域実力者としての役割をも果しつつある。これらの諸点で、離農跡地等を集積するものの、造林保育作業のすべてを森林組合、業者に委託し、技術・経営面における経営者努力に乏しい一部中小地場産業グループ、富裕な非農家グループの硬化した資産備蓄的性格の林地集積とは明らかに異なる。それゆえに、すでに若干の経営展開を開始しつつあるB・E氏を含む彼ら農家グループの林野集積の性格を、単なる資産備蓄的性格あるいは転売目的の投機的な性格として規定することは無理であり、所有林野がいまだ幼齡林段階にありかつカラマツ市場の形成がいまだ全面的でない現況下では、保続経営をめざす森林経営の基盤造成的性格を有するものとして評価できると思われる。

今日の林地移動は、美幌町のような植林転用農地が売買地種の重要な部分を占めていると

いう事例に端的に示されているように、農家経済、さらには農民的土地所有の余儀なくされた後退的局面と結びつくことによって可能にされ一層加速化されている。その移動の対極に放出する側としての零細農家、林家一般と集積する側としての中小地場資本、富裕な非農家層、中・上層農家が明確に対置され私有林の所有構成変動が著しく進行している。このような姿は美幌町のような、いわば人工林集積地帯での林野所有の集中、分散過程の典型を示している。そうした過程で現出し森林経営者への転身を志向する中・上層農家の林地集積者層が、カラマツを主要造林樹種とするこの新たな林業地帯の全面的確立過程で、さらにどのような展開をとげてゆくかは今後の北海道民有林業の展開と発展方向を明らかにするうえで重要な素材を提供するであろう。

#### 注

1) 「林業経済動向調査結果報告」林野庁調査課，昭和40年度・42年度版。

### 第4章 製紙資本、巨大木材資本等による林野集積の実態と性格

#### 第1節 戦後の木材関連産業資本による林野集積の展開

紙・パルプ資本、製材資本等いわゆる木材関連産業資本にとって、その盛衰を決するものは原料＝原木をいかに安価・大量かつ安定的に確保するかという問題であり、いいかえれば生産手段の生産物に対する価値移転をいかに最小限におさえ、最大限の剰余価値を手に入れるかという問題である。つまり、木材関連産業の全般において、生産価格の主要な部分が生産手段とくに原料＝原木の価値におきかえられるという事情は、原木をいかにして安価・大量かつ安定的に確保するかという問題を、これら資本にとって存亡にかかわる重大関心事たらしめるのである。したがって、戦前・戦後を問わず、産業資本の林野集積における主要な担い手は、一貫して紙・パルプ資本をはじめとする木材関連産業資本であった。とりわけ、膨大な原木を消費する紙・パルプ資本は、第2次世界大戦後において、敗戦に伴う樺太・朝鮮などの植民地＝主要な原料基地のそう失・外材輸入の困難化等と共に、他方、昭和25年の朝鮮動乱時の特需景気に象徴される戦後の紙・パルプ需要の増大とそれに伴う紙・パルプ各社の原木確保競争の激化等によって、昭和30年代前半までに全国的規模において著しい林野集積を進めた。その面積は、昭和35年までに約16万ha強にのぼる膨大なものであった(第21表)。この時期、昭和26年にパルプ材の供給力増大を基本目標とした官民一体の(紙・パルプ業界を主体とする木材関連産業と林野庁・通産省)「森林資源総合対策協議会」が結成され、昭和29年には同協議会から「原木の集荷状況は逐年困難の度を加え、加うるに木材の異常の値上りを示し、パルプ工業としては甚だ不安定な状態にある」ことから、「パルプ備林設定についてのお願」の政府陳情がなされたのである<sup>1)</sup>。この骨子は、国有林に対しては部分林制度の拡大やパルプ備林の目的に沿う造林の実行、民有林に対しては分収林制度の改善や、国の強力な指導によるパ

ルブ備林の目的に沿う造林の実行を迫り、また自らは造林資金、造林費等に対する優遇措置の下で分収造林、社有林への造林を行おうとするものであり、このことによって北海道では70万町歩、内地では100万町歩のパルプ備林を設定する計画であった。太田勇次郎氏が指摘されるように<sup>2)</sup>、この「お願」が全国170万町歩のパルプ備林を「全くパルプ産業の支配化に隷属せしめることにより、同産業と木材業界と分立して、木材業界の影響から免れようとする」ものであり、また、「産業備林造成に対する国家の特恵を要請し、これによって有利に会社資産を増資しようとする」と共に「政府の施策並に指導方針は一切パルプ産業の支配下に置かんとする」きわめて露骨な要望であった。

しかし、これらの紙・パルプ産業資本の要望は、全国170万町歩の備林設定として結実しなかったものの数年を経ずして、「造林補助金に樹種や立地条件に応じて格差が設けられたこと、水源林造成事業を拡大して奥地林に対する全額国庫負担の造林事業にまで及んだこと、31年官行造林法を改正して私有林へも拡大するようになったこと、造林費に対する法人税の適用が緩和されたこと」等に影響を与え、「かなりの成功を収め」たといわれている<sup>3)</sup>。

第21表 戦後紙・パルプ資本の林野集積過程(全国)

年次	編入面積 (ha)				離脱面積 (ha)					差引面積 (ha)	累計面積 (ha)	
	会社数	私有林	公有林	その他	計	会社数	農地取	保安林整備	その他			計
昭和20年前	6	95,643	690	—	96,333	—	—	—	—	—	16,333	96,333
21	2	28	66	—	94	—	—	—	—	—	94	96,427
22	3	193	—	—	193	2	893	—	—	893	(-) 700	95,727
23	6	4,661	94	—	4,755	5	626	—	73	699	4,056	99,783
24	7	17,548	—	—	17,548	4	765	—	—	765	16,783	116,566
25	11	22,928	—	—	22,928	3	4,380	—	—	4,380	18,548	135,114
26	13	33,919	203	—	34,122	5	838	—	61	899	33,223	168,337
27	10	6,519	51	—	6,570	6	1,209	—	196	1,405	5,065	173,402
28	12	13,345	14	—	13,359	4	761	—	234	995	12,364	185,766
29	13	7,432	260	—	7,692	5	440	72	—	512	7,180	192,946
30	11	15,120	95	—	15,215	2	2	353	—	355	14,860	207,806
31	16	17,228	1,266	320	18,814	5	85	149	266	500	18,314	226,120
32	18	10,672	544	100	11,316	7	61	—	148	209	11,105	237,225
33	10	2,432	342	26	2,800	7	133	—	164	297	2,503	239,728
34	10	9,449	—	208	9,657	6	3	69	549	621	9,036	248,764
35	16	9,755	217	93	10,065	5	—	—	447	447	9,618	258,382

注) 紙・パルプ連合会「紙・パルプハンドブック」p.199 より  
潮見俊隆編「山村社会の構造」p.223 より引用

ところで、戦後～昭和35年までの紙・パルプ資本による急速な林野集積は、パルプ原木の中心がサルファイトクラフト法の技術進歩とも相まって、戦前の樺太エゾマツ・トドマツから内地アカマツ・クロマツ・ブナ等に移行したことによって、主として本州の私有林を対象にし

た本州の紙・パルプ資本によって担われたのである。しかし、北海道の紙・パルプ資本も、未墾地買収による社有林の減少や一貫した紙・パルプ需要の増大による恒常的なエゾマツ・トドマツの原木事情の悪化等を背景として、王子・十条・国策・北日本製紙の4社で昭和30年代初期までに約3万町歩の林野集積を進めた<sup>4)</sup>。とくに、戦前期にパルプ備林をもっていなかった国策パルプは、この期に前田家所有ブナ林2千町歩をはじめ、主に民有林の買収によって約1万7千町歩の林野集積を行った<sup>5)</sup>。

日本経済が本格的な高度成長過程に突入した昭和35年以降においては、本州都府県の紙・パルプ資本は、地価高騰や外材輸入の増加、および過剰な設備投資による収益率の低下等の中でその集積のテンポを鈍化させたのであるが、北海道の紙・パルプ資本の場合は必ずしもそうではない。すなわち、昭和33年～45年の間に、王子・十条・本州の旧王子系3社を中心に、国策・北見・大昭和製紙を含めた6社による林野集積面積は約3万3千町歩にものぼっている<sup>6)</sup>。

このように、北海道の紙・パルプ資本が依然としてその集積のテンポを鈍化させていないのは、その第一の理由は、山林素地価格が都府県と比較してきわめて低廉であること<sup>7)</sup>、第二は、土地所有関係が複雑ではなく、またきわめて粗放な経営下にある大団地の私有・公有の林野が広大に存在していること等からであろう。と同時に、とくに集積の中心的な担い手である旧王子系3社が三井金融グループをバックとした強大な資金力をもっていることも見逃すわけにはいかない。旧王子系3社（本州製紙は昭和33年に北海道に進出したのであるが）の一貫した林野集積はそれが旧王子系3社における剰余金の企業内部留保形態として伝統的なものであり、投資パターンとして定着しているとさえ思われるものである。

さて、すでに述べたように資本による林野集積の主要な担い手は、戦前・戦後を問わず一貫して木材関連産業資本であり、なかでも膨大な原木を必要とする紙・パルプ産業資本である。見方を変えていえば、私的林野所有の再編成を担う産業資本の主要なもの、木材関連産業資本とりわけ紙・パルプ資本なのである。彼らの林野集積の主要な対象は、北海道の場合、明治・大正期における国有未開地を除けば一貫して、製材企業等中小木材会社の所有林、炭鉱会社の鉱山備林および大団地の個人所有林等である。とりわけ、昭和35年以降は、高度経済成長下における石炭から石油へのエネルギー革命および木材需給構造の変化を反映した関連産業のスクラップアンドビルド過程で、スクラップ化された中小炭鉱・木材会社等の所有林野の集積が集中的に行われている。と同時に、過疎化に伴う市町村財政の悪化の中で市町村有林の放出一紙・パルプ資本等巨大木材関連産業資本による集積の進行、および離農の激化に伴う戦後開拓地等での集団離農跡地の集積も昭和35年以降の特徴的な動向であろう。

昭和35年以降の木材関連産業資本による林野集積の動向は、かかる新たな集積対象林野の拡大と共に、集積動機にもそれ以前と力点の置かれ方が異ってきていると考えられる。すなわち、昭和20年代後半において典型的にみられたように、激しい原木獲得競争下における紙・

パルプ資本をはじめとする木材関連産業資本の林野集積の動機は、明確に産業備林の設定にあった。それは、いわば経営の維持のために余儀なくされた投資＝林野への資本の固定なのであって、このことが、他の製造業資本および商業資本の資産的投資としての選択された林野取得との差であったといえる。しかし、昭和35年以降における木材関連産業資本、とりわけ中心的な担い手である紙・パルプ資本に即していえば、その林野集積の動機は、広葉樹のパルプ原料化、外材指向をはじめとする徹底した原木合理化の中で、従来の備林設定的動機は後退し、既存社有林については温存＝積極的な育林投資による資産価値の増大を狙い、新たな集積林野については育林投資＝資産価値の増大と共に、土地価格の傾向的高騰に狙いを秘めた明らかに資産造成的動機が前面化していると考えられるのである。

以上、戦後木材関連産業資本の林野集積の展開について、とくに紙・パルプ資本の林野集積について概括的にのべてきたが、次節においては、昭和35年以降における木材関連産業資本の林野集積実態についてその集積対象林野、集積動機等を事例的に実証的に明らかにしたい。

#### 注

- 1) 林野庁：山村経済実態調査書—産業備林編第2号（王子製紙王子造林北海道社有林）昭和30年度，p. 23.
- 2) 同上，p. 28.
- 3) 同上，p. 28.
- 4) 林野庁：山村経済実態調査書—産業備林編第2号—（附録資料）昭和30年度，第3資料参照。
- 5) 太田勇次郎編「日本林業の構造と秩序」昭和33年，p. 354.
- 6) 栄林会資料によれば、昭和33年～45年間の道内紙・パルプ会社の所有山林の面積推移は次のようである。王子製紙 84,550町歩→93,224町歩，十条製紙 19,253町歩→27,290町歩，本州製紙 0→10,845町歩，国策パルプ 20,029町歩→24,015町歩，北見パルプ 0→711町歩，大昭和製紙 0→396町歩，これらを差引きすれば合計 32,649町歩の増加となる。
- 7) 日本不動産研究所の調査による北海道および本州における昭和30年，45年の10a当たり山林素地価格は以下のようである。用材林・薪炭林価格とも北海道はきわめて低廉である。

区 分	用材林地 (ha)		薪炭林地 (ha)	
	昭和30年	昭和45年	昭和30年	昭和45年
北 海 道	1,281	4,253	989	3,174
本 州	8,927	32,705	6,967	22,753

## 第2節 昭和35年以降における林野集積の展開実態

### (1) A製紙，B木材，C氏，D木材の林野集積実態

昭和35年以降、北海道において新規に著しい林野集積活動を展開してきた企業に、A製紙株式会社（以下、A製紙と略す）とB株式会社（前身はB木材株式会社と称していたので、以下では便宜上、B木材と略す）の2社がある。ここでは、この2社の昭和35年～46年9月までに集積した合計25,000ha余りの林野について、調査しえた範囲でその集積の特徴と性格について明らかにしたい。

この2社の集積過程および集積林野の購入先は、第22表と第23表に示す通りである。両社とも、本道においては昭和35年以降の新規の林野集積であり、A製紙は昭和45年時点で本州に15,599 haの山林を所有している。昭和46年9月までの集積面積はA製紙が20,218 ha, B木材が4,847 haである。

第22表 A製紙会社, B木材会社の林野集積過程

集積年	A製紙会社		B木材会社		備考
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	
昭和35年	3	279	—	—	1971年9月現在
36	12	2,002	4	667	
37	4	774	5	188	
38	4	1,027	—	—	
39	12	3,729	3	34	
40	11	1,089	5	107	
41	6	718	10	391	
42	6	405	7	1,580	
43	9	860	11	585	
44	6	1,325	15	739	
45	4	478	14	493	
46	2	7,482 <sup>1)</sup>	1	63	
不明	2	50	—	—	
計	80	20,218	75	4,847	

注1) U炭鉱所有林野7,364 haの一括購入である

第23表 両社の集積林野の購入先別件数・面積

購入先	A製紙会社		B木材会社	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
農家 (離農跡地等 <sup>1)</sup> )	44 (?)	4,399 (?)	35 (6)	1,147 (142)
組合 <sup>2)</sup>	2	542	6	348
市町村	3	2,607	5	1,672
非農家 <sup>3)</sup>	18	3,253	11	532
企業 (中小炭鉱・木材業 <sup>4)</sup> )	11 (5)	9,367 (8,073)	7 (6)	798 (220)
銀行 <sup>5)</sup>	—	—	3	97
その他	1	1	—	—
不明	1	49	8	253
計	80	20,218	75	4,847

注1) 農家の離農跡地, 植林転用農地, 共有林野等である。A社の場合不明

2) 森林組合, 農協, 開拓農協である。森林組合が売却者である場合は, その林野は農家の離農跡地等および組合員の零細林野を集団化した場合がほとんどである。

3) 職員勤務, 商業, 木材業, 土地ブローカー, その他自営業者である。倒産企業主が多い。

4) 倒産木材企業が多い。

5) 木材業者等の担保物件である。

ところで、第23表から明らかなようにこの合計25,000 haにのぼるぼう大な集積林野の購入先について、両社にいくつかの共通点がある。それは第一に、離農跡地、植林転用農地を含む農家からの林野購入が、件数・面積ともかなりのウェートを占めており、とくに件数においては両社の総件数の50%を占めていることである。また、その1件あたりの規模は、A製紙5~306 ha、B木材2.5~124 haであるが、件数としては、両社ともに10 ha前後の購入がほとんどを占めている。このことから、このような小規模な農家所有林野の購入は、大むね既存社有林の隣接地の購入が主体であると考えられるが、B木材にあっては後述する集積活動の投機的性格にかかわって、50 ha前後の集団離農跡地だけを単独に集積している場合もある。

購入先についての共通点の第二は、1件あたりの購入面積規模の大きなものが、等しく市町村からの林野購入であるということである。第三は、購入規模はそれほど大きくはないが、森林組合・農業協同組合・開拓農業協同組合等の協同組合から林野集積を行っていることである。第四は、両社とも企業からの購入が高い比率を占めているが、その内容をみれば、中小炭鉱会社又は倒産木材企業からの購入がかなり多いということである。この第四の傾向は、非農家からの購入分の中に含まれている「……倒産企業」の社長の持山というものも含めれば、さらにはっきりする。すなわち、企業および非農家からの購入のうち、中小炭鉱会社、倒産木材企業および倒産企業主からの購入は、それらの総件数46件のうち10件、面積では7,171 ha中1,229 haとなっている。

さて、A製紙、B木材の集積林野の売却者について以上のようにいくつかの共通点が見いだされるが、このような傾向は、最近の木材関連産業資本による林野集積活動の一般的な特徴をなしていると思われる。この点をもう少し明らかにするために、A市在住で広葉樹専門の製材業者であるC氏(以下C氏)と、彼が社長であるD木材株式会社(以下D木材と略す)のこの間の集積林野の購入先について検討してみよう。両者の集積過程および集積林野の購入先はそれぞれ第24、25表および第26、27表に示す通りである。

集積林野面積はC氏5,374 ha(このうち3,125 ha売却しているので、現在の所有面積は2,249 haである。また、昭和35年以降の集積林野面積は2,526 haである。)D木材は、282 haである。D木材については、やはり農家からの購入が、件数において高い比率を占めているが5件のうち3件は農家の共有林野を購入したものである。また、D木材の購入先の木材業は倒産企業である。C氏の集積林野に関しても(昭和35年以降の分)、農業協同組合、市町村からそれぞれ1件ずつの購入があり、また、企業と非農家を含めた倒産企業よりのものは、9件のうち5件、面積にして1,768 haのうち1,102 haにのぼっている。

このように今日、木材関連資本による集積林野の購入先はかなりはっきりした傾向があると思われる。

次に、何故そのような所有主体の林野が集中的に購入されるのか、逆に言えば、彼らがその所有林野を資本に売却せざるをえなかった一般的背景について考えてみたい。

第24表 C氏の年次別林野購入売却面積

年	購入			売却			備考
	件数 (件)	面積 (ha)	価格 (万円)	件数 (件)	面積 (ha)	価格 (万円)	
昭和24	2	723	565				
25	1	185	55				
28	1	1,080	1,000				
31	1	860	580				S.30~S.35の間に売却
35	2	117	290	1	723	9,200	S.24購入のもの
38	1	18	60	1	1,080	5,000	S.28購入のもの
39	6	1,118	3,090	1	550	1,880	S.31購入のもの
40	1	223	1,550	1	230	300	〃
41				1	241	450	S.39購入のもの
42	1	65	240	2	301	3,900	〃
43	1	180	1,840				
44	1	400	5,000				
45	1	405	3,300				
計	19	5,374	17,570	7	3,125	20,730	

注) 昭和46年9月現在  
購入林野の分布は、桧山・留萌・宗谷・上川・網走・十勝にわたっている。

第25表 C氏の購入先別・売却先別件数及び面積

区分	購入		売却	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
農家	3	430		
非農家	4	1,241	2	401
農協	1	105		
公有林	1	223		
企業	10	3,375	4	2,174
防衛庁			1	550
計	19	5,374	7	3,125

注) 企業のうちわけは9件が木材業、そのうち5件が倒産による財産整理。  
非農家のうちわけは、土建業者、広告業者、木材業者(倒産)、不動産業者、その他である。

第26表 D木材の林野購入

購入年	件数 (件)	面積 (ha)
昭和44	5	69.6
45	2	33
46	2	180
計	9	282.6

注) 昭和46年9月現在

第27表 D木材の購入先別件数及び面積

購入先	件数 (件)	面積 (ha)
農家	5	74.6
非農家	2	74
木材業	1	130
不明	1	4
計	9	282.6

注) 昭和46年9月現在  
木材業は倒産企業

第一に農民の場合である。彼らの所有林野が、今日の木材関連資本による林野集積の中で件数および面積において高比率を占めることはすでにみた通りである。このことは農民の所有林野の私有林全体に占める比率が所有者数、面積ともに過半を占め、また、比較的地利級にめぐる里山地帯に広く分布するという事情からすれば、一応当然のこととしてうなづける。しかし、重要なことは、その量的な面だけではなく、農民の林野売却が、昭和35年以降の高度成長下のインフレーションの進行と農業基本法体制下における農山村地帯の急激な離農、農業衰退、農家経済の悪化という状況の中で必然性をもって現象してきているということである。

かかる状況下において、資本は、既存社有林の隣接地として又時には今後のその地帯での社有林拡大を前提としながら農民所有林野を集積していっていると言えよう。その端的な事例が農民の離農跡地、農家共有地、植林転用地の資本による購入、集積に他ならない。また、森林組合がその資本による農民の所有林野購入の橋渡しとして、離農跡地を集団化し売却するブローカー的役割を果していることも見逃しえない点であろう。この資本の離農跡地、植林転用地の取得は、全道的な広がりを持つとともに今日の、農民的土地所一般の崩壊過程の一翼を担うものといえよう。B社の担当社員は次の如く述懐する。「農民の山を買う場合は、わざわざ出向かなくとも、向こうから買ってほしいと申し出てくる。今後は離農跡地の購入が多くなる。」と。

第二は、市町村有林の場合である。

A製紙、B木材およびC氏の集積林野のうち、公有林からのものは、10件4,502haであり、1件平均450haの大規模な林野購入である。いまそれらを列举すれば、A製紙、昭和39年、M市有林3件、2,607ha、B木材、昭和43年～44年、U町有林、2件、203ha、昭和36年～44年、TY町有林、4件、1,469ha、C氏、昭和40年、TM町有林、1件、223haの1市3町となる。この他に、昭和46年にH町が町有林約300haを商事会社に売却している例や、HA町有林790haがJ製紙へ、同、5～60haがN木材KKへ売却されている例などもあり、事例的にひろっていけば、全道的にかなりの面積の市町村有林が木材関連企業等へ売却されているものと思われる。このことは、昭和35年以降に急激に進行した農山村労働力の都市流出＝過疎化に伴って市町村財政が慢性的に悪化し、独自財源の捻出手段として市町村有林の土地ぐりみ売却が行われていること、および市町村有林の経営自体も、植伐不均衡の中で慢性的な赤字経営に陥っていること等がその背景として考えられる<sup>1)</sup>。

さて、次は農協・開拓農協および森林組合の「所有」林野<sup>2)</sup>の売却の場合である。

A製紙、B木材およびC氏の集積林野におけるそれらからの購入林野面積は、9件、995haとなっている。例示すると、A製紙、昭和39年、T町開拓農協、1件、269ha、昭和44年、A町開拓農協、1件、273ha、B木材、昭和44年、AK村開拓農協、1件、152ha、同年、TO町森林組合、1件、15ha、同年、Hi町森林組合、1件、40ha、同年、TA町森林組合、1件、32ha、昭和45年、M町森林組合、2件、109ha、C氏、昭和35年、O町農業協同組合、1件、

105 ha である。その他、聞き取り調査によると、AK 村開協が山を売りに出しており、又、A 町開協所有の 2,261 ha の林野に対し、A 製紙をはじめいくつかの木材関連企業が買いたいとの意向を示しているということであった。

ところで、農協・開拓農協と森林組合との 1 件当たりの売却面積の差がそのことを示しているのであるが、この両者の林野売却については各々に問題の局面が相違している。すなわち、森林組合の売却林野に関しては、すでに若干触れたことであるが、その林野が農民の離農跡地を集団化したもの（M 町森林組合）や、零細所有の組合員の林野を集団化したもの（Hi 町森林組合）等が、5 件中、3 件含まれている（他 2 件は未調査）。森林組合が、直接、林野を集団化、集積し、それを資本へ売却するという、言い換えれば、森林組合が資本への林野売却者になるという事態は、森林組合の地域民有林業に果す今日の機能、役割を考える場合きわめて興味深い。

森林組合が、林野の購入、売却という局面で果している役割は以上の場合だけではなく、さらに次のような場合があると思われる。第一は、むしろこの場合がその大部分を占めるのであるが、組合員への林地の提供、すなわち土地ブローカー的な役割を果す場合である。この場合でも単なる紹介者で終る場合と、管轄外の林野も含めて自らが林地取得者となり、その取得した林地を自らの組合員に売却するという場合に分けられる。「単なる紹介者」の場合の大規模な例を挙げると A 製紙の公有林 1,469 ha の購入に際して、地域の森林組合がその仲介者となっている。第二の場合は、森林組合自体が、大面積ではないが林野を「所有」、「集積」するという場合であろう。

さて、次に、農協・開拓農協の林野売却の場合に移るが、ここでは事例的にもそうであるように特に開拓農協の所有林野の売却に関して若干の問題を明らかにしたい。

ところで、昭和 35 年以降の北海道の激しい脱農現象は、戦後の開拓入植地帯を中心に最も激烈に進行した。それは直接的に開拓農協の経営不振につながってゆく。昭和 45 年の全道 245 開拓農協のうち、実に 167 組合が有名無実の「幽霊組合」なのである。そのような開拓農協の壊滅的状况の中で、昭和 45 年 3 月に、前年 12 月の「開拓者資金特別措置法」（開拓負債整理法）の成立ともなって開拓行政の一般農政移行が実現された。この戦後から 20 数年の開拓行政の打ち切りによって、開拓農協の全面的な解散・合併が開始されたのである。したがって当然、経営不振に苦しむ開拓者、開協等の団体のぼう大な負債は整理されなければならない、又、開協の他農協との合併の際に有利なように、開拓者の所有山林あるいは開協自体の所有山林が売りに出されたのである。B 木材が昭和 44 年に AK 村開協の所有山林を購入したのは、開協のまさに「負債整理のため」という理由によるものであった。

さて、今日における木材関連資本の集積する傾向にある林野の最後のものは、企業および非農家のうち、中小炭鉱、倒産木材業等からのものである。

いままで通りそれらを例示すると、A 製紙は、昭和 36 年、A 炭鉱 KK、1 件、121 ha、昭

和39年, K組, 1件, 224 ha, 昭和41年, T木材KK, 1件, 109 ha, 昭和45年, M炭鉦KK, 1件, 225 ha, 昭和46年, U炭鉦KK, 7,482 ha, (A製紙の集積林野の内容に関して, 売却者の個人名と売却理由について未調査の分もあり, 以上の例示の他に, さらにあるものと思われる。) B木材<sup>3)</sup>は, 昭和41年~42年, T木材KK, 5件, 127 ha, (さらに, B木材の場合, T銀行よりの購入のうち1件は, 昭和41年~43年にHA木材KKの社長の持山75 haが銀行担保としてあったものを購入したものである。) 昭和43年, H炭鉦, 1件, 93 ha, C氏, 昭和35年, 39年, 44年, T木材KK, 3件, 390 ha, 昭和39年, O木材KK, 2件, 512 ha, H社, 昭和46年, TA木材KK, 1件, 130 ha, 等々である。

ところで, 北海道の製材工業の最近における経営状況は, 製材価格が過当競争のために低迷している中で, 生産費の80%近くを占めるといわれる原木価格の高騰などによる生産費の上昇によって, その企業収益が低下してきていることは周知であろう。製材工場数は, 昭和36年を劃期に, それ以降漸減し, 昭和44年までに昭和36年の1,408工場のうち280工場が廃業するのであるが, 最近の経営悪化の状況の中で製材工業をはじめとする木材工業一般の倒産企業は, その件数と負債総額において年々史上最高をくり返している。そして最近に至っては, 昭和45年12月の松岡木材KKの倒産をはじめとするいわゆる業界の大手をまきこんだ大型倒産が増えてきている。しかし, このような北海道の製材工業をはじめとする木材工業一般の経営状況の悪化や, 倒産企業の増大は, 北海道の林業生産をめぐるどのような変化の中で引き起こされてきているのであろうか。

その点について, 村井俊介氏は「製材工業の最近の動向と林産行政」<sup>4)</sup>の中で次のように指摘されている。その第一は, 道内の製材工業が, 国有林の森林資源に依拠して展開してきたのはよく知られていることであるが, その国有林の森林伐採量が, 昭和36年をピークに減少の一途をたどることによって, 製材工業, とりわけ内陸製材工業にあってはその原木基盤が弱体化し, 原木をめぐる過当競争の激化と原木価格の高騰によって経営の存立自体が問われていること。第二の点は, 最近における外材輸入量の急速な増大の中で, 原木面における内陸製材工場の立地条件が悪化しており, 又一方, とくに製品市場における需要構造の変化ともあいまって, 道内産製材の競争力が低下してきていること。第三は, 第一, 第二の原木市場の変化という問題の他に, さらに無視できない問題として紙・パルプ資本の道内木材市場支配の強化という点があるとして総括的に次のように指摘されている。すなわち「紙・パルプ資本の木材市場の支配力の強化, 従ってまた国有林経営への癒着の強まりは, 森林資源が減少してきている現在, 相対的には紙・パルプ資本への国有林材の払い下げ量の増加としてあらわれ, 製材工業への払い下げ量減少をもたらし, 製材工場の原木事情の悪化に拍車をかけるばかりでなく, 立木処分という(国有林払い下げ)形態の存在のために, 製材原木をパルプ工場から購入するといった傾向も引き起こし, チップを通じての系列支配ともあいまって, 紙・パルプ資本による製材工業の収奪強化がもたらされている。」<sup>5)</sup>

以上のように道内の木材業一般、とりわけ、その中でも製材工業に関して村井氏によれば、その経営状況の悪化や倒産企業の増大は、従来の北海道の製材工業の存立条件の変化によるものであり、言いかえれば外材の激増、国有林の伐採量の低下、紙・パルプ資本と国有林との一層の癒着および紙・パルプ資本による道内木材市場の支配強化という、道内の木材需給構造の変化の所産であるということが指摘されている。

さて、北海道の木材業、とくに製材業について、最近の経営状況を村井氏の所説に従ってみてきたのであるが、北海道の製材工業が一般的に「危機」に直面してきており、したがってその「危機」を乗り切るために、あるいは倒産による負債整理のために、その所有林野を放出せざるを得ない状況にあるということは、以上のべてきたことから容易に想像しうることである。

一方、中小炭鉱産業の所有林野の放出については詳しく論じる必要はないであろう。それもまた、昭和35年以降の高度成長下における石炭から石油へのエネルギー産業の構造変化による所産に他ならない。

以上、今日の資本の林野集積活動の中で、その林野の購入先にいくつかの共通の傾向があり、その共通の傾向——農民・市町村・組合・企業のそれぞれの林野所有主体が、自己の林野を放出せざるを得ない一般的背景についてのべてきた。以上のべてきたことにより、今日において、木材関連産業資本が林野の集積活動を展開する場合、それらの所有主体の林野がその集積の対象になることはまさに必然である。言いかえれば、今日において、資本にとって比較的規模が大きく、安価にかつ容易に集積しうる林野はそれらの所有主体の林野において他にないであろうということなのである。

ところで、ここで北海道において巨大社有林を有する企業の筆頭である王子製紙株式会社との戦前および昭和30年以前の集積林野の購入先と、以上のべてきた昭和35年以降、新たに集積にのりだしたとくにA製紙、B木材の集積林野のそれを比較してみよう。同じ木材関連産業資本による林野集積といえども、集積年代の相違によって事態の局面が異なっていることが認識できよう。第28表は、王子製紙の昭和30年以前における集積林野の購入先を示しているが、この表と、A製紙、B木材の集積林野の購入先別件数と面積をみた第23表とを比較して第一に目につくのは、王子製紙の1件当たりの取得面積の大きさを

第28表 昭和30年以前における王子製紙KK<sup>1)</sup>の集積林野の購入先別件数・面積

購入先		件数 (件)	面積 (ha)
国・道		13	8,019
企業		14	13,849
個人	内地	15	13,379
	道内不在地	37	30,320
	地元住所不明	5	1,729
	小計	35	14,246
不明		92	59,674
不明		6	11,416
計		125	92,958

備考 「昭和30年度、山村経済実態調査書、産業備林編第2号附録資料」

注1) 王子造林の分も含まれている。

ある。A 製紙、B 木材は、それぞれ 162 ha、64 ha であるが王子製紙のそれは 743 ha であって、両社の 4.5 倍から 10 倍の大きさである。又、王子製紙の集積林野のうち 100 ha 以下の件数は 21 件であるが、両社はそれぞれ 35 件、63 件であり、王子製紙のそれは全件数の 16.8%、同様に両社のそれはそれぞれ 44%、84% である。このことは昭和 35 年以降の北海道における代表的な木材関連産業資本の林野集積活動にあっては、小規模林野所有者からの集積、とりわけ農民からの林野取得がいかに多いかを物語るものであろう。

第二の点は、第一の 1 件当たりの取得面積の大小とかかわって、王子製紙の場合、1 件当たりの取得面積が 1,000 ha を越えるものは、125 件中 27 件にものぼるものであるが、A・B 両社では A 製紙の 1 件だけである。又、その購入先が、3 社とも件数において、農家あるいは非農家という個人からのものが圧倒的であることは共通しているが、王子製紙の場合、その個人からの取得のうちでも内地所有者や道内不在地主からのものがほとんどである。この点で A 製紙、B 木材の両社と異なっている。そして、これらのことと、王子の所有林野が国有林との境界にそのほとんどが存在するという点から、つまり王子は、北海道の、とくに明治 30 年以降の国有未開地処分や国有林の不要林処分をはじめとする一連の無償・有償の土地払い下げ政策によって出現した不在地主形態を主とする巨大個人所有林の多くを集積していったものと考えられるのである。これに反して、戦後初期に林野解放は行われなかったものの、農地改革によって、農地の面での大所有が解体され、北海道にあっても広範にかつ強固に農民的土地所有が確立されて以降、大規模にかつ低廉に取得しうる林野は、すでにみた組合や自治体あるいは中小零細企業の所有林野においてしかなくなっているのであろう。たしかに、いまだ 100 ha 以上の個人による巨大林野所有は根強く存在しているのであるが、今日のように数 ha 段階での林野の売買事例が増え、又一般的に土地価格が高騰をきわめている時点にあっては、巨大資本といえどもそれらを容易に取得しえなくなっていると思われるのである。したがって、今日の経済情勢のもとで比較的規模が大きく、放出を余儀なくされている所有主体の林野が集中的に集積されていくことになる。そこには、地価・地代負担をできるだけ回避しながら高蓄積を進めて行こうとする資本の端的な論理が明確に貫かれている。

#### 注

- 1) 市町村有林の経営実態について、北海道林務部地方課発行（昭和 36 年）の「市町村有林の実態」によれば以下のようである。すなわち昭和 31 年度の時点で市町村有林経営の収支のある 215 市町村のうち、支出額より収入額の少ない市町村は 123 市町村であり、実に 60% 近い市町村が市町村有林経営に赤字をだしており、そしてその不足分に関してはほとんどが一般財源からの充当によっていた。ちなみに昭和 31 年の普通林 ha 当たりの蓄積は約 40 m<sup>3</sup> であり、人工林率は都府県の 1/2 以下、14.1% にすぎず、北海道における市町村有林が当時においていかに貧弱な林相しかもっていないことが判る。

又、昭和 31 年度の数字によって市町村財政の中的一般会計歳入総額に対する市町村有林収入の割合についてみると、市部 0.4%、町村部 6.2% というように、とくに町村部における立木処分等による林野収入が町村財政のかかなりの財源となっている。しかし、その逆に、立木売払代金の森林経営事業費に対する

充当割合については、収入超過になっている市町村ほど事業費50%以下という状況が一般的なのである。したがって、北海道の市町村有林経営は少ない蓄積の中で伐採を強行しつつ、しかも「森林経営事業のために立木を処分しようというのではなく、むしろ、森林経営以外の一般財源に対する財政補填として立木による収入をみこんで」行われるような経営が一般的であったといえよう。このような傾向は昭和40年代に入っても依然として改善されているとは考えられない。それどころか、最近における農山村住民の都市への流出、農山村経済の衰退等によって、市町村財政がきわめて悪化している中にあるのは、市町村有林の経営は一層悪化し、ついには独自財源の捻出のため売却するという傾向を強めざるを得ないと考えられる。

- 2) 森林組合が林野を自己所有できるのは、昭和49年の森林法改正以前には、「組合員の技術の向上」等に資するためのいわゆる「教育展示林」としての場合に限られていた（森林法第79条）。法改正によって「森林経営」を目的とする場合も認められるようになったが（第85条の2）、「教育展示林」の段階においても実態的には組合自らの一般的経営の下におかれその売買も自由であった。49年の法改正は、その実態を承認したものといえる。

なお、昭和45年時点で全道の森林組合のうち「教育展示林」を所有する組合は81組合、面積は4,475 haであった。

- 3) B木材の集積林野の林相は、A製紙の場合と異なり、取得当初よりの未立木地もしくは伐採跡地が過半を占めている。一般に、中小木材会社の原木集荷活動においては、土地付きで立木を買いとる場合がよく見受けられるのであり、B木材の中小木材会社からの林野取得の場合は、当該企業の経営状況を問わず、そのような中小木材会社による立木伐採後の跡地をしばしば取得している。
- 4) 村井俊介「製材工業の最近の動向と林産行政」北海道経済1971年3月、No. 85.

## (2) A・B・D社およびC氏の林野集積活動の特徴と性格

さて、前項では、A・B・D社およびC氏の林野集積について、とりわけ昭和35年以降のその購入先における特徴と売却する側の一般的背景についてのべてきた。この項では、集積する側の事情とその性格について一般的に明らかにしたい。

### ① A製紙株式会社

A製紙は、すでにのべたように昭和35年以降昭和46年までに約2万haの林野を集積した。その所在地は、A製紙工場の立地支庁および周辺支庁に偏在している。また、資源内容は約1対7で圧倒的に天然林が多く、しかもVII齢級以上の天然林が63%以上を占めている。管理団地は28団地であり、1団地規模32ha～2,108ha、平均400haである<sup>1)</sup>。

さて、A製紙の森林施策計画書によれば、社有林経営の目的は「当社北海道所在工場は主として広葉樹を使用しているのので、社有林経営の目的は広葉樹の安定量産である。」としている。また伐採は「産業備林として生長量に応じて行い」、更新は「広葉樹を主とする天然補整施策を原則」とし、林道網は「択伐天然補整施策を実施するためha当たり50mを目標」としている。

このように、A製紙の集積林野の所在地、資源内容および経営目的、施策方針をみる限りでは、昭和35年以降新規のA製紙の林野集積は、明らかにパルプ産業備林形成のためのものである。この点では、さらにA製紙が本州社有林（普通林地6,744haについて）の経営目的を「一般的な林業経営即ち林地の活用により収益をあげることを目的とし、一般用材の能率的

な生産、収穫の保続を方針とする」と明確かつ対蹠的に位置付けていることから北海道の社有林をパルプ備林として経営してゆこうとする積極的な意欲を感じることができよう。

しかし、パルプ備林経営と言っても、自社原木消費量の何割をも自給しようというものではもちろんない。例えば、王子造林所有林の分も含め、全道に93,000 ha強(昭和45年現在)の社有林を所有する王子製紙でさえ、苫小牧工場の原木調達量のうち社有林からのものは、昭和29年、9%、約46,000 m<sup>3</sup>、チップの増大する昭和35年以降では、昭和37年、8%、80,000 m<sup>3</sup>、昭和40年6.5%、約83,000 m<sup>3</sup>であり、紙・パルプ需要の増大に伴って社有林伐採量も増加するものの、比率は約10%以内にすぎない<sup>2)</sup>。A製紙の場合も施業計画によれば、昭和45年～昭和50年の年間平均伐採材積は約21,000 m<sup>3</sup>(もちろんこのすべてがパルプ用材ではない)であり、それは昭和45年におけるA製紙道内主力工場の原木消費量の1.6%を予定しているだけである。

もちろん、そうだからといって、社有林のパルプ原木供給面における役割が否定されるわけではない。チップを含めたパルプ原料の安価、大量かつ安定的な確保は、依然として、紙・パルプ産業の存亡に関わる基本命題であり、社有林の存在が、将来における原木確保の計画性と確実性を与えるものであることは論をまたない。

しかし、A製紙が昭和35年以降において新規に林野集積を行った動機は、明らかに社有林設定による原木自給体制の整備だけにあったのではない。否、むしろ、昭和35年前後におけるパルプ原料のチップ化、外材指向という原料対策の徹底した合理化のもとでは、パルプ備林的集積動機は後退しているとする方が妥当であろう。では、A製紙はいかなる動機で林野集積を進めたのであろうか。A製紙の北海道業界での位置、企業体質等の特殊な条件を拾象すれば、その集積動機の他方の一般的な側面としては、剰余金の企業内部留保としての側面が浮かび上がらざるを得ない。剰余金の一部を林野購入およびその後の育林等へ投資し、内部留保たらしめるという形態は「工場設備投資に巨額の資本を要するうえに長期的かつ収益率の低い林地購入に資本を固定する。」<sup>3)</sup>という旧来からの見方に潜在する消極的なものではなく、昭和30年代以降にあっては木材価格の傾向的な上昇、とりわけ高度経済成長期における土地価格の著しい高騰に支えられたかなり積極的な投資と考える必要がある。少なくとも、すでにのべたようにA製紙が地価負担を極力回避して集積した林野は、その後の立木・土地価格の傾向的な上昇によって、いわゆる簿価と時価との乖離を著しいものにしており、膨大な「含み資産」と化していることは明らかである。

一般に、紙・パルプ産業の自己資本率は低く、A製紙もその例外ではないのであってそれ故に、膨大な「含み資産」としての所有林野＝土地資産の存在は、これら産業にとってきわめて重要な機能を果たすと考えられよう。

日本経済が本格的な高度成長過程に突入した昭和35年以降において急速に展開されたA製紙の林野集積は、パルプ備林的動機を根幹としながらも立木・土地価格の傾向的な上昇という

基礎上で、明確に剰余金の企業内部留保—資産造成的動機によって展開されたと考えるものである。

## ② B 木材株式会社

B 木材は、昭和 35 年以降、昭和 46 年までに、4,874 ha の林野を集積した。その所在地は、渡島・石狩・根室・釧路支庁を除く他 9 支庁に散在している。しかも、桧山・胆振・十勝の 3 支庁では、わずか各 1 カ所、取得規模 20~69 ha の小規模なものである。また、購入時の林相は、未立木地もしくは伐採跡地が全体の 56% を占めており、人工林は 4% と少ない。したがって取得後の山林管理は、トドマツ・カラマツ主体の人工造林に力点が置かれている。ちなみに A 製紙の場合、その集積林野が豊富な天然林主体であることから、例えば 46 年度の人工植栽面積は、86 ha（全面積のわずか 0.4%）であるが、B 木材のそれは 208 ha（全面積の 4%）にもぼっている。45 年度の場合、B 木材の人工植栽実施面積は 400 ha であり、それは全面積の 8% にも達する。

また、B 木材の造林資金の調達は、昭和 46 年度の場合、総計画面積 208 ha に対して資金総額約 2,800 万円、このうち自己資金は約 180 万円で全体の 6% 程度であり、残りは国・道の補助金 68%、借入金 26% でまかなおうという計画である。

ところで、前節において明らかにしたように、B 木材の集積林野は、離農跡地の森林組合を通じた一括購入も含め、そのかなりの部分がかつての農民の所有林野で占められている。また、倒産木材会社、銀行の担保物件、市町村、開拓農協等の安価に購入しうる林野を集中的に集積したものであった。この点を考慮して上のべた B 木材の集積林野の特徴、その後の山林管理のあり方から、B 木材の林野集積・管理の基本的なパターンを抽出するならば次のように表現しえよう。

すなわち、農民の離農跡地や倒産木材会社の所有林野等、もしくは未立木地、伐採跡地等の最も地価負担を回避しうる林野を全道的に集積し、後にそれらに国家補助や融資を受けながら大規模に造林を進め、しかも、その造林と管理の大部分を地元森林組合に一任するというものである。（B 木材の全社有林面積のうち 70% が森林組合等に造林委託を行っている。）

このような B 木材の林野集積・管理のあり方が、造林等における国家的投資を前提とした資産造成的性格を濃厚にもつものであることは明らかであろう。事実、B 木材の担当社員からの聴取りによれば、この間の B 木材の林野集積活動の動機は、経営陣の意向として、第一に社員の退職金にする。第二に不動産としては確実なものである。第三に税金対策であるというものであった。すなわち、「社員の退職金にする」「税金対策である」ということは、B 木材の林野集積が、剰余金の企業内部留保形態として明確な意図のもとに行われていることを示している。

ところで、このような意図のもとに行われている B 木材の林野集積活動は、B 木材という企業の体質と深く関っている。B 木材の林野集積の性格についての理解を助けるためにこの点

について最後に付け加えておきたい。

つまり、第一に、B木材は南洋材・北米材の輸出入部門、海運部門、運輸部門、建材部門、および不動産部門を有するいわば木材の総合商社的企業であり<sup>4)</sup>、建材部門の主要系列会社4社のうち3社までが外材専門の合板・製材会社であって、その原木集荷面においてはA製紙の場合のように、必ずしも当初より備林経営を前提とした蓄積の豊富な林野購入は必要のないこと、第二に、B木材は昭和46年現在で資本金8,000万円、従業員数265名、年商305億円の業界のいわば大手ではあるが、自己資本率が6.7%とかなり低く<sup>5)</sup>、また外材を中心にした商材活動に力を注いでいることから、不動産の取得・集積による将来的な会社資産の増強が必要と認められたと思われること、第三に、その商社的な企業体質と関って、小規模であっても全道的に集積し、しかも未立木地もしくは伐採跡地という地種を主対象に集積することによってA製紙の場合以上に地価負担を回避していること等である。

### ③ C氏およびD木材株式会社

ここでの課題は、上記2社の場合とは異なって、木材業を営みつつも、むしろ個人としての林野集積の性格についての問題である。叙述の順序として一応、C氏、D社の順に以下説明してゆく。

C氏は、昭和25年から20年間に19件、5,374haの林野を総額17,570万円で購入している。この購入林野は、一部に造林地を含むおおむね林相のよい天然林であり、所在地は留萌を中心に網走・十勝・上川・宗谷といった道東・道北に偏在している。最近、桧山にも150haの杉の造林地を含む林地を購入した。一方購入した林野の売却も盛んであって、昭和35年以降、3,125haを総額20,730万円で売払っている。この間の貨幣価値の変動や、購入林野に対する造林費・管理費等を拾象して購入額と売払額の差額を単純に計算すると、3,160万円程売払額が超過しており、しかもまだ手許には2,249haの林野が残っているということになるのである。C氏のこの林野売却についてももう少し詳しくみると、売却は購入後長くて10年、短くて2年後に行われている。又売却林野だけにかぎって購入時の価格との差額をみると、なんと16,310万円にのぼる膨大な金額である。売却先は、ほとんどが林産関連企業へのものである。昭和35年には十條製紙が1,080ha購入している。ところで、これら売却によって得た資金は、新たな林地の購入、借金の返済、税金の支払い、又、C氏の経営するD木材への設備投資にあてられている。このD木材への設備投資の最近の内容は、材料置場の土地6,840坪(かつては水田)の購入である。一方、林野購入の資金は、昭和45年に農林中金から借り入れた2,500万円の他はすべて自己資金によるものであり、C氏の話しによれば、それらはD木材の経営によって得たものであって、D木材への設備投資をひかえて作りだしたものである。このD木材の経営によって得た資金を、D木材に投資せず林野の購入に向けた理由は、C氏によると、C氏は古くからの民有林材専門の製材業者であって、国有林の特売権をもっておらず材の確保に常に不安をおぼえ、したがってゆくゆくはD木材の経営も自分の持山のみで

やってゆきたいと考えたからだそうである。ちなみに、D木材の原木の確保はすべて一般市場よりの買材でまかなっている。

さて以上のべてきたことによって、C氏の林野集積活動について若干のコメントができそうである。それは第一に、林野の購入と売却が、かなり活発に行われており、それによってばく大な金額を手に入れていること、しかも借金をしてまで林野を購入している。すでにみた、A製紙、B木材では、購入のみで売却はなかったのである。この点にC氏の土地ブローカー的性格と、したがってまたその林野集積の投機的性格がうかがわれる。第二に、国有林の特売権をもっておらず、D木材の原木の確保に困難をきたしている点から林野の購入に向ったと思われること等である。

ところで、このふたつの林野集積の動機のうち力点がおかれているのは、明らかに第一の方であろう。というのは、C氏における林野の売買が「山をかえば必ずもうかる」といったC氏自身の経験に裏付けられて行われていることと共に、A製紙・B木材の場合とは違って（もちろんその資本規模はC氏、D木材と雲泥の差はあるが）C氏は、自社の設備投資をひかえてまで林地を取得しており、又、D木材の規模からしてそれが銀行からの借入金の担保になりうるにしても、これほどまでの社有林設定の必要性はないと考えられるからである。したがって、C氏の林野集積が、土地投機的な性格をきわめて濃厚にもっていることは十分に想定しえよう。

さて、C氏は、今までC氏個人あるいは家族名義で林野を購入していたが、最近自社名義で林野を購入しはじめている。すなわちD木材は、昭和44年から46年の3年間に282haの林野を取得した。取得後立木があれば伐採し、のち造林を行っている。それは、伐採木を売払って土地代金を軽減するためである。このD木材の林野取得について、C氏は次の2点の理由を挙げてくれた。第一は、法人の場合造林経費が必要経費として課税の対象にならないこと、第二に社員の退職金にあてるということである。したがって、この場合の林野取得もまた、B木材のように大規模なものではないにせよ、D木材における剰余金の内部留保形態としての資産造成的性格のものであることを示していよう。

### (3) 小 括

以上、この節ではA製紙・B木材・C氏・D木材の昭和35年以降の全道的な林野集積活動について、それぞれの実態と性格を調査しえた範囲で明らかにした。ここでは、それらについての若干のまとめと考察を行いたい。

さて、昭和35年以降における以上4者の林野集積活動は、その集積対象者においてきわめて共通のであった。彼らによって集積の主要な対象とされた林野は、昭和30年代の後半から開始される日本経済の本格的な高度成長および開放経済体制下での急激な農業生産構造、鉱工業生産構造したがってまた地域経済構造の変化に最も深刻な影響を受けた所有主体の林野であった。すなわち、それは第一に、農業基幹労働力の急激な都市への流出、挙家脱農の急

増等に象徴される農家経済の全般的悪化の下での農民の所有林野（離農跡地を含む）であり、第二に、農家経済の悪化、地域の過疎化等に伴う農山村経済の衰退によって、いまや慢性的な赤字財政下にある農山村部の市町村等の所有林野であり、第三に、石炭から石油へのいわゆる燃料革命の進行によってほぼ壊滅的な打撃をうけた中小石炭産業の所有林野および木材需給構造の変化の中で原木入手難等によって経営悪化に直面している中小木材企業の所有林野等である。これらの所有主体の林野は、集積する資本にとっては最も地価負担の回避しうる林野に他ならない。

一方、A～Dの4者の林野集積の性格においても企業形態および企業規模等の相違が、集積動機の力点のおかれ方に若干のずれをもたらしながらも基本的には資産造成的性格である点で共通している。とりわけ、B木材の林野集積においては、剰余金の企業内部留保形態として明確な意図の下で行われたものであった。またA製紙の林野集積についても、昭和35年前後におけるパルプ原料のチップ化、外材指向という徹底した原料対策の合理化の下で、かつてのパルプ備林的集積動機は後退し、いまや積極的な育林経営＝資産価値の増大等を狙う資産造成的性格が前面に押し出されている。

ところで、明治期以降、昭和20年代に至るまで、木材関連産業資本の林野集積の主要な動機は一貫して原料＝原木の確保にあったのであり、それはしばしば投機的でさえあった。かつての財閥三井のぼう大な林野集積の立役者であった藤原銀次郎氏の有名な述懐は、そのことを端的に表現している。「自分は北海道に行って材木の商売をみるようになってから、色々研究してみたが、三井は材木の商売で決して大したもうけはできないことが判然と解った。然し立木を買えば必ずもうかる。何と云っても当時は立木が安かった。中でもナラやその他の雑木類が安い。それだから、近い将来雑木は必ず値上りする。三井としては雑木山を買うことが最も良いと考えて山林を買う方針を立てた。それで手を回して雑木山を買漁った。そしてその山林を伐採せず値上りするまで待つこととし、商売は出合買でやってゆくことにした。これで三井は後年非常にもうけ、当時の損を埋めまだ利益があるはずだ。この方針は自分が王子製紙に行ってから変更せず、極力山林を買付けさせ、しかも伐採せぬよう命令して居った。」<sup>6)</sup>のである。ここでは、将来における木材価格の高騰を見切ったうえでの立木投機＝林野集積があからさまに表現されている。しかし、当時の三井財閥の林野集積の採算は、単に「何と云っても当時は立木が安かった。」だけなのではなく、無視しうるほどの林地価格の低さゆえにさらに確実なものとなりえたというべきである。いずれにせよ、少なくとも昭和20年代までの木材関連産業の林野集積のメリットは、木材価格の傾向的上昇のもとでの手山の伐採による安価かつ安定的な原料＝原木確保なのであって、また逆に、手山の温存によっては、木材価格の高騰に基づいて資産価値の増大がもたらされるという点にあったのである。しかし、昭和35年以降における木材関連産業資本による林野集積は、木材価格の傾向的な上昇による資産造成をメリットとするだけのものではなく、明らかに土地＝林地素地価格の高騰も明確に意識されている。

それ故、ますます資産造成的色彩を濃くしていると思われるのである。周知のように、一般に資本の所有する土地資産は土地価格の高騰の中にあっても償却資産から除外され、したがって簿価と時価との間に著しい乖離が生じることによっていわゆる「含み資産」化しており、そのことが土地を所有する資本＝企業の土地担保による銀行等からの資金借入能力を高めている。高度経済成長過程における土地価格一般の傾向的で急速な高騰の中で開始され、すでに膨大な林野を集積したA製紙、B木材等にとっては、今日彼らの集積林野が巨額の含み資産＝強力な担保物件として存在していることは論ずる余地のないところであろう。とりわけ、彼らの集積林野が、すでにのべたように今日において最も地価負担の回避しうる部分からのものであることが、購入林野の簿価と時価の乖離を一層著しいものになっている。立木価格と土地価格の傾向的な騰貴が今日に至るまでそうであったように、日本経済の構造的所産として存続する限りにおいて、資本にとっての林野集積は今後も依然として有力な蓄積手段として在り続けることに変わりがない。ただ、変りがあるとすれば、所有林野を安く売らざるを得ない相手、もしくは安く売る相手とその規模において歴史的な差があるだけというべきであろう。

#### 注

- 1) 以上の数値は昭和45年段階のものであり、したがって46年における集積林野面積7,482 haは含まれていない。
- 2) 昭和29年の数値は、太田勇次郎編「日本林業の構造と秩序」p.423、昭和37年、40年の数値は、赤井英夫「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」p.92、第5・11表からのものである。
- 3) 鈴木尚夫「林業経済論序説」1971年、p.229。
- 4) B木材会社案内
- 5) 日本経済新聞社「会社総鑑・未上場会社版1972」
- 6) 林業発達史調査会資料第71号「三井物産株式会社木材事業沿革史」昭和33年、p.49-50。

### 第5章 農外資本の土地集積の展開実態

昭和40年代の後半以降において本州都府県の観光、不動産資本を中心としたあらゆる業種の資本（ここで呼称する農外資本、もしくは林業外資本）による土地一般の集積がきわめて活発に展開された。それらは、いわゆる昭和46・47年の異状な“土地ブーム”を頂点としながら北海道の一般的な地価水準の相対的低位という点を基本的なメリットとして、かつ当時の「日本列島改造論」「新全国総合開発計画」「北海道第3期総合開発計画」等で指示された北海道の開発可能性をみこしつつ雪崩的に進行した。これらの農外資本による林野を含む土地集積が、今日の土地価格の傾向的騰貴の基礎上で、それ自体彼らの資本蓄積の有力な手段と化していることは疑いえない事実であろう。われわれが、第3章・第4章で分析した地域の富裕階層、地場資本および紙パルプ等木材関連産業資本による昭和35年以降の活発な林野集積活動も、集積した林野を「林業経営」に供する＝土地生産力に基づいて利用するという点で、農外資本の土地利用形態＝スキー場用地・分譲別荘用地・投機的売買対象地等々と相違はあるが、その土

地集積に充用された資本としての基本的なメリットには、それほど差があるとは考えられない。しかし農外資本によって取得・集積された土地（林野）は主として、土地の農林業的利用から、住宅用地、工・商業用地、レジャー用地等の土地の資本主義的利用へと転化されるものであり、したがってそれらの土地（林野）はその土地が現在実現されている地代（農林業的利用に基づく）にかかわりなく、将来の利用転化によって実現される地代によって取得価格の上限が決定される。そのため、それらの土地（林野）の取得価格はきわめて高い水準まで押し上げられ、それが必然的に取得土地の周辺土地価格に波及し、高地価の平準化をもたらすのである。かかる状況が、農外資本の進出した農山村地域に一般化した段階において、従来の農林業的土地利用を主流として形成されていた地域土地（林地）市場は変質を余儀なくされ、少くとも従来の形態における土地（林地）移動（売買）は硬直化する。かくして、昭和40年後半以降きわめて活発に展開した農外資本による農山村地域への進出、土地（林野）取得は、第2～4章で分析した昭和35年以降における従来の私的林野所有構成の再編成を停滞させるとともに、林野所有の拡大による林業経営の上向志向を減殺し、林地所有の資産備蓄的側面を一層硬化させるなど地域林業にも大きな影響を与えるのである。

以下、このような影響を与えた農外資本の土地（林野）取得・集積についてその諸実態を明らかにする。

### 第1節 農外資本の「土地買占め」における 日本経済の構造的背景

昭和30年代前半を基点とする現代日本資本主義の「高度成長」＝資本の強蓄積過程は、諸産業のスクラップ・アンドビルド化過程であると同時に、そのためにたえず惹起される工業再配置、交通・運輸体系の抜本的強化、再編成過程＝国民経済の地域的再編過程であった<sup>1)</sup>。日本資本主義は、この再編成問題を、道路建設、工業団地造成等を中心にした国家による巨額の「公共投資」を自らの蓄積機構に組み入れ、都市と農村における著しい地域的不平等をもたらしながら解決したのである。臨海部と大都市、および大都市圏と内陸部において重化学工業を中心とする大規模工業用地を拡大し、それらのいくつかの拠点地域を高速道路網、新幹線鉄道の建設を通じて結びつけることによって、とりわけ太平洋ベルト地帯を中心に過度の商品集積、人口集中をもたらした。反面、広範な農・山村地域は「高度成長」を保証する低賃金労働力の大量供給という役割を担わされることによって、ほぼ例外なく過疎化し、地域経済の衰退と地域の自然荒廃が進行したのであった。

日本資本主義による国民経済の地域的再編過程は、それが道路建設、工業用地造成等への国家による巨額の「公共投資」および産業基盤造成優先の様々な土地・開発立法に基づいて行われることによって、資本自身の土地所有を強化・拡大させる過程であった。逆に言えば、農民的土地所有が縮小され、つき崩される過程でもあったのである。昭和30年代前半以降今日

にいたる傾向的で急速な土地価格の上昇は、その過程で強行された「過疎」・「過密」に象徴される国民経済の地域的再編、とりわけ、特定地域に集中された工業用地、道路用地、住宅用地の激しい拡大過程にその基本的要因が求められなければならない<sup>2)</sup>。無力な農民的土地所有と入会林野、漁場、慣行水利等の共同体的土地保有は、様々な土地・開発立法、税制によって武装されて拡大した工業用地、道路用地、住宅用地、あるいはその結果としての高地価によって駆逐され、資本自らの土地所有の拡大・強化に供せられたのである<sup>3)</sup>。

ところで、最近のおよそあらゆる業種の投機的資本による日本列島買占めは、30年代前半以降の日本資本主義の「高度成長」、したがって都市と農村、工業と農業の著しい不均等発展を特徴とする国民経済の地域的再編過程をその「前史」としてもっていることはいうまでもない。「過密」都市およびその周辺町村における宅地を主とする大量の土地需要、「過疎」農村における安値で広大な低利用地の存在、傾向的で急速な地価上昇、およびすでに日本資本主義内部に蓄積機構化された巨額の「公共投資」によるたえざる地域開発・都市再開発等々は、昭和40年代前半にいたって高利潤、生産過剰によって日本資本主義内部ですでに構造的と創出されていた過剰資本にとっては、新たな利益源泉としての土地投機の重要性、有利性をますます高めるものに他ならなかった。それが40年代後半の国土総合理化をめざす「列島改造論」「新全総」によって開発メリット、投機メリットの確かな根拠を与えられ、時のドル危機による政府の超緩和金融、金利政策にいっそうの資金源を得つつ、農・山村、森林へと殺到した最近の事態は、いわば事の必然的な成り行きなのである。と同時に、最近の投機に向けられた過剰資金の形成が「生産力過剰（固定設備の過剰に基づく……筆者）に伴う設備投資の停滞、公害、労働力、土地、資源の制約による生産拡大の制限」<sup>4)</sup>という条件下で現代日本資本主義体制の蓄積様式として構造的に定着している以上、事態は「決してドル体制崩壊を直接の契機として生じた昭和46・47年の異常な事態でしかないということとはできない。」<sup>5)</sup>

それ故にわれわれは、かかる認識の下に今日の諸資本の土地取得の実態と、その与えている諸影響を正確に把握すると共に、彼らによって取得され、利用された土地が、今後いかなる命運を辿るかに十分な注意を払う必要がある。

#### 注

- 1) 「講座現代日本資本主義経済」第4章、池上惇執筆、p.171.
- 2) 佐藤哲郎「現代日本の土地問題」'74.4. I「土地政策の展開過程」参照.
- 3) 島恭彦等監修「講座現代日本の都市問題. 3 現代の住宅・土地問題」'71.6, p.328-p.330.
- 4,5) 鎌倉孝夫「日本金融資本と資金問題」p.103-104. 「講座現代日本資本主義. 4 戦後日本の基本構造(上)」昭和50年6月所収. なお、今日の日本資本主義の蓄積構造と投機問題との関連を平易に論じたものに、戸田慎太郎「現代資本主義論」第8章「過剰蓄積、投機『物不足』、インフレの関係をどのようにとらえるか」昭和51年がある。

## 第2節 農外資本による土地集積の実態とその類型化

ここ数年のあらゆる業種資本による全国的な土地集積のなかで、北海道における土地集積の比重は圧倒的である。例えば、昭和47年8月に行われた建設省調査<sup>1)</sup>によれば、昭和41年4月～47年3月における大企業（東証1・2部上場の1,299社中740社）による土地集積は約4万4千haであり、北海道ではそのうち5,217ha、対全国比11.9%で全国一である。また、各道県農業会議等がまとめた<sup>2)</sup>この間の（調査県により調査期間が相違するが）農外資本による土地集積は、28道県で36万9千haであり、そのうち北海道の分は昭和42年6月～48年9月の期間で12万5千ha、対全国比34%、もちろん全国一である。要するに、この5年位（42年～48年）で全国で約40万～50万ha、北海道ではその20～25%にあたる10万ha前後が様々な業種を含む土地投機資本によって取得されたというのが妥当なところであろう。そして、その土地のほとんどが売買規制のない山林・原野であることはいうまでもない。まさにぼう大な面積である。

しかし、何故北海道が集中的に担われたのであろうか。結論的に言えば、それは「新全

第29表 農外資本の土地

区 分	取得土 <sup>1)</sup> 地面積 (ha)	報 告 町村数	進 出 資 本 の 取 得								
			住 宅・別 荘			観 光 的 利 用			工 場 用 地 利		
			第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	第1次 (%)	第2次 (%)	
全 道	71,528	213/179	19.0	23.4	12.3	20.6	21.9	13.1	11.9	1.6	
道 J ベ ル 央 ト	石 狩	3,137	10/8	12.5	33.3	25.0	6.3	33.3	25.0	12.5	—
	後 志	13,454	20/15	27.9	25.0	25.0	16.7	8.3	25.0	—	—
	胆 振	9,805	15/10	21.7	50.0	28.6	38.3	—	14.3	—	—
道 南	渡 島	9,334	18/13	47.1	22.2	22.7	18.6	22.2	13.6	—	—
	桧 山	2,574	10/9	—	—	10.0	16.7	—	10.0	—	—
	日 高	2,136	9/8	16.7	28.6	7.1	83.3	28.6	7.1	—	—
道 東	十 勝	7,770	20/19	—	—	5.3	—	25.0	15.8	58.3	25.0
	釧 路	6,459	10/10	25.0	33.3	25.0	25.0	33.3	25.0	—	—
	根 室	905	5/4	—	—	—	—	—	—	—	—
	網 走	3,756	26/25	11.0	50.0	4.8	50.0	50.0	2.4	10.0	—
道 央 ・ 北	空 知	3,321	27/19	25.5	—	7.1	—	—	17.9	37.5	—
	上 川	4,602	24/22	16.7	—	10.7	33.3	75.0	14.3	33.3	—
	留 萌	2,052	9/9	—	—	6.3	—	50.0	—	—	—
	宗 谷	2,223	10/8	—	—	—	—	—	—	—	—

注1) 北海道農業会議による「土地利用と農外資本の土地取得状況に関する調査」第1次 67.6～第3次 73.9までの集計である。

2) 第1次調査期間、67.6～72.5、第2次、72.6～72.8、第3次、72.9～73.9。無記入、不明、その

総]「列島改造論」および「北海道第3期総合開発計画」によって示された北海道の「魅力的な開発可能性」に他ならない。苫小牧東部に代表される大規模工業基地の建設，東京からの日帰りを可能にする青函トンネル，新幹線鉄道の建設，地方空港等の交通運輸体系の整備拡充，さらに相対的に安い地価，炭鉱跡地，離農跡地，および山林・原野の広大な低利用，未利用地の存在，最後に，雄大な自然等々……。これらの「開発可能性」の代表的な道具立ては，今日の土地価格の傾向的上昇の基礎上で宅地開発，レジャー開発およびまったくの土地投機を狙う投機資本一般にとって，北海道をきわめて「魅力的」なものとしていることは疑う余地がないところであろう。

以下，農外資本による北海道での土地買占めの実態について，各支庁別の特徴的な動向を中心に整理してみよう。

ところで，現在，北海道におけるこの間の農外資本による激しい土地集積の諸実態を，全道的に正確に把握できる資料はいまだ作製されていない。(というより，土地取得方法はきわめて多様であり，問題の性格上，その実態を詳細に把握することは困難なのであるが)しかし，いくつかの手掛りを与えてくれる全道的資料は皆無ではない。昭和47年に北海道農業会議が

買占め状況 (北海道)

目的 <sup>2)</sup>				進出資本種類 <sup>3)</sup>				10 a 当り手渡金額 (町村平均万円)			
用 第3次 (%)	農林業の利用			不動産 関係 (%)	金融関係 (%)	観光関係 (%)	不明 その他 (%)	山 林		原 野	
	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)					第1次	第2次	第1次	第2次
4.6	7.9	7.8	12.7	38.3	0.4	16.7	44.6	6.9	30.5	8.6	10.6
5.0	18.8	—	5.0	28.8	—	16.3	53.8	16.6	168.6	10.9	305.0
—	—	8.3	4.2	62.5	—	12.5	25.0	5.6	3.7	5.3	3.7
—	5.0	12.5	7.1	66.7	—	25.0	8.3	15.8	46.3	16.9	42.7
9.1	—	—	13.6	72.1	3.6	15.0	7.9	2.8	12.0	5.0	12.3
—	—	—	—	50.0	—	—	50.0	3.4	2.3	1.7	2.8
—	—	14.3	42.9	—	—	50.0	50.0	6.5	8.0	7.5	8.0
2.6	16.7	—	7.9	25.0	—	8.3	66.7	1.8	3.4	15.5	1.0
8.3	25.0	33.3	—	30.0	—	20.0	50.0	3.5	—	2.7	1.3
—	—	—	—	50.0	—	—	50.0	—	—	—	—
7.1	10.0	—	19.0	—	—	25.0	75.0	1.0	—	1.5	2.0
10.7	—	—	7.1	20.0	—	—	80.0	0.6	1.3	0.5	0.6
7.1	16.7	—	7.1	—	—	50.0	50.0	10.5	6.4	45.0	9.5
—	—	50.0	25.0	—	—	—	—	—	22.5	—	0.5
—	100.0	—	50.0	66.7	—	—	33.3	3.8	—	0.4	—

他は含めていないので100%にはならない。

3) 第1次調査結果のみの数字。

三度にわたって行った「土地利用と農外資本の土地取得状況に関する調査結果」がそれである<sup>4)</sup>。全道市町村の農業委員を対象としたアンケート方式によるものであるから、各農業委員会の記入の仕方にかかなりの精粗がみられ、回収率の低さ(第1次調査67.5%、第2次調査53.6%、第3次調査67%)ともあいまって、全体として実態を不十分にしか反映していないというきらいはある。

しかし、全道を網羅して、最近の農外資本のぼう大な土地集積状況を知る上で、とりわけこの調査が各支庁別にみた土地取得規模、取得目的、資本種類等の概況を提示している点である程度の検討にたえるものといえる。第29表は本調査の支庁別総括表である。まず農外資本による土地集積が地域的にきわめてアンバランスに進行していることがわかるであろう。すなわち、それが渡島・松山・後志・胆振といった道南地帯、および札幌を中心とする北海道の「管理中枢部」の石狩支庁に集中していること、一方それらと対蹠的に北海道の限界地的地帯である根室・宗谷・網走、および日本海側にある留萌等の支庁ではそれほどの進行をみていないことが一応読みとれるのである。(宗谷支庁の場合は、資本進出の目的が農業的利用となっており、これは前章で分析したB木材がH町の町有林を一括購入した一例だけ)

次に進出資本、進出目的についてみると、進出資本では不動産・観光資本関係が全道的に圧倒的であり、進出目的もそれと照応して別荘地などの宅地的利用、観光的利用が多くなっている。又、支庁によっては進出目的のうち工業用地利用、農業的利用が無視しえない比重をもっており、個別的進出資本の土地取得目的が、取得上のカモフラージュのためという要素を含みながらも、各支庁においてある程度の相違をもっていることがわかるのである。

さて以上の総括表の概観からえられる北海道の農外資本による土地集積の特徴は、それが道南一帯と石狩支庁管内を中心にした道央地帯に集中し、一方限界地的地帯にはそれほどの進出がみられないこと、また取得目的は別荘地を含む宅地的利用・観光的利用を基調としながらも、いくつかの支庁ではそれ以外の特徴的な土地取得があること等である。農外資本の土地集積を類型化するまえに、各支庁別に特徴的な土地取得型態、取得集中地区等についてみておこう<sup>5)</sup>。

渡島・松山・後志・胆振等の道南地帯における中心的な土地取得目的は、いうまでもなく別荘地・宅地分譲・ゴルフ場・スキー場等の観光開発である。とくに渡島支庁の駒ヶ岳山麓、大沼周辺では、これらを取りまく森町・鹿部村・七飯町等の数カ町村だけで約3,300 haが新幹線の開通を見込んで全面的に先行取得されている。そのいくつかを例挙すると、大洋不動産(横浜)が森町に700 ha、サンモリッツ(東京)が鹿部村・砂原町に計627 ha、小田急不動産(東京)が七飯・森両町に計330 ha、藤田観光(東京)も七飯町に660 haというように本州の大不動産・観光資本による大規模取得が目白押しである。また、すでに戦前よりこの地域に約3,000 haを所有していた北海道炭坑汽船KKは、その所有地の大リゾートゾーン計画を進め三井観光開発としてみごとな転身をとげている。次に後志支庁では、「東洋のサンモリッツ」=

ニセコ山系、および「えぞ富士」＝羊蹄山山麓において土地取得が集中している。昭和44年～47年9月の間に蘭越・ニセコ・倶知安・共和・岩内の五町だけで約6,000 ha、業者数延べ390業者がそれらの土地取得に介入している。ここでも新幹線開設の土地投機と、ゴルフ場・スキー場・別荘地分譲の三点セットの観光開発を目的にしたものである。胆振支庁の場合は、国立公園洞爺湖周辺および「北海道の湘南」といわれる豊浦町・伊達町を中心に、本州資本を主とした激しい土地集積が進んでいる。洞爺湖をとりまく洞爺村・虻田町・豊浦町・壮瞥町の四カ町村では、昭和42年～46年の四カ年間で、この地区の民有林面積の約28%にあたる6,740 haの林地が流動化した<sup>6)</sup>。このため、虻田町の森林組合が解散を余儀なくされた事実はあまりにも有名である<sup>7)</sup>。ここでは中小不動産・観光資本が10 a当たり5～30万円前後で、関東・関西を中心に別荘用地としてのミニ分譲を急速に進行させている。さらに同じ胆振支庁では、以上とは目的を異にした苫小牧東部、およびその周辺市町村での全国でもトップレベルの激しい土地取得をあげなくてはならない。苫小牧東部工業基地の工業用地は、むつ小川原や志布志が用地取得の段階で足ぶみしている事態とは異なり、道が予定地の9,800 haのうちすでに昭和44年～47年に6,452 haを取得し、それが苫東開発を大きく先行させている基本要因となっている。一方、苫東工業基地のベッドタウン予定地にあたる鷓川・早来・厚真の三町では、昭和43年～47年8月までに計2,144 haが宅地開発の投機資本によって集積され、すでに10 a当たり100万円前後の山林・原野は例外ではなくなっているという事態である。

以上の道南地帯と並んで農外資本による土地集積の著しい石狩支庁では、札幌市とその周辺市町村の急激な都市化に基づく大商社を中心にしたニュータウン建設、ゴルフ場を主とするレジャー施設用の土地取得、および石狩湾新港の開発対象地域周辺での投機的な土地取得をあげることができる。いくつかの例をあげると、札幌市から千歳市の中間に位置する広島町では、同町を通過する国道36号線沿いに集中して、同町だけで国土計画・大和証券・大昭和地所等五社、五カ所、総面積983 ha、171ホールのゴルフ場が造成されている。一方、札幌市豊平区厚別地区を中心に、丸紅・日商岩井・土地興業・岩倉組・トーマン・三菱地所等の大不動産、商社資本が約5,000 haを取得し、札幌市の膨張にともなうニュータウン建設、レジャー開発計画を進めている。又、石狩湾新港開発にともなう、石狩町・厚田村・当別町等を中心に、これら周辺市町村の都市化、道路網整備をみこした大規模な土地投機が行われている。

ところで以上の道南・石狩支庁にみられる農外資本の激しい土地集積は、函館・森・長万部・倶知安・小樽・札幌を結ぶ函館本線、長万部から伊達・室蘭・苫小牧に至る室蘭本線、苫小牧から千歳・広島・札幌に至る千歳線のそれぞれの沿線に集中している。

さて次は道南の一部である日高支庁であるが、門別町から様似町に至る日高本線沿いに、主として観光開発、とりわけ日高支庁が競走馬の主産地であることから本州企業による観光牧場用地等の土地取得が特徴的にみられる。

北海道の稲作中核地帯である空知支庁では、他支庁と比しそれほど大規模、急激な土地集

積はみられないようである。それは、巨大都市札幌と支笏洞爺国立公園を擁する石狩支庁と、北海道第二の都市旭川と大雪山国立公園を擁する上川支庁にはさまれた、同支庁の地理的、経済的立場に基因している。主要な景勝地と管理中枢的な中核的都市を擁していないこと、稲作中核地帯で、一般的に土地生産性が高く土地利用が集約化されていること、石炭産業の崩壊により急激に過疎化したいくつもの産炭地域をかかえていること等がそのいくつかの要因である。もちろん同支庁においても農外資本の投機的な土地取得が皆無なのではない。札幌の通勤圏内にある岩見沢市ではすでに大手不動産資本による宅地造成の動きもあるし、産炭跡地がスキー場になっている個所もある。しかし同支庁において特徴的なのは、観光という切り札をもたない炭鉱過疎市町村の熱心な自衛隊誘致であり、産炭跡地への本州企業誘致に基づくそれらの土地取得である。沼田町では、防衛庁が北炭所有地約1万haを買収して大演習場にする計画を発表し、また美唄市ではR30型ロケット大隊を誘致する計画で、市と自衛隊が一体となって旧三井美唄炭鉱跡地約30haを中心に周辺用地の買収を開始している。一方、通産省が昭和48年初頭に、「列島改造論」の新25万都市構想を受けた中核工業団地造成を南空知に行くと発表したこととあわせて、関西を中心とする繊維・家具・食品・化学・金属・機械等の内陸型の諸企業が、関係市町村、工業再配置産炭地域振興公団の仲介によって、夕張市・美唄市・栗山町・歌志内市・三笠市等の典型的な炭鉱過疎市町村内の工業用地を先行取得している。

道北の上川支庁の場合は、旭川市の周辺地域での宅地分譲目的の土地取得と、大雪山系東山麓の国鉄富良野線沿いの市町村における観光開発用土地取得をあげることができる。後者において主要なものは、西武系の国土計画が富良野市でスキー・ゴルフ・別荘地用に約350ha、上富良野町では、東海不動産（東京海上火災系）が町有林約275ha、東海興業が約600haをいずれも観光開発用に取得、さらに美瑛町では、三菱グループの日誠総業が約1,000haを観光開発用に取得している。とくに美瑛町では、同町が「第3期計画」による大雪山縦貫道路建設予定地の取り付け口側にあたっていること（この道路は地区労や自然保護団体の反対もあって取り消された）で、投機資本による土地取得が激しく行われている。

十勝支庁は、第一に大樹町・広尾町を中心とする「十勝臨海工業基地構想」にもとづく大規模な土地投機、第二に、商社資本等による畜産インテグレーションをめざす清水町・新得町・芽室町を中心とした牧場用地取得、第三に、千歳市から占冠町・落合町に至って帯広市が道央と直結される国鉄石勝線の昭和54年度完成（予定）、上士幌町と上川支庁上川町間の然別・糠平の両温泉、上川支庁の層雲峡温泉、網走支庁の温根湯温泉を結びつける国道273号線の48年開通、加えて清水町と網走支庁北見市、釧路支庁釧路市を結ぶ北海道横断自動車道が、国の国土開発幹線自動車道網法によって新規基本計画策定区間に決定されること、等々の交通網の抜本的整備をみこした大規模な観光開発用の土地取得の以上3つが、十勝支庁における農外資本の特徴的な土地取得形態である。若干列挙すると、観光開発では新得町におけるパシフィックエンタープライズの約500haの取得、総合的なレジャー基地化構想が最大のものである。畜

産インテグレーション関係では、清水町・大樹町を中心に肉牛部門への進出を主として用地の先行取得が激しく進行している。それらは昭和46年時点で17企業あり、1企業約100～300ha規模、資本種類は自動車資本をはじめとする多様な製造業資本、巨大漁業資本等である。なお畜産インテグレーション関係の用地取得は、道央J地帯がもう一方の集中地帯である<sup>8)</sup>。

次に釧路支庁では、東京・釧路市間を直結するカーフェリーの隔日運航、ジェット機運航の開始等を背景にしながら、国鉄釧網線根室線沿いの数カ町村で、別荘・宅地分譲・ゴルフ・レジャー施設の開発を中心に、本州の中小不動産・観光資本による土地取得がかなり活発に進行している。それらの総面積は約3,600haに及ぶといわれている。

根室支庁では、大規模なものは風蓮湖の西岸を中心に、ゴルフ場開発、約330haだけが判明したものであり、農外資本による土地取得は著しく不活発なようである。網走支庁では、北見市・網走市を中心に宅地分譲・ゴルフ場等レジャー施設開発がみられるが、いずれにせよ、根室・網走沿岸も含めて、宗谷・留萌といったオホーツク海、日本海沿岸に面する各支庁では、農外資本による投機的な土地取得も（個人や零細不動産によるせいぜい10ha規模での東京・大阪向けの土地切り売り商法をのぞいては）きわめて低調であるとみなしてもさしつかえないであろう。というのはこれらの諸地域は、沿岸漁業・畑作農業・石炭産業といった地域経済の基盤を弱体化せられ、交通網の未整備にも代表されるように太平洋沿岸中心の昭和35年以降に本格化した地域再編にとり残された諸地域に他ならないからである。昭和30年代の地域開発の基調は、40年代後半に入ってさらに拡大して引き継がれ、いまや日本における食糧基地という厳しい分業地帯として位置付けられたこれら諸地域が、今後も過疎化、中小地場産業の衰退、離農の激出という地域経済の変動に悩まされつづけることは十分予想されるであろう。昭和40年代後半の地域再編成の方向を、国や自治体の開発政策を先取りして進行している今日の農外資本による投機的な土地取得さえも、これらの諸地域では著しく不活発だという事態が皮肉ではあるが端的な証左なのではないか。

さて、以上みてきた各支庁における農外資本の主要な土地取得目的、集中地域等をいわば総括する意味で、その土地集積類型をいくつかに分けてみよう。

第一の類型は、苫東開発に代表されるナショナルプロジェクトによる大規模な重化学工業の臨海コンビナート基地用地としての土地集積である。この類型には、空知・十勝・釧路支庁等の多くの炭鉱過疎市町村と工業再配置産炭地域振興公団の主導によって行われる内陸工業団地の土地取得が含まれる。用地の先行取得を担うのは主として自治体であるが、それらの用地は周辺地価の数分の一の価格で進出製造業資本に供給される。

第二の類型は、「中枢管理機能」のいっそうの集中に基づく既存中核都市における都市膨張、および新規工業基地開発等に基づく周辺市町村の都市化をみこしたニュータウン造成、住宅地分譲を目的とした土地集積である。札幌・小樽・千歳・旭川・帯広等の道内主要都市の周辺地域、および石狩湾新港開発の後背地、苫東基地のベッドタウン予定地区である早来町・厚

真町等での激しい土地取得が代表例である。ニュータウン造り、宅地供給を担う資本は巨大商社資本、巨大不動産資本を主体としている。これらの巨大資本の主要な利益源泉は土地の売買差益であることはいうまでもない。

第三の類型は、道南一帯・石狩支庁・大雪山系山麓・釧路支庁の一部でみられる観光・レジャー開発目的の土地集積があげられる。担う資本はいうまでもなく巨大企業の観光部門、巨大商社・観光・不動産資本である。(ここでは単なる投機的取得を含めていない。現実には大きな設備投資を行い、レジャー市場において利潤を追求しようとするものだけを含めている。したがって資本規模も巨大である。)これは勤労大衆の、一定の「所得水準の向上」労働時間の短縮等による労働からの「解放」を、労働者の強い自然への欲求を逆手にとって、新たな形の利潤追求の道具立てにしようとするレジャー資本のどん欲な運動形態に他ならない。

さて第四の類型に、畜産インテグレーションと「社有林造成」のための土地集積をあげなければならない。ともに土地生産力を利用しようとしていること、取得範囲が全道的である点で共通している。担う資本は、前者が畜産部門における商品生産、流通・販売の一元的市場支配をねらうものである以上、主要な巨大商社系列下の諸資本である。一方後者の担当資本はいうまでもなく巨大紙・パルプ資本、木材資本である。しかし両者共に、その土地集積の意図にいささかの疑問もないわけではない。というのは前者は、主要な先行取得集中地域がすでにみた道東における交通体系変革のカナメ的地帯であること<sup>9)</sup>、また牧場名目で取得した土地(農用地)を放置して荒廃させ、他の利用目的に転用する事例もある点など、土地の値上りや転売だけをめざす投機的な性格を色濃くもっているからである。一方後者の土地集積については、産業備林造成的動機も一概に否定できないが、集積林地に国家・自治体補助を援用して造林・林道建設を進め、林地集積を利潤の企業内留保、あるいは税金対策の一形態たらしめること、さらに取得地の転売や、自社のレジャー開発用地に供すること等、投機的な色彩をぬぐいされないからである。

第五の類型は、以上の四つの類型の諸地域にすべて付随し、かつ全道的・分散的であって、土地価格の上昇・転売、企業信用の補強等のみを問題とするようなまったくの投機的、資産的土地集積である。これを担うのは巨大企業から群小の不動産資本、および個人に至るすべての貨幣資本所有体である。この第五の類型は、今日の農外資本の土地集積がインフレ＝不換紙幣の急速な減価および昭和30年代以降の傾向的で急激な地価上昇を主要契機として進展しているがゆえに、今日の農外資本による土地集積タイプのいわば源基的形態ともいうべきものであり、土地集積に向けられた投機的貨幣資本の一般的動機を示すものなのである。

最後に第六の類型として、いわゆる開発対象地としては見向きもされない地帯で、人工林集積の進んだいわば林業地帯として特化しうる可能性をもつ農・山村地帯での、地域内での比較的富裕な非農家層、農家上層および中小地場資本による土地集積をあげておきたい。網走支庁美幌町等でその例をみることができる。もちろん彼らの土地集積も第五の類型のらち内には

あるであろう。彼らは、彼らの居住地域が開発対象地にまだ編入されていないがゆえに、離農跡地・植林転用地・原野等の獲得競争に勝利するのである。しかし一方で自己の地域が、林業地帯というような（林業だけとは限らないが）、第一次産業としても特化する可能性を有することを先取りしながら、単なる当面の土地の売買差益のみを問題とせず、積極的には林業経営をめざし、消極的意味では造林地の財産保有化をめざして土地＝林地集積を行うのである。ここに資本規模はとるにたらないが、今日の特殊的、派生的な土地集積類型としてあげたゆえんがある。

#### 注

- 1) 建設省計画局「企業の土地取得等に関する調査結果の概要」'72.8.30.
- 2) 日本農業年報第 XXIII 集「土地政策と農業問題」p.95, '74.11.
- 3) 他の調査結果としては共同通信（昭48.3.31 調査、全国で363,570 ha、北海道87,049 ha）等がある。
- 4) 北海道農業会議「土地利用と農外資本の土地取得状況に関する調査結果」'73.8. およびその「追加調査」'72.12, 「第3次調査結果」'73.12.
- 5) 以下の農外資本による土地取得の実態の多くは'72~'73の北海道新聞の記事より採録した。1カ所の実態に複数以上の記事を採用している場合もあり、あえてそれぞれの注をひかえた。また、記事内容自体に正確な事実を反映していない場合もあると思われるが、取得実態の傾向を知る上では差しつかえないと考え、逐一確認をしていない。
- 6) 小笠原熊吉「洞爺湖周辺における林地流動化の動向」林、北海道林務部、昭和47年5月。
- 7) 北海道新聞昭和47年8月12日、9月14日付。
- 8) 西谷 肇「畜産部門への大資本、総合商社の進出」北海道経済、1971.1, No.83, 畜産インテグレーション関係の用地取得の本道の実態を明らかにしたものに、この他に河相一成「現地ルポ 変貌する北海道農業」農政調査時報第18号、1970年。がある。
- 9) 同上。

### 第3節 地域林業への諸影響について

さて、以上六つの類型にわけて現段階の農外資本の土地取得実態を整序したが、もとよりきわめて概括的である。

次に、これら農外資本の土地取得が取得地域の経済や住民にどのような影響を与えつつあるかという点の考察に移るが、以下ではわれわれの考察対象である林業、森林に対する影響について明らかにしたい。

まず、その第一は、資本の山林・原野の転用売買にともなう異常な土地価格高騰が、当該地域はもとより周辺地域の林野所有者に対して、造林・保育投資、林道投資をはじめ林業生産への意欲を阻害するとともに、林野所有の資産備蓄的側面を一層硬化させていることである。しかもそれ以上に重大なことは、林地価格の上昇と地域内森林の虫食いによって、部落内・町村内の林業生産に対する秩序だった社会的な相互規制、あるいは統一されていた集团的意志というものが破壊され始めていることである。この回復は個々の林野所有者の主観的な林業生産への意欲の回復以上に困難なことであろう。

また、農外資本による周辺地価を無視した法外な価格による林野購入は、周辺地価をその価格水準に平準化することを通じて林地市場をきわめて硬直的なものとしている。少くともわれわれが、第3章において事例的に明らかにしたような人工林集積地帯における林野所有拡大による上層農家群の林業経営の上向志向は、少からず滅殺されざるをえないであろう。

第二は、この間に諸資本によって取得された10万haにも及ぼうとする山林原野のうち、すでにゴルフ場・スキー場・住宅地・別荘地等に転用され利用されている部分については、「開発」の名の下に想像以上の森林破壊が進行していること、一方まだ未利用である部分、あるいは取得はしたが当分は値上りの期待できないような部分は、人工林・天然林を問わず一切の保有が放棄されていること。つまり、資本によって取得されたほぼすべての山林・原野が、いまや破壊か荒廃かのどちらかの道を歩みつつあることである。それが都市近郊で大規模に進行する場合、近郊森林は完全に林業生産の場から撤退し、「開発」によるいわば森林の「公益的機能」の無視・放棄によって、周辺住民の正常な生産と生活に大きな影響をもたらすに至るであろう。

第三は、地域内の林業生産諸組織、とりわけ森林組合への影響に関するものである。

諸資本による地域内森林の取得は、森林組合にとっては多くの場合ただちに経営基盤の絶対的縮少を意味している。同時に、諸資本の進出によってもたらされた林地価格の急騰は、地域内外の富裕な非農家、上層農家による投機的林地取得をまんえんさせ、すでに分譲され放置されたままの「全国の別荘地」林地所有者の存在ともあいまって、経営の組織化と見通しをきわめて困難なものとしている。さらに、農民からの林野取得を中心にした彼らの地域内森林の取得、集積は、当該地域の農民層分解をさらに促進する要因となることは必然であり、第一点目にあげた周辺林野所有者の意欲減退等とあいまって、組合労務班員を含めた地域内林業生産の担い手に重大な打撃を与えている。以上のような事態は、林業構造改善事業を導入していわば背の伸びきった組合、あるいは十分な活動を行い得ていない組合にとってきわめて深刻である。地域内木材生産とその基盤の縮少、造林の停滞、生産の担い手の分解等、これらの意味するものは森林組合経営の基盤縮少と方向性の喪失に他ならない。

さて、以上三点にわたって、最近のおよそあらゆる業種の資本による山村・原野取得、農山村への進出が、地域林業にどのような影響を与えつつあるかという点に限ってきわめて簡略にのべてきた。もとより、諸資本の農山村進出が、地域経済・農山村民に与える様々な影響を林業の部面だけをとりだして部分的に考えようとするのは、多くの場合一面的に陥りしばしば誤りを含む場合もあろう。農山村民の生産と生活は、今日すでにあらゆる点で現代日本資本主義の深い影響下にある。諸資本による農山村民の土地収奪という、資本と農山村民との新たな対立関係とその諸影響は、今日までにすでに激化している資本と農山村民、農山村経済との諸対立関係との関連において考察されない限り、その全体像は決して浮きぼりにされないであろう。

第6章 むすび—昭和35年以降における民有林  
所有構成の再編成過程の諸特徴—

終戦以降からおおむね昭和30年代の前半に至る時期における北海道の林野所有の再編成は、第1章第2節においてその概略を明らかにしたように、紙・パルプ資本の積極的な林野集積活動を除けば、日本資本主義の復興発展過程における経済的諸契機によって主導されたのではなく、占領軍・国家権力を背景にした一連の土地政策—政治的契機によって基本的な方向付けが与えられた。しかし昭和30年代の後半以降の時期は、前期における強権的な林野の分散化が一応終息し、私的林野所有の集中・分散は、日本資本主義の本格的な高度成長過程における経済的・政策的諸契機によって性格付けられ、方向付けられたと見てよい。

すなわち、戦後第II期における林野所有構成の変動動向のなかにあつて、激しい再編成にさらされている林野は、昭和30年代の後半から開始される日本経済の本格的な高度成長開放経済体制下においてもたらされた急激な農業生産構造、鉱工業生産構造、したがってまた地域経済構造の変化に、最も深刻な社会的・経済的影響を受けた所有主体の林野である。

第30表は、昭和37年～47年における民有林の所有構成変化の総括表であるが、その基本傾向は「農業」の激減、「非農家」の急増、「市町村」の減、「会社」の増である。ただ「非農家」の内部においては「その他」(農家林家の林野を所有したままの離農→非農家化→日雇等の下層労働者化がその主な内容であろう。)  
「サービス業」・「商業」・「育林業」の増の反面、「木

第30表 北海道民有林の所有構成変化

種 別	昭和37年①		昭和47年②		②-①		
	員 数	面 積 (ha)	員 数	面 積 (ha)	員 数	面 積 (ha)	
農 業	100,991	695,578	81,620	528,730	△ 19,371	△ 166,848	
非 農 家	育 林 業	311	25,169	714	33,330	403	8,161
	木 材 業	752	62,414	1,045	45,870	293	△ 16,544
	漁 業	7,820	33,499	8,145	29,915	325	△ 3,584
	商 業	4,123	76,975	5,826	90,268	1,703	13,293
	サ ー ビ ス 業	975	14,934	2,182	30,282	1,207	30,282
	自 由 業	3,040	40,847	3,690	30,010	650	△ 10,837
	そ の 他	11,287	103,937	39,928	289,798	28,641	185,861
小 計	18,308	397,775	68,530	549,473	40,222	151,698	
市 町 村	261	264,618	273	255,999	12	△ 8,619	
団 体	876	72,945	1,163	74,558	287	1,613	
会 社	673	318,975	1,355	352,910	682	33,935	
合 計	131,109	1,749,891	152,941	1,761,670	21,832	11,779	

注)「北海道林業統計」および「所有形態別規模別面積一覧表」(北海道林務部作成)より作成

材業」・「自由業」の減というように内部的にはかなり特徴的な増減動向を示している。

さて、かかる大雑把な所有構成変化をふまえ、日本資本主義の高度経済成長過程＝資本の強蓄積過程における経済的・政策的諸契機によって主導された民有林の再編成についてその基本的な特徴を整理すれば次のようになる。

まず、林野を放出する主体についてみれば第一に、30年代後半以降における農業生産構造の変化とりわけ中小零細農家を中心とした挙家脱農の急増、基幹農業労働力の急激な都市への流出等によって、地域内の相対的限界地における耕境後退が惹起され、また広範な耕作放棄地、植林転用地が生みだされることによって、必然的にそれら農山村地帯での農家所有林野および農地をも含めて土地所有権一般の移転が激化したのである。

それを、農家林家の分解動向（昭和35年～45年）に則してみれば、耕地規模7.5ha以下層の農家林家において、山林保有規模の大小にかかわらず、ほぼ全層的に脱落した。その減少は員数にして約1万9千戸、面積にして約17万haにのぼるぼう大なものである。昭和35年以降における民有林の所有構成の再編成は、かかる農家の所有林野を中軸として展開しており、本道農業および農民的土地所有一般の後退の局面と結びつくことによって可能にされているといえる。

第二の特徴は、人口の減少、地場産業の衰退、とりわけ農業、農家経済の悪化等、総じて農山村地帯における市町村の税収基盤の脆弱化、もしくは絶対的縮少によって、市町村による自主財源の確保、財政の健全化に資するために、市町村有林野の売却傾向がかなり根強いものとなったことである。

第三は、30年代後半以降の産業構造の変化とりわけ石炭から石油へのいわゆる燃料革命による道内石炭産業の衰退と、道産材の原木入手難等による中小木材産業の経営状況の悪化によって、それら企業その他業種への経営転換、経営の立て直しもしくは倒産による資産整理等のために、彼らの所有林野の放出が余儀ないものとなっていることである。

一方、以上の林野を放出する主体に対応して、それを取得・集積する主体が存在する。かくして民有林の再編成が完結するわけであるが、次に、この取得・集積主体に則して、その基本的な特徴を整理する。

第一は、紙・パルプ産業や、大規模な木材企業による林野集積である。彼らは、従来からの産業備林造成および資産備蓄の動機から、主として比較的規模が大きく団地としてまとまりのある林野、例えば市町村、農開協、石炭・中小木材企業、巨大個人所有等の所有林野、さらには集団離農跡地等を確実に集積したのである。と同時に既存社有林の隣接地として小規模な農家所有林野の集積もかなりの規模で進めたのであった。先にのべたように、これらの林野を放出した主体は、高度経済成長過程において多かれ少なかれ窮迫化を余儀なくされた主体であり、逆にその所有林野を集積する側からすれば、昭和30年代の後半期以降最も地価負担を回避できる林野に他ならない。

第二は、土木関係等の中小地場産業・上層農家・商業・サービス業の非農家等、一般に地域内の富裕な諸階層による小規模な林野取得である。彼らの林野取得の動機は様々であるが、一部には所有林野の拡大によって林業経営をめざそうとする主体もあるものの、大部分は財産造成や土地投機を狙いとし、主として地域内の農家所有等の小規模分散的な林野および離農跡地、農家の経営縮少地における植林転用地等を取得したのである。これらの地域内部における林野所有の再編成が最も典型的に進行するのは、いわゆるカラマツ人工林集積地帯である。すなわち昭和30年代において上川・網走・十勝支庁等の内陸農山村地帯での急激なカラマツ人工造林の集積が可能にされたのは、第一に広葉樹のパルプチップ需要の増大やそれに伴う木材商品化の活発化、および冷害備林造林、団地造林における造林補助率のアップ、さらには林業構造改善事業の導入等による地域森林組合の体制強化等によって、地域内の林野所有者による造林投資が有利かつ容易に行われ得たこと、第二に地域内の相対的限界地帯等における離農の激出による広範な農廢地、および経営縮少地が存在したこと、それが一方では植林地転用価格が下畑価格を上回るといふ土地市場動向に裏付けられて農家自身の手で一部は「売るため」に植林転用されると共に、他方では非農家等の地域の富裕な林野取得層の容易で格好な投資対象となったこと等からである。したがって、人工造林集積地帯における私有林所有構成の再編過程は、農廢地造林地等の新たな林野部分—森林面積の増加と、非農家層を中心にした新たな林野所有者層の拡大を伴いつつ、より典型的に放出する側としての零細農家林家、離農農家一般と集積する側としての中小地場産業・富裕な非農家層、中・上層農家が明確に対置されて進行するのである。

ところで上述より明らかなように、昭和30年代後半以降における民有林の所有構成の再編成はその売買林野の規模に規定されて、放出する主体と取得する主体に一応の対応関係が成立しているものであり、いわゆる巨大木材企業による農家所有等の小規模分散的な林野、離農跡地の取得（集団離農跡地の取得はあるが）は、いまだ大規模な進行をみていないといえる。この点に林野所有の再編成過程における現段階的な特徴のひとつがあるといえるが、それはあくまでも、今後、地域内の富裕な諸階層等によって取得された小規模の林野がある程度の団地的まとまりを有した場合に、全道的な林野集積網を有する木材産業等によって一括集積されうる可能性を依然として留保したものである。

さて、林野取得層の最後に高度成長期の末期、昭和47年を前後して「列島改造論」の出現と、当時のドル危機に対応した超緩和金利金融政策が結びつくことによって、不動産・観光資本等の農外資本による雪崩のような山林・原野買占めを挙げなければならない。彼らの取得対象は、民有林におけるすべての所有主体の林野を含んでいるが、わけでも農家所有林野がその大半を占め、その規模と（昭和42年～48年の間で全道的に約10万ha前後が取得された）取得地周辺に与えた影響——とくに取得地周辺地価の上昇——において、それ自体として私的林野所有の再編成をもたらすものであった。

また彼らの林野取得は、住宅用地・別荘用地・ゴルフ用地・観光レジャー用地等の様々な取得目的と、それらの取得目的に対応した取得動機の差と取得地域の差をもって激しく展開したのであるが、いうまでもなく彼らの取得後の林野利用のあり方は、その大部分が林野の林業的利用をめざすものではない。

その意味において、あらゆる業種の農外資本による林野取得が、林野の林業的利用という枠内で林野所有者間の林野売買（林地移動）によって展開した昭和30年代の後半以降における民有林の所有構成の再編成を大きく変質せしめるものとして展開した。いいかえれば、農外資本による全道のあらゆる農山村地帯における林野取得が、取得林野の林業的利用を排除すると共に、いわば正常な林業地代の利子率による資本還元価としての林地価格をはるかに上回る価格において取得することによって、従来の林野の林業的利用の枠内で形成されてきたそれら農山村地帯の林地市場を大きく変質せしめたのである。すなわち、とくに農外資本による林野取得価格が「従前の土地利用体系にそくした地価序列を破り」<sup>1)</sup>、きわめて高位に形成されると共に、その価格水準が周辺地価を平準化することを通じて、従来の形態における林地移動（売買）を硬直化させるのみならず、林野所有の拡大による林業の上志向を減殺し、林地所有の資産備蓄的側面をますます硬化させているのである。

さて以上、昭和30年代後半以降、戦後第II期における北海道の民有林の所有再編成過程の特徴について述べてきたが、昭和40年代の前半期と、農外資本による雪崩的な林野取得の開始される後半期において、再編成の契機や態様に特徴的な変化はあるものの、再編成の基軸が、経済的な自己実現化に乏しい農民の小土地所有利用の広汎な存在と、それらを侵食しつつ拡大する資本自らの土地所有利用の併存対抗関係にあることには変化はない。と同時にその矛盾・対抗関係は一貫して日本資本主義の高度経済成長過程＝資本の強蓄積過程においてもたらされた土地価格一般の傾向的上昇を媒介項として進行したことに基本的な変化はないといえよう。昭和30年代後半以降におけるあらゆる「資本」の林野取得は、取得林野を温存することによって内部留保たらしめるか、売買することによって投機的差益を貪ぼるか、もしくは、ゴルフ場経営等によって利用者から高額な利用料（地代）を取得<sup>2)</sup>するかの相違はあっても農民をはじめとする窮迫的な所有主体から林野を取得すること、したがって、できるだけ地価負担を回避することと、傾向的で急速な土地価格の上昇が構造化していることによって、今日における有力な資本蓄積手段たり得ているといえよう。

#### 注

- 1) 大沼盛男「北海道における農地市場の変化—農外資本の土地取得と農地市場の攪乱」北海道農村研究第46号、p.43、昭49.3。氏は昭和42年の地価序列は、住宅転用地価>工鉱業転用地価>植林転用地価>農業耕作地価>山林地価>原野価格の序列であったが、46・7年には、住宅地価>工鉱業地価>農外資本取得耕地地価>植林転用地価>農外資本取得山林地価>耕作目的地価>の順となり、とりわけ農外資本の取得する山林地価が、林業地代取得水準はもとより農業地代をもこえる水準に形成されていることを明らかにされている。

- 2) ただこの場合、ゴルフ場やレジャーランド等、取得林野にぼう大な設備資金を投下して利潤追求を行う資本にとっては取得土地価格が採算上のひとつのメルクマールにはなるものの、また取得林野を担保にして資金借入する際に土地価格の高騰が有利に作用することはあっても彼らの主要な経営的採算は、レジャー施設利用者の強固な実需要に支えられている。いわゆる「レジャーブーム」が、その背景をなすものであるが、この「レジャーブーム」すら高度経済成長過程——とりわけ所得の増大に伴うレジャー消費の増加、都市的地域における公害等の生活、労働環境の悪化、および急激な技術革新、労働過程の急激な改善に基づく心身の一面的、局部的発揮が過度に要求される労働の増加等——の中でもたらされたものに他ならない。

### Summary

In this thesis, the author wishes to make clean the process of the reorganization throughout the actual analysis in connected with the ownership system of private forest in Hokkaido under the course of high economic growth started from 1960.

The results obtained by these studies are as follows;

1. The remarkable decrease in the number of ownership and in the forest area is found in farmers, local public organizations and various kinds of companies dealing with timber and coal. This is mainly due to the fact that they suffered from very serious social and economical blows which brought by policies for high economic growth. Especially, the decrease in a large number of minor farmers is remarkable, as a matter of fact, almost 28,000 forest owning farm-households and farm forest area amounting to almost 90,000 ha decreased during the period 1960 to 1970. Such a phenomenon primarily depends upon the deterioration of farm management under the Agriculture Basic Law System, the outflow of farmer population toward urban areas and the rapid increase of leaving farm. It can be said that the focus of reorganization of private forest ownership after 1960 was placed on minor farmers, their farm lands and farm forests.

2. Rich businessmen, salaried men, farmers and various kinds of construction companies bought and acquired a piece of forest land in their farm villages, especially, large paper manufacturing industries, large timber companies and tourist business firms carried out the behavior above mentioned all over the Hokkaido.

Wealthy classes in farm villages purchased farm forests and farm lands being converted into afforested ones at the present time, such behaviors are very active in the farming places where their inhabitants are attaching a great weight to both upland field cropping and afforestation as compared with other places, furthermore, the timber selling business is progressive. Moreover, capitals from big paper manufacturing companies and tourist business firms characteristically a large scale of forest land owned by both local public organizations and small timber companies, these small and large capitals purchased the forest to accumulate their estate and to speculate in. The social and economical background of purchasing forest lies in the current sharp rise in the land price spurred the inflationary tendency after 1960.

3. The organization in connected with today's private forest ownership system is evolved around the contradiction and confrontation over land tenure and land utilization between farmers who find their economic independence difficult to maintain, and capitalists who expand their land ownership at the expense of farmers.

### 参考および引用文献

#### 1. 日本資本主義分析・土地問題

- 1) 岡倉古志郎ら編集「講座現代日本資本主義 2 経済」1973年.
- 2) 鶴田満彦「現代日本経済論」1973年.
- 3) 戸田慎太郎著「現代資本主義論」1976年.
- 4) 大内秀明ら編著「講座現代資本主義 ④ 戦後日本の基本構造」昭和50年.
- 5) 笠見太郎「花見酒の経済」1962年.
- 6) 原 司郎「現代金融論」昭和51年.
- 7) 井上清実「通貨制度と物価騰貴の構造」1974年.
- 8) 碓 正夫著「地価をこうみる」昭和48年.
- 9) 前田利光「日本資本主義と土地問題」1972年.
- 10) 宮崎義一著「現代の日本企業を考える」1974年.
- 11) 飯田清悦郎著「土地の経済学」昭和49年.
- 12) 島 恭彦ら監修「講座現代日本の都市問題 3 現代の住宅・土地問題」1971年.
- 13) 佐藤哲郎著「現代の土地問題」1974年.
- 14) 朝日新聞土地問題取材班「土地の病理」1973年.
- 15) 佐藤武夫・西山兎三編「都市問題」1971年.
- 16) 西山兎三ら編「国土と人権」昭和49年.
- 17) 和光調券調査部編「企業のみ資産」昭和47年.
- 18) ジェリスト「土地問題」1971年.
- 19) ジェリスト「土地・人間・生活」1973年.
- 20) 日本農業年報第XXIII集「土地政策と農業問題」1974年.
- 21) 日本農業年報XV「土地問題」1966年.
- 22) 近藤康男編「農業理論研究入門」1964年.
- 23) 石渡貞雄「日本農業論 その基本争点一」1966年.
- 24) 河相一成「土地問題の基本的課題」北方農業, 1977年.

#### 2. 林業経済一般

- 1) 鈴木尚夫「林業経済論序説」1971年.
- 2) 塩谷 勉・黒田迪夫編「林業の展開と山村経済」1972年.
- 3) 野村 勇「日本林業の隷属的展開」昭和49年.
- 4) 阿部正昭「大山林地主の成立」昭和37年.
- 5) 農林省林野庁調査課編「林業の現状分析」昭和38年.
- 6) 福本和夫「新・旧山村地主の実態」昭和30年.
- 7) 潮見俊隆編「山村社会の構造」昭和37年.
- 8) 太田勇次郎編「日本林業の構造と秩序」昭和33年.
- 9) 林野庁調査課「林地価格に関する調査研究 (I)」昭和37年.
- 10) 奥地 正「林地価格形成の諸類型について」林業経済, No. 185, 1964年.
- 11) 財団法人林業金融調査会「林地売買移動の実態—統括分析第23号」昭和41年.
- 12) 鈴木尚夫編「現代日本産業発達史 XII 紙・パルプ」昭和42年.
- 13) 船越昭治「日本林業発展史」昭和35年.
- 14) 大金永治「林業経営論」昭和45年.
- 15) 半田良一「林業経営」1972年.
- 16) 依光良三「森林『開発』の経済分析」昭和50年.
- 17) 産業構造調査会紙・パルプ小委員会編「紙・パルプ産業の構造分析」昭和38年.
- 18) 林 野 庁「山村経済実態調査書—産業備林編第2号—」昭和30年.

- 19) 鈴木尚夫「林野は国有化すべきか」山脈, 1952年.
- 20) 高野了乙「戦後20年の林業問題研究—その遺産と課題—(1)」林業経済, 昭和41年4月.
- 21) 甲斐原一郎「林業経済研究の失明」林業経済, 昭和41年6月.
- 22) 安藤嘉友「林業経済研究の主要課題—『戦後林政の再検討』をかえりみて—」林業経済, 昭和43年10月.
- 23) 岡村明達「基本法美化論の末路—東大林学科における『学問闘争』—」林業経済, 昭和44年8月.
- 24) 岡村明達「林業における土地問題」林業経済, 昭和35年9月.
- 25) 小川 誠「日本資本主義と林業の現段階」林業経済, 昭和46年7月.
- 26) 林業経済研究会「開発・自然保護と林業」林業経済研究会報, No. 83, 1974年.
- 27) 野口俊邦「農民的林野所有・利用の現段階—今日における土地問題の一環として—」林業経済, 昭和47年1月.
- 28) 「特集・開発と林業—林業をめぐる土地問題—」林業経済, 昭和49年1月.
- 29) 「現段階の林業問題と林業経済研究の課題」林業経済, 昭和47年11月.
- 30) 船越昭治「林業の展開構造と山林所有」岩手大学農学部演習林報告, 第3号, 昭和46年3月.

### 3. 北海道関係の農業経済・林業経済

- 1) 湯沢 誠「北海道農業論序説」農林省農総研, 昭和29年.
- 2) 北海道農問研「北海道農業の現状と動向」昭和47年.
- 3) 北海道農業会議編「北海道農業の現段階と展望」昭和41年.
- 4) 石川 登「山持農家の動向」林, 昭和42年2月.
- 5) 小関隆祺「北海道林業の発展過程」北大農学部演習林研究報告, 第22巻, 第1号, 昭和37年.
- 6) 小関隆祺「戦後の北海道林業の展開」『北海道林業の諸問題』所収, 昭和43年.
- 7) 霜鳥 茂「北海道農家林業の実証的研究」北大農学部演習林研究報告, 第23巻, 第2号, 昭和39年.
- 8) 霜鳥 茂「北海道における林地流動化の態様と構造 (I)」北大農学部演習林研究報告, 第34巻, 第1号, 昭和52年.
- 9) 福永義照「北海道における農家林の最近の動向」北海道農林研究, 第33号, 1968年.
- 10) 福永義照「民有林業の発展条件に関する基礎的研究」北海道農林研究, 第43号, 昭和48年.
- 11) 北海道立総合経済研究所「北海道林業の展開構造」北海道経済の現況と課題所収, 昭和47年.
- 12) 大沼盛男「北海道における農地移動と農地価格の対応」北海道農林研究, 第25号, 1964年.
- 13) 柳生 修「北海道における農民による林地経営形成」北海道林業試験場報告, 第14号, 昭和51年.
- 14) 網走支庁「10万ha達成へのあゆみ—網走支庁管内民有林人工造林地」昭和46年.
- 15) 上川支庁「管内民有人工造林5万ha達成記念振興大会講演集」昭和45年.
- 16) 林野庁調査課「林業経済動向調査結果報告」昭和40年度, 昭和42年度版.
- 17) 美幌町「美幌町史」昭和40年.
- 18) 赤井英夫「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」林業経営研究所'66-12, 1967年.
- 19) 杉本四郎「北海道における会社有林経営の現状」林経協月報, 1967年8月.
- 20) 北海道パルプ材協会「北海道の紙パルプ産業」昭和41年.
- 21) 林業経営者協会「北海道の王子山林(下)」林経協月報, 1968年12月.
- 22) 北海道林務部地方課「市町村有林の実態」昭和36年.
- 23) 村井俊介「製材工業の最近の動向と林産行政」北海道経済, 1971年3月.
- 24) 本州製紙株式会社「本州製紙社史」昭和41年.
- 25) 林業発達史調査会「三井物産株式会社木材事業沿革史」昭和33年.
- 26) 福永義照「土地利用変動と林地移動に関する調査研究, 第I報」北海道農林研究, 第49号, 昭和51年.
- 27) 福永義照「林地移動にゆらぐ民有林と森林組合」森林組合, No 36, 1973年6月.
- 28) 大沼盛男「北海道に於ける農地市場の変化」北海道農林研究, 第46号, 昭和49年.
- 29) 紺野忠義・生井郁郎「私有林の林地利用区域内における森林所有者異動の実態」北方林業, 第300号, 1974年.
- 30) 小笠原徳吉「洞爺湖周辺における林地流動化の動向」林, 昭和47年5月.
- 31) 西谷 肇「畜産部門への大資本総合商社の進出」北海道経済, 1971年1月.

- 32) 河相一成「現地ルポ変貌する北海道農業」農政調査時報, 第183号, 1970年8月.
- 33) 加納互全・田中 茂「北海道における私有林野形成の過程—明治より大正期まで—」日林誌, 昭和32年.
- 34) 北海道庁「北海道山林史」昭和28年.
- 35) 宇佐美繁「農地植林転用の現段階的性格」北大農経論叢, 第24集, 1968年.
- 36) 霜鳥 茂「農家林業の展開構造—主として農廢地造林をめぐる—」日林会北支講, 第20号, 1971年.
- 37) 太田原高昭・宇佐美繁・石井 寛「植林転用の意味するもの」北方林業, 1967年8月.
- 38) 石井 寛「農廢地造林について」日林会北支講, 第16号, 昭和42年.

#### 4. 統計書等

- 1) 農林省統計調査部「1960年世界農林業センサス市町村別統計書林業地域調査北海道」昭和37年.
- 2) 農林省統計調査部「1960年世界農林業センサス市町村別統計書 1 北海道」昭和37年.
- 3) 農林省統計調査部「1960年世界農林業センサス林業調査報告書」昭和37年.
- 4) 農林省統計調査部「1965年農業センサス北海道統計書」昭和42年.
- 5) 農林省統計調査部「1970年世界農林業センサス北海道統計書(林業編)」昭和47年.
- 6) 農林省統計調査部「1970年世界農林業センサス林業調査報告書」昭和47年.
- 7) 農林省統計調査部「1970年世界農林業センサス北海道統計書」昭和46年.
- 8) 農林省統計調査部「作物統計」各年版.
- 9) 北海道農林統計協会「北海道農林水産統計」昭和39年, 48年版.
- 10) 北海道林務部「北海道林業統計」各年版.
- 11) 北海道林務部「造林事業実績」各年版.
- 12) 北海道林務部「森林所有者名簿」昭和43年, 50年.
- 13) 北海道林務部「市町村有林実態調査」昭和50年.
- 14) 北海道林務部「所有形態別規模別面積一覧表」昭和47年~50年.
- 15) 北海道農務部「農地年報」各年版.
- 16) 公有林野全国協議会「公有林経営状況調査報告」昭和45年.
- 17) 林野庁「林業統計要覧」各年版.
- 18) 建設省計局「企業の土地取得等に関する調査結果の概要」1972年8月.
- 19) 北海道農業会議「土地利用と農外資本の土地取得状況に関する調査結果」昭和47年8月.
- 20) 北海道農業会議「土地利用と農外資本の土地取得状況に関する追加調査結果」昭和47年11月.
- 21) 北海道農業会議「土地利用と農外資本の土地取得状況に関する第3次調査結果」昭和48年12月.
- 22) 北海道農業会議「田畑売買価格等に関する調査結果」昭和47年.
- 23) 北海道農業会議「水田の植林転用の実態に関する調査結果」昭和46年12月.